家わけっ

題字

鎌鹿

児 田 島

要 原 知

人事

### 解題

書を「『旧記雑録』拾遺家わけ一」として収録し、 鹿児島県史料の中に加え広く研究資料として刊行、 採録されなかったものも相当数あるものと推量されるのである。その中でとくに量が多く且つまとまっているものとして るかのように見られているが決してそうではない。それは藩記録所で編纂した「島津氏世録正統系図」に大きく負うて 先人の遺業を発展的に継承、以て先人の学恩に報い、一層の研究の発展を期そうとするものである。 かない。そもそも伊地知季安・季通父子二代に及び書写編纂された『旧記雑録』は普通薩藩所在の史料を悉く網羅してい くとも鹿児島県の中世史料に関する限りその大半が活字化されたといってよい。しかしこれでもう十分というわけにはい る収録もれもあったと思われる。旧家の史料で気づかれずに或は島津家の歴史に直接関係ないからとして『旧記雑録』に ることからもわかるように島津家中心の編年史料を集成しようという目標があったからでもあり、 「禰寝文書」と「二階堂文書」、そして「島津家文書」のうちの「他家文書」等が特筆されよう。今回は上記の三つ の 文 これまでに二十年の歳月をかけて『旧記雑録』追録・前編・後編・附録の全十七冊を刊行してきた。これによって少な また若干は見落しによ 季安・季通父子ら

後期袮寝院南俣として一括され、建久八年の「大隅国図田帳」には「袮寝南俣四十丁 年貢、不随国務、 元建部清重所知 族で、はじめ藤原姓、ついで建部姓を称し、大隅国の在庁官人として、また郡司・地頭職等も兼帯した。この地方は平安 賜大將殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、貴府別府、以多丁弁四百疋之外、不弁社家 任自由知行之、佐汰十丁丁別世疋 賜大將殿御下文、建部高清知行之」とあり、大隅正八幡宮 正宮領 本家八幡 地頭掃 (現鹿児島

袮寝文書を相伝した袮寝氏とは平安時代後期から大隅半島の南部、現在の根占町・田代町・佐多町一帯に勢力を張った豪

女 には鎌倉時代の後半になると建部姓袮寝氏が田地の買得等により進出、また後述するように鳥浜を領有する藤姓富山 ·横山 袮寝院北俣はまた大袮寝院ともよび(南俣を小袮寝院とよぶ)現在の大根占町と鹿屋市内の大姶良・獅 子 目 ・浜田地区を含む地域であり、在地領主として藤姓富山氏が庄官職たる弁済使職を帯していた。 地 念 部

領となっている。北に接する袮寝院北俣は島津庄寄郡であり、同じく図田帳に「袮寝院北俣四十丁五段三丈」とあ

氏の庶流に袮寝氏が養子として入り一族関係を結んだりし、支配圏を拡大していった。鳥浜文書が袮寝氏庶流

文書として入っているのも右のような歴史的事情によるのである。

くつかの新知見の紹介もみられた。昭和五十九年調査を実施し、同六十一年三月その成果をまとめて刊行した『西日本に おける中世社会と宗教との綜合的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書)の中に近藤成一「袮寝文書の伝来について」 に「新編袮寝氏正統系図・袮寝文書・鹿児島県肝属郡根占町池端フミ氏所蔵文書・同日置郡吉利村鳥浜義夫氏 旧 蔵 文 書 て孔版で刊行され、これにより多くの研究者が便宜を得、また数多くの論文も発表された。それは同書の凡例にあるよう (現九州大学九州文化史研究所々蔵) 袮寝文書は早く昭和三十三・三十四年に九州史料刊行会から九州史料叢書、川添昭二編集 しかしその後年時が経過し、新に発見されたり、所蔵者が移動したりで多少の変化もあり、また研究の進展に伴いい ・同大口市市来政香氏所蔵文書等ノ袮寝氏関係文書ヲ編年整理シタ」も 『禰寢文書』一・二・三とし の であ

本書ではまず東京大学史料編纂所々蔵の「袮寝氏正統世録系譜」・「平氏袮寝家系図」・影写本「袮寝文書」を基本に すなわち同報告において、袮寝本宗家伝来の文書と庶流袮寝家伝来の文書にわけ、 その伝来の経緯と文書所在の現状について、袮寝院及び袮寝氏の歴史と併せて体系的、 網羅的に収集整理した資 且つ詳細に記述してある。 料 をも

寝氏庶流文献」・「貴家文献類集」等)両者を合しても不足するいわば原本不明文書も少なくないが、早く書写成巻され 学史料編纂所の所蔵となり、一部は東京都新宿区穴八幡宮司斎藤直成氏の所蔵となった。(「袮寝氏正統文献外集」・「袮 階では小松従志氏所蔵文書となっているが、後年同文書のうち大半は「平姓称寝氏正統文献」等として東洋文庫・東京大 年に至る間であり、その当事者は袮寝氏から小松氏と改姓した二四代清香である。 ていたため原本並びに写としてその豊富な内容を伝えてくれる。これら文書の整理、成巻の年代は宝暦九年より宝暦十二 編集し、さらに斎藤直成氏所蔵「袮寝文書」のみにあるものを追補して本宗袮寝氏相伝文書を重複を避けて列挙し、 で庶流袮寝氏諸家の文書をこれまた重複をさけて列挙することとする。本宗袮寝家文書の原本は『鹿児島県史』編集の段 清香は旧領の根占・佐多の地に先祖歴

次に庶流袮寝氏諸家の文書について掲載順に概略説明しよう。 また功績碑を建立したりしている。

代の墓碑を修造、

同文書の大部分は 池端文書は鹿児島県肝属郡根占町川北宮原池端乃婦氏所蔵文書。 『旧記雑録』に収録されている。文禄四年、袮寝本宗家の薩摩国日置郡吉利郷への移封の際、 袮寝文書の大半が『旧記雑録』 未採録の中にあって、 そのまま

臣ではなかった故であろう。池端の名は所領袮寝院南俣郡本内池縁蘭による。同氏は袮寝家本宗五代清治の子清信を始祖 録』にも採録されたのであろう。また他の諸家と異って「水戸黄門詳覧文集」乾にみえないのは近世、 その地にとどまり、 その子清種の代に集積した所領をもとに代々相伝、 藩直轄領、 小袮寝郷の郷士となったため、その後の藩記録所の文書採訪の際提出書写されて『旧記雑 後掲の角氏と並ぶ有力庶家であった。 「御文書 十七通 もはや袮寝氏の家 元

収録されている。

「御証判十二通

亨」、「讓状三十通

利」、「雜書二十四通

貞」の四巻からなり、

九二通のうち七五通が『旧記雑録』に

号」に全文翻刻紹介したことがある。 その富裕ぶりを示すものがみられる。そして袮寝氏一族内における惣領庶子の関係、一族、他氏との関係、庶子家の本宗 郎清政(丸嶺)であったらしい。同文書ではこの清政が袮寝院南俣郡本・佐多村の他、 祭―」)角家は袮寝院南俣西本の角薗に 屋敷をおいたところからその名でよばれるが、 越右衛門」とある文書の原本に当る。 寝邦夫氏所蔵文書」とされている。袮寝氏庶流角家伝来の文書で、「水戸黄門詳覧文集(乾」に「右文書五拾三通、 鹿児島大学附属図書館所蔵の袮寝文書は故市来政香氏旧蔵文書で、市来家文書とよばれてきた。『鹿児島県史』では「袮 (拙稿「大隅国袮寝郡司庶家角氏 について―鹿児島大学図書館所蔵市来文書の再考 現在市来家から鹿児島大学に譲渡され、同大学法文学部紀要、「人文学科論集一三 北俣にも売得により所領を集積、 出自は本宗袮寝氏四代清親の子九 袮寝

佐多椿齋。同人ははじめ上脇氏であった。上脇氏は中世袮寝南俣佐多村西方領主の末である。同文書は「水戸黄門詳覧文 文書一○通の所蔵者として名のみえる上脇神平がその子孫であろう。中世末佐多氏はいったん衰退したがその子孫の一流 集乾」に「右文書四十九通、佐多家、御文書之内ニアリ」として収録されている文書の大部分の原本に当る。また同集に 坂口文書は故坂口忠智氏所蔵文書。同氏夫人久子氏は鹿児島の書家小松甲川(文雄)の女、小松文雄の父は薩藩奥絵師

家々臣への推移等、

種々の問題を考察する上での重要史料となっている。

上脇氏が佐多家相伝文書を取得格護し現在に至ったものと考えられる。『鹿児島県史』には小松文雄氏所蔵文書とあり、異 国警固番役覆勘状等が相当数まとまっており、かつ未刊の文書もかなりあって今後の研究史料として重要視されている。 早稲田大学図書館所蔵祢寝文書は『早稲田大学所蔵 室収集 文書』下巻(吉川弘文館、早稲田大学図書館編) のうちに

集』二(早稲田大学出版部)のうちに禰寢文書(二一五号―二二二号)、原田文書(二二三号―二五一号)としてすべ て

したものではないかと考えられるが、さらに検討を要しよう。 は薩摩國揖宿郡指宿氏支族原田氏関係史料であるが室町期同郡が袮寝氏の領有下にあった関係から一巻に仕立てられ伝来 許可を得て写真撮影したものからあらためて解読したが、その際前掲書を参考にさせていただいた。原田文書とあるもの 写真版で載録されている。そして巻末に瀬野精一郎氏の解題が記されている。本史料集刊行に際してはとくに同図書館の (拙稿、鹿大史学一三「指宿氏支族原田氏について」)

氏関係文書とが混在しているのである。 書が重複しない文書となる。鳥浜は神河と共に島津庄大隅方寄郡袮寝院北俣の郡本村の北辺海岸に位置し、 号~一六号、一八号~二一号、二三号の文書に当る。 結局一一号の元徳三年六月、 分右衛門所持」、「右文書十四、鳥浜座子文書、鳥浜分右衛門所持」として所収の二○通の文書は右の一号~一○号、一二 九州文化史研究施設の所蔵となっており、他の原文書は所在不明である。「水戸黄門詳覧文集乾」に 十五日の沙弥道勝重譲状をはじめ、七・八・九・一○・一三・一六・一八号の八通の文書(正文)が九州大学文学部 的存在となり、やがて家臣化したものと考えられる。したがって同文書には藤姓袮寝氏(富山氏)関係文書と建部姓袮寝 北俣に建部姓袮寝氏一族の勢力が伸張したことについては既述したが、鳥浜氏も建部姓袮寝氏から養子が入ってその庶流 弁済使藤原姓袮寝氏 鳥浜文書は日置郡日吉町吉利鳥浜達夫氏現蔵の「鳥浜氏儀茂伝来系図」所収文書二四通であるが、六号嘉暦三年十一月 (富山氏)の一族が領有していた。雅義の子孫が鳥浜氏である。鎌倉末から南北朝期にかけて袮寝院 建部清武申状他一七・二二・二四号文 「右文書七通、 独立して北俣

東京大学史料編纂所々蔵となっている。原本以外に同所で明治三十七年作成した影写本が三冊あり、それぞれ一に文書四 四点、二に文書・系図、帳簿五八点、三に文書・記録四二点が載録されている。従来二階堂文書といえばこの影写本のこ 一階堂文書は薩藩城下士二階堂家相伝文書であるが、明治維新後同家の東京移住にともない文書も東京に移り、

現在は

以上 統家譜」二〇冊で同じく東京大学史料編纂所に架蔵されてい 0 Ē の は文書 を項 目 莂 に 編 集 て l١ る が ž らに そ れ らに る。 記 事 元祖維遠から二十五代行旦に を 加 えて 歴 代 編 年 别 に 集 成 L ご至る。 た b 0 編纂者は が Ē 誻 この行旦 階堂氏正

行われてい 書二五巻と二階堂正統系図文書二二巻か たことが わ か る。 ま影写本と右の二種の原本との関係を表記すれ らの: 抜粋 であ b, 早く二階堂家に お ば次 て原文書をとりこんだ家譜・ の如 くに たる。

研究や史料集等もこれ

により引用され、

作

成されてきた。

しか

L

同

本は

原

本とも

うべき二階堂氏正

☆二階堂文書(影写本)と東大巻子本(二階堂氏正統家 譜文書25巻・二階堂氏正統系図文書22巻)の対照表 〔二階堂文書 一〕 鎌倉将軍御下文御教書政所下文執権奉書其他文書 鎌倉執権并執事探題奉書其外文書 足利将軍御教書探題成敗職奉書当家譲状等扣 系8 〔二階堂文書 二〕 足利将軍御下文并御感状其外文書 家 6 二階堂家代々領地譲状并執権加判其外文書 家 3 二階堂氏領地豊前国金田庄田畠注進書附 家 1 阿多郡内当家領知由緒文書 家11 当家文書庶流孝行行寬伝来之写并孝行古系図 系10 二階堂氏正統古系図二巻、姓名古書付一通 家 8 〔二階堂文書 三〕 将軍義政公大将御拝賀之記一通忠行供奉 家 7 除目聞書當家行雄行久并庶流成藤任官 家 9 御家判物其外文書 家 4 当家寄進状并起請文之前書 家10 近衛内前公諸大夫并堂上方奉翰 系 4 堂上方諸大名往復書翰 系 3 列侯官吏并中山王中城王子書牘 系6

系図

の編集が統家譜文

K る願望が強かった。在府中、林信徴に嘱して自ら編纂に当った家譜の序文を得、 あるが、 「二階堂氏牟礼城記」を山本正誼に嘱して建碑、天明二年には同高橋に「二階堂氏来由並寺縁之記」を建碑、 同人は安永二年大目付、 明和七年寄合、安永三年家老に列した。歴史に関心深く、 国許にあっては安永九年旧領田布施池辺 先祖の功業を顕彰しようとす さらに寛

成され保存されたのは多くはこの行旦の努力のたまものといってもよいであろう。 政元年には城下寿国寺に元祖以降二十一世に至る先祖の墓を合葬、由緒の建碑をしている。二階堂文書が現在の形体に修

P たように「旧記雑録」の多く依拠した「島津氏世録正統系図」のもつ島津家を中心とした編年史料集としての性格による は除く)一六九点(重複分五点を含む)のうち、「旧記雑録」所収のものは五九点ときわめて少ない。 これは冒頭で述べ 程度は高く、藩記録所の「島津氏世録正統系図」に比して遜色はない。藩記録所は当然この二階堂文書の存在は承知して いたであろう。しかし「正譜」所収の中世文書(「旧記雑録後編」収載の寛永二十一年までのもの。正保二年以後の のであろうか 「正譜」についていえば、 記述の体裁や文章の書体等は丹念ですぐれており、 文書の写も正文を忠実に模していて b の

弘安八年の霜月騒動で誅滅された後も所領を保持、 久が宝治元年鮫島家高改易後領有した(宰府領)薩摩国阿多郡北方地頭職を文永三年には忍照に譲渡、忍照は夫の行景が 摩二階堂氏は行政のあと行村・元行・行氏・行景・泰行と続く統で、元行の弟行久の女(忍照)が行景に嫁したから、 政以降、 えて器用代官を阿多北方に差遣するよう命じられ、正応五年には泰行の下向が実現した。尓来薩摩二階堂氏は領地に根を 一族繁衍して評定衆・引付衆・政所執事等幕府要職につくものも多く、人材を輩出した。二階堂文書を伝えた薩 これを泰行以後の子孫に伝えたわけである。文永八年、 元軍襲来に備 行

鎌倉の二階堂の地名を負う二階堂氏は鎌倉幕府の文吏系の有力御家人であり、幕府創立期に活躍した五代藤原山城守行

の負担分担をめぐって惣領庶子間の係争が続いている。二階堂文書はこのような当時の武家社会の実態を知る上で重要な また泰行以後、 おろし南薩の有力領主として在地支配に腐心、 一族がわかれ、 所領を分有した結果、関東年貢(はじめ永福寺修理用途、 南北朝、 室町の争乱期を経て次第に島津家臣団の中にとりこまれて行く。 のち将軍御所用途一五〇貫文)

なお参考までに以前二階堂文書を編年順に比較的数多く採録した史料集として、鹿児島県史料集⟨Ⅷ⟩『薩摩国阿多郡史

文書とみなされているのであり、今後の研究の史料として活用を期待したい。

料』(昭和四十二年、鹿児島県史料刊行会)のあることを附記しておく。

野原文書目録案とは直接関係する文書群であり、 下知状(二六号)、康永二年四月十二日の足利直義軍勢催促御教書(三四号)、貞和七年三月三十日の二階堂行存譲状 三十七通巻二」と同種のものとみられるが、どういう経緯か不明であるが別箱に収納されて(「四番箱下、二十二」の貼札 らの関連史料と益山氏の所領相伝関係文書が約半数をしめているのである。前出巻一の天福二年五月廿七日の益山庄内上 山庄は島津庄寄郡加世田別符等と境を接していた関係から、同庄の在地領主益山氏と近隣の郡郷司との係争があり、それ 三号文書は元仁二年三月の宇佐弥勒寺々家公文所下文で、長吏檀棟清袖判の大隅国正八幡宮領薩摩国益山庄宛のもの、 五日の源頼朝袖加判平盛時奉書(一号)をはじめ文治三年三月の平重澄寄進状(二号)、元徳元年十二月二十五日の 鎮 西 あり)分離整理されることになったのであろう。内容は巻一のものに近く、四十四通のうち、著名な(文治五年)八月十 氏の実態を究明できる史料として期待される。 の五通のみが『旧記雑録前編一』等に収録されているが、残りの三十九通はほとんど未刊、未紹介の史料である。 は既刊の大日本古文書 『島津家文書之三』 の中に 収録されている 「他家文書ニ+七通巻一」、「他家文書 従来この文書目録案でしかうかがい知り得なかった薩摩国益山庄及び益  $\cong$ 

書であり、他に三十三号文書・四十二号文書も伊作庄関係文書である。六号文書は文永八年十二月十六日の比丘尼成阿請 る。四十四号文書は年月日を欠くが、沙弥かくちの薩摩国鹿児島郡上伊敷村名田畠以下山野の譲状で南北朝中頃のものと する長島が中世肥後天草の内にあったことも明確にできる。既掲の二十六号文書は二階堂文書の案文であるが、他に二十 五号文書までの三点は元徳元年肥後国天草郡内長島の山田野の領有をめぐる天草蓮種子息浄種と山田野覚心との長文の相(『ご) 文で伊集院郡司職の相伝関係を証明する史料となる。他に三十六号文書も伊集院関係文書である。二十三号文書から二十 九号、三十一号、三十二号、三十五号、三十八号、三十九号、四十号文書等は何れも阿多郡関係、二階堂氏関係文書であ 論裁許の鎮西下知状並びに御教書であり、同地方の中世の状況を明らかにする重要な史料といえよう。現在鹿児島県に属 五号文書は建長七年十二月廿五日の関東下知状、伊作庄下司職をめぐる相論の裁許状で伊作庄研究史料として重要な文

文書や入来院家文書の現在の姿に至る経緯のうかがえる史料である。 から島津忠久署判の文書を島津家へ進上した返礼に送られたものである。近世に入って文書の交換、移動があって島津家 以上「他家文書」の目録にしたがって紹介したが、未刊の文書ということもあって内容の豊富な史実の解明に役立つ重 また三十四号文書は前書にあるように現在入来院家文書に原本のある足利直義催促状の写であり、 延宝二年、 入来院家

推定され、鹿児島市史関係史料として珍重されるべきものであろう。

要な史料を多く含んでおり、その集成の経緯の究明とも併せて今後の研究上での活用が竢たれる。

(五味克夫)

例

史料旧記雑録 本書は旧記雑録に未採録の「袮寝文書」「二階堂文書」 島津家文書のうち「他家文書四通」を収めて 「鹿児島県 拾遺家わけ一」として刊行するものである。「袮寝文書」「二階堂文書」は編年によらず所蔵者別成

書名のみを掲げた重出文書(本文を省略した文書)は※(重出文書番号)を示し、重出文書が収載されている底本 各本ともに文書目録、本文の順に掲載した。本文では重出文書は文書名・本文共省略した。文書目録に於ては文

個々の文書の掲出にあたっては、収載本の掲載順位によらず、原本及び原本に近い写本の順によった。 収載された文書を諸本によって修正または補充する場合は次のようにした。

名を文書名の下部に記した。

巻順に従った。

7 修正される箇所は「一で囲み、その右側に修正字句を記した。

補充部分は▽△で示し、挿入には、▽の記号を使用した。

修正や補充に使用した典拠史料の略記号は別記凡例に示した。

文書名は原則として正文・案文・写などの別を示し、頭に○を附して本文と区別した。

刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

書)、『』(朱書)で囲んだ。尚、重複・煩瑣にわたるものは、これを省略した。 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「

10

イ 合点は、頭または右肩に「〜」(墨)、「、〜」(朱)で示した。

ゥ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

書状の封じ目は、底本にあわせて「!!」や「~」を併用した。

オ 文書・記録・記事には、適宜に読点「丶」および並列点「・」を付した。

原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□□を以て示し、墨抹等により解読困難な字は韉又は‱≪を以て示した。

頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所の文末にまと 見せ消は、その文字の左側に「~」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

編者の付した注は、原注と区別するために ( ) で囲んだ。

めた。

原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略

欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

変体仮名は、現行の平仮名に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

漢字は一部の異・略・俗体文字を除き原則として底本の用字に従った。

当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

愛岩 (宕) 覚語 (悟) 案堵 (安)

陳 (陣)

蜜 (密)

諏方(訪)

麑 (鹿兒)

飛弾(驒)

太輔 (大)

狼籍(藉)

百性 (姓)

(蕃)

「袮寝文書」「二階堂文書」についての特記すべき事項については別に凡例を設けた。

凡	袮寝	目	例	解	
例	文書	次	言	題	旧記雑録拾遺家わけ一 目 次

坂口文書 袮寝文書

(鹿児島大学附属図書館所蔵)

平姓称寝氏文書写(鹿児島県立図書館所蔵)………………………………………………………………四三二 袮寝文書(東京大学史料編纂所所蔵影写本)⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯一一○□ 平氏袮寝家系図(東京大学史料編纂所所蔵)………………………………………………………………………一五六

-------四八〇

·四四〇

袮寝氏正統世録系譜(東京大学史料編纂所所蔵)

一階堂文書
凡例
二階堂氏正統家譜(東京大学史料編纂所所蔵)五二六
二階堂氏正統家譜文書(文書目録)六二六
二階堂文書(文書目録)
他家文書四千(東京大学史料編纂所所蔵)

禰

寢

文

書

### 〈袮寝文書〉

### 凡

例

袮寝文書の掲載順および掲載文書数は次のとおりである。

祢寝文書(黎明館所蔵)	鳥濱文書(鳥濱達夫氏旧蔵)	<b>袮寝文書(早稲田大学附属図書館所蔵)</b>	坂口文書(坂口久子氏所蔵)	<b>袮寝文書(鹿児島大学附属図書館所蔵)</b>	池端文書(池端乃婦氏所蔵)	平姓袮寝氏文書写(鹿児島県立図書館所蔵)	袮寝文書(斎藤直成氏所蔵)	袮寝文書(東京大学史料編纂所所蔵影写本)	平氏袮寝家系図(東京大学史料編纂所所蔵)	<b>袮寝氏正統世録系譜(東京大学史料編纂所所蔵)</b>	所 蔵 別
黎	鳥	早	坂	鹿	池	県	斎	影	系	Œ	略
明	濱	大	П	大	端	図	藤	写	図	譜	称
	二四	三八	五二	五九	九 一 —	一〇九	二五四	五〇二	1 1 11	二六七	総数
<b>-</b>	四	三七	<u></u>	一六	八二	_	六	三六六	<u>-</u>	二六七	掲載数

次に掲げる二つはいずれも重出文書であるため文書目録・本文共省略した。 袮寝文書 (出水市歴史民俗資料館所蔵) 平姓祢寝氏正統文献(東洋文庫所蔵) 東 出 洋 水 四七 五.

修正や補充にあたっての典拠史料は次の略記号で示した。

**袮寝文書(東京大学史料編纂所所蔵) 袮寝氏正統世録系譜** Œ

平氏袮寝家系図

**A** 

袮寝文書 (斉藤直成氏所蔵)

袮寝文書(鹿児島大学附属図書館所蔵)

袮寝氏正統世録系譜に於ては文書関連の記事のみを掲出した。 平姓袮寝氏正統文献 **®** 

旧記雑録同一文書 鳥濱文書 (B)

袮寝文書(斉藤直成氏所蔵)は重出文書が多数のため巻首部分の表題のみを掲載したところもある。

本文における巻子本の表題は 〔 〕で示した。

# 新編禰寢氏正統世録系譜 (東京大学史料編纂所所蔵)

文書名及びその他の収載本

番

号

年

月

日

新編禰寢氏正統系圖

七       建果五年九月十六日       股東下文案       股東下文案       大隅国司庁宣       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大隅国市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大陆市       大田市       大田市
(確然完年) 二月廿九日 建仁三年 十月 三日 建仁三年 十月 三日 建仁三年 十月 三日
建仁三年十月三日建仁三年八月 日建仁三年八月 日
巻
北条時政書 関東下文案
巻之一〕

大隅守護所右衛門尉藤原某施行状東洋	寬元元年 九 月 二 日	五五
大隅守護代沙弥某施行状東洋	仁治二年十一月十二日	二四
右衛門尉某書状東洋	「嘉禎三年」 正月廿五日	11111
名越朝時袖加判藤原宗康奉書東洋・系図・県図	天福二年十一月 九 日	1111
大隅国守護所施行状	寛喜元年十一月十二日	=======================================
大隅国守護代名越朝某奉書	寛喜元年十一月十一日	$\frac{1}{0}$
弥勒寺寺家公文所下文東洋	嘉禄元年 九 月 日	一九
大隅国守護代名越朝某施行状	嘉禄元年 八 月廿五日	一八八
北條朝時書状東洋	「嘉禄元年」八 月十二日	一七
大隅国守護名越朝時下知状東洋	嘉禄元年 八 月 日	一六
弥勒寺寺家公文所下文東洋・系図	貞應三年 六 月 日	一五
六波羅施行状 ······東洋·系図·県図	貞應三年 五 月廿六日	一四
北條義時書状 ·····東洋·系図·県図	(貞應三年ヵ) 五月 一日	_ =
関東下知状 ······東洋·系図·県図	貞應三年 四 月十四日	<u>-</u>
大隅国守護所下文 ····································	貞應元年 八 月 日	_
<b>袮寝清重譲状東洋</b>	承久三年 三 月廿三日	$\ddot{\circ}$
大隅国留守所下文	建保五年十一月 日	九

### 祢寝氏正統世錄系譜

建部清治譲状東洋	正和三年 九 月 十 日	三九
鎮西下知状東洋	延慶二年十二月廿二日	三八
鎮西下知状東洋	延慶二年 十 月廿二日	三七
大隅国守護北条時直書下東洋	嘉元三年十二月 三 日	三六
建部清親讓状東洋	正安三年 二 月廿一日	三五
六波羅施行状 ······東洋·斎藤·系図·県図	正應二年 五 月廿八日	三四
蒙古合戦勲功賞配分状東洋・系図	正應元年 十 月 三 日	111111
将軍 樵康 家政所下文東洋・系図・県図	正應元年 九 月廿七日	=======================================
鎮西談議所奉行人連署奉書東洋	弘安九年閏十二月十八日	Ξ
建部清綱所從抄帳東洋	建治二年 正 月 卅 日	$\equiv$
建部清綱譲状東洋	正元元年後十月 五 日	二九
巻之二	〔禰寢氏正統世録系譜 卷	
不圖 第	新編襴寢氏世録正統系圖	
大隅国司庁宣東洋・系図・県図	文永五年 七 月 日	二八
通世奉書案東洋	七月十一日	二七
穴波羅御教書 ······東洋·系図·県図	建長七年 三 月廿五日	二六

五〇	四九	四八	四七	四六	四四	四	四三			新	四二	四一	四〇
	九	八			五	四				編襴			
建武三年 三 月 十 日	建武三年 三 月 五 日		建武元年 六 月十六日	正慶元年十二月廿五日	正慶元年十一月 十 日	正慶元年 十月五日	嘉曆二年 二 月 四 日	〔禰寢氏正統世録系譜 巻	新編禰寢氏世録正統系圖	禰寢氏正統系圖 二	元應二年 十 月 六 日	元應二年 五 月廿五日	文保元年 九 月 五 日
足利尊氏御判御教書案東洋・斎藤・影写・系図・県図	足利尊氏御判御教書案················東洋·斎藤·影写·系図·県図	維訴決断所牒署判人目録案	雑訴決断所牒東洋・県図	鎮西下知状東洋	鎮西下知状東洋	鎮西下知状東洋	沙弥行智譲状東洋	卷之三上〕	不圖第		鎮西施行状東洋	鎮西施行状	建部清任請文東洋

五一

建武三年 三 月十二日

高師直奉書 ………………東洋

### 袮寝氏正統世録系譜

日 建部清成寄進状案東洋	貞和元年 九 月 三	六五
日 島津道鑑点 挙状東洋・系図・県図	康永元年十二月十一	六四
日   畠山直顕挙状東洋・系図・県図	潛應四年 七 月廿三	六三
日 少弐頼尚書下案東洋・斎藤・影写・系図・県図	暦應三年 五 月 世 コ	六二
日 建部清成預ケ状案東洋	曆應三年 三 月廿五	六一
巻之四下〕	〔禰寝氏正統世録系譜	
正統系圖第	新編禰寢氏世録正統系圖	
日 建部清成軍忠状案東洋	暦應二年 八 月廿八日	六〇
日 三条泰季御教書東洋・系図・県図	延元二年 三 月十七日	五九
日 畠山直顕書下東洋・系図・県図	建武五年 七 月 七 1	五八
日 足利直義感状 ······東洋·系図·県図	建武五年 五 月 六 1	五七
日 足利直義御判御教書案東洋・斎藤・影写・系図・県図	建武四年 九 月十五日	五六
.日 足利直義軍勢催促状 ····································	建武四年 五 月十六日	五五五
日 足利直義感状案東洋・斎藤・影写・系図・県図	建武四年 二 月廿八日	五四
日 足利直義感状案東洋・斎藤・影写・系図・県図	建武三年 四 月十七日	五三
日 足利尊氏御判御教書案東洋・斎藤・影写・系図・県図	建武三年 三 月廿六日	五二

八二	八一	八〇	七九	七八八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六
観應二年十二月十三日	観應二年十二月十三日	観應二年 九 月廿三日	観應二年 九 月十五日	観應二年 八 月廿一日	観應二年 八月 日	観應二年 八 月 七 日	観應二年 八 月 日	観應二年 七 月十七日	観應二年 五 月廿三日	観應二年 四 月十四日	貞和六年十二月廿一日	貞和六年十二月十三日	貞和六年十一月十六日	貞和六年 九 月廿八日	貞和六年 五 月十八日	貞和六年 正 月 七 日
尾張義冬挙状	足利直冬感状	足利直冬感状	足利直冬軍勢催促状	畠山直顕挙状	袮寝清成軍忠状案 :	畠山直顕感状	袮寝清成軍忠状	畠山直顕感状	畠山直顕軍勢催促状	畠山直顕感状	足利直冬軍勢催促状	足利直冬軍勢催促状	足利直冬軍勢催促状	足利直冬軍勢催促状	足利直冬軍勢催促状	足利直冬軍勢催促状
	東洋・	·····································	東洋・	東洋・系図		東洋・		東洋・	東洋・	東洋·系図	東洋・系図・	東洋・系図	東洋・	東洋・	東洋・	東洋・
	系 図 •	系図・	東洋・系図・			系 図		系 図 •	系 図	•	系図・		系図・	系図・	系 図 ・	系 図
· 東 洋	県 図	県図	県図	県 図	東洋	県図	東洋	県図	県図	県図	県図	県図	県図	県図	県図	県図

# 新編禰寢氏世録正統系圖

### 〔禰寢氏正統世録系譜 巻之五上〕 五第 上

建武元年 六 月十六日

雜訴決断所牒

九六	九五.	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八 五	八四
延文六年十二月 五 日	延文四年 十 月廿二日	延文二年 二 月十二日	文和五年 四 月廿三日	文和三年 七 月 三 日	文和三年 三 月 日	文和二年 六 月廿四日	文和二年 六 月廿四日	観應三年 六月五日	観應三年 三 月十四日	観應三年 二月 一日	観應三年 正 月廿三日	貞和六年 二 月 九 日
島津氏久兵粮料所預ケ状系図・県図	畠山直顕兵粮料所預ケ状	足利尊氏軍勢催促状	畠山直顕地頭職宛行状系図・県図	足利尊氏軍勢催促状	袮寝清成・同清有軍忠状	建部清成譲状	建部清成譲状	足利直冬感状	足利直冬感状	尾張義冬兵粮料所預ケ状系図・県図	足利直冬感状	建部清成譲状
凶	凶		×					X	凶	X,	X	

東洋	島津氏久書状	二月九日	一〇八
東洋・系図・県図	島津氏久書状	二月一日	- 0七
東洋	相良前頼書状	十二月十一日	10六
東洋	島津氏久書状	八月六日	
東洋	友之書状	七 月廿六日	
東洋	島津氏久書状	七 月廿四日	1011
東洋	島津氏久書状	七 月十七日	1011
東洋	島津氏久書状	七 月十四日	<u>-</u> 0
	巻之六下〕	[禰寢氏正統世録系譜	
	統系圖第六下	新編禰寢氏世録正統系圖	
		新編禰寝氏正統系圖 三	新編
王 令旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	征西将軍宮 糗足令旨	建徳二年 七 月廿四日	00
料所預ヶ状系図・県図	島津氏久兵粮料所預ケ状	貞治六年 七 月 四日	九九九
催促状	島津氏久軍勢催促状	貞治三年 九 月廿二日	九八
料所宛行状系図・県図	島津氏久兵粮料所宛行状	康安二年 七 月廿一日	九七

<b>孒系図・県図</b>	今川了俊貞 書下:	應安五年 正 月廿五日	1 1111
	袮寝清有譲状	文和二年 八 月 一 日	
	巻之七上〕	〔禰寢氏正統世録系譜	
	系圖 第七上	新編襴寢氏世録正統系圖	
東洋	畠山直顕書状	(延文元年ヵ)五 月十三日	110
東洋	畠山直顕書状	(延之)年)四月十日	一 九
東洋	島津氏久書状	九 月十一日	一八八
東洋・系図・県図	島津氏久書状	八 月十九日	二七
東洋	島津氏久書状	八 月十九日	一 一 六
東洋	島津氏久書状	七 月廿六日	一 五 五
	島津氏久書状	七 月十三日	一 四 四
東洋	島津氏久書状	六 月十四日	
	島津氏久書状	五 月廿八日	<u> </u>
	島津氏久書状	四 月廿五日	<u>-</u>
東洋	島津氏久書状	四 月廿五日	<u>-</u>
東洋	島津氏久書状	四月廿日	一〇九

歴安七年 エ 月十五日       今川了俊山書下       ※和四年 三 月 五 日       一系図・         永和四年 三 月 五 日       今川了俊山書下       ※和四年 三 月 五 日       今川了俊山書下         永和四年 三 月 五 日       今川清範書下       ※図・         東暦二年 五 月十五日       今川清範書下       ※図・         康暦二年 七 月十四日       今川清範指が状       ※図・         東暦二年 七 月十四日       今川了俊山黄ケ状       ※窓・         京月二日       今川了俊山黄ケ状       ※窓・         永徳元年 九 月 二 日       今川了俊山書下       ※の一条図・         永徳元年 九 月 三 日       今川了俊山黄ケ状       ※窓・         永徳元年 九 月 三 日       今川了俊山書下       ※の一条図・         永徳元年 九 月 三 日       今川了俊山書下       ※窓・         京田       今川子俊山書下       ※窓・         京田       今川子俊山書下	元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	三元元元二二三
文 文	九九九 六十 七七 日月月 月月 月	六五十三三三十五
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

### 祢寝氏正統世録系譜

今川了俊貞 書状影写	五月四日	一 五 五
今川満範書状	(永徳二年ヵ) 四 月廿三日	五四
今川了俊貞 書状写	(永和二年)四月八日	五三
今川了俊貞 書状写影写	(永和四年) 三月五日	五二
今川了俊貞 書状写影写	二 月十八日	五二
今川了俊貞 書状	(永徳二年) 壬正月十八日	五〇
今川了俊貞書状	(永和四年) 正 月廿七日	一四九
宮内大輔三雄書状	(室徳二年) 正 月十三日	四八
大内義興書状	(明應九年) 正 月十一日	一四七
沙弥昌賢書状	(室徳二年ヵ) 正月五日	一四六
島津元久施行状······系図·県図	明徳四年 四 月廿八日	一 四 五
将軍 足利 家御教書	明徳元年 七 月十八日	一 四 四
島津玄忠元軍勢催促状	康應二年 六 月十二日	一四三
足利将軍家御教書	嘉慶元年 九 月 五 日	四二
<b>菊池武朝書状</b>	二 月十一日	四一
征西将軍宮 良成 令旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	元中二年 二 月 十 日	

## 新編禰寢氏正統系圖 四

## 新編禰寢氏世録正統系圖 八中

## 「禰良氏正統世禄系譜を之八中」

	〔禰寢氏正統世録系譜 巻之八中〕	[八中]
一五六	五 月十八日	今川了俊貞 書状東洋
五七	六月二日	今川了俊貞 書状東洋・影写
五八	(永和二年) 六月五日	野辺盛久書状東洋・影写
五九九	(永徳元年) 六月七日	今川了俊貞 感状東洋
六〇	(永徳元年) 六 月十七日	名和慈冬書状東洋
一六一	六 月廿五日	今川了俊貞 書状 ・・・・・・東洋・影写
六二	六 月廿五日	島津孝久元 書状東洋
一六三	(應永元年) 七月八日	島津元久書状東洋島津元久書状東洋
一六四	(康曆二年) 七 月十四日	今川了俊貞 書状東洋・影写
六五	七月廿日	今川了俊貞 書状東洋・影写
一六六	(永和二年)閏 七 月廿二日	今川了俊貞 書状東洋・影写
一六七	(永和三年) 八月六日	肥後高基書状東洋・影写

		八一	八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四	一七三	一七二	七一	1七〇	一六九	一六八
〔禰寢氏正	新編編		(永徳二年)	(永徳元年ヵ) 九	(永徳二年)				(永和三年)						
,禰寢氏正統世録系譜	新編禰寢氏世録正統系圖	九月四日	九月四日	九月三日	九月三日	八 月廿八日	八 月廿七日	八 月廿六日	八 月廿二日	八 月廿二日	八 月廿二日	八 月廿二日	八 月廿二日	八 月廿二日	八 月廿一日
巻之九下〕	統系圖第九下	今川了俊貞書状東洋・影写	今川了俊貞 書状東洋・	斎藤明真書状東洋:	今川了俊貞 書状	今川満範書状東洋 - 影写	今川満範書状東洋・影	肝付兼氏書状東洋・影	今川満範書状東洋・	周防介隆:能書状東洋・影	公頼書状車	多良木頼重書状	相良前賴書状車	多良木賴仲書状	加賀守房成書状
		筝	影写	影写	東洋	军	影写	影写	影写	影写	東洋	東洋	東洋	東洋	東洋

1	·	
今川了俊貞 書状	(永和三年) 十二月十五日	一九六
今川了俊貞書状	十二月十五日	一 九 五
兼房書状	(永和三年ヵ)十二月十六日	九四
前出雲守師綱書状東洋・影写	十二月十二日	九三
今川満範書状東洋・影写	十二月廿五日	一 九 二
今川了俊貞書状	(康曆二年) 十一月廿六日	一 九 一
野辺盛久書状	十一月廿日	九〇
今川満範書状	(永和三年) 十一月十九日	一八九
今川満範書状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十一月十七日	一八八八
今川了俊貞書状写東洋・	(康曆二年) 十一月十五日	一八七
今川満範書状	(康曆二年) 十 月十六日	一八六
今川満範書状東洋 - 影写	(永和四年)十月七日	八五
実久書状	九 月十五日	一 八 四
島津元久書状	九月七日	八三
今川満範書状	九月七日	八二

### 新編禰寢氏正統系圖

五

### 新編禰寢氏世録正統系圖 十第

九七 貞治二年十一月 五 日	[禰寢氏正統世]
	<b>緊系譜</b> 巻之
建部久清譲状	「補寝氏正統世録系譜 巻之十」 【新聞記本巻/原文書へ ラヘラ東京グラ史本編纂所の幕】

県図	島津久豊宛書下影写・系図・県図	應永十八年十月 九 日	二〇八
	平田親宗・阿多時成連署書状	五月廿八日	二0七
県図	島津玄仲元 契状	應永十五年十月十九日	10x
県図	島津元久宛行状	應永十年十一月廿九日	三 <u>三</u> 五
県図	渋川満頼安書下 ····································	應永四年 六 月十五日	1100
県図	蔵人頭広橋兼宣奉口宣案影写・系図・県図	應永三年 八 月十一日	11011
	建部久清譲状	應安七年十一月 卅 日	101
·影写	建部久清譲状	應安四年 八 月十四日	101
	建部久清置文	應安四年 八 月十四日	1100
	建部久清置文	應安四年 八 月十四日	一九九
	建部久清譲状	建徳二年 八 月 十 日	一九八
卓大	建部久清譲状	貞治二年十一月 五 日	一九七

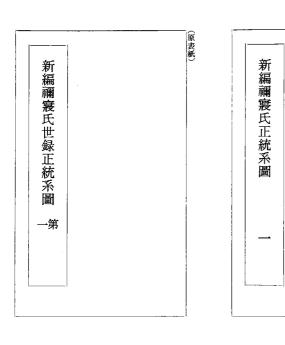
三三五四	111111		11111	===	二九	二八	二七	二六	三五五	二四四	=======================================	<u></u>	=======================================	===	二〇九
永亨八年 八 月 三 日應永廿六年三月 七 日	應永廿一年六月廿五日	應永十六年七月十七日	(文室三年力) 七 月十五日	永亨八年 八 月 三 日	永享七年十二月 五 日	永享七年十二月 五 日	永亨七年 八 月廿三日	八 月廿三日	六 月 九日	十一月廿四日	應永廿三年九月 九 日	應永廿一年六月廿三日	應永十八年十二月廿七日	應永十八年十二月十一日	應永十八年十一月十八日
島津忠国行書下影写・系図・県図建部元清譲状	島津久豊書下影写・系図・県図	建部清平譲状	島津忠国書状	島津忠国宛書下影写・系図・県図	島津忠国宛書下影写·系図·県図	島津忠国宛書下影写·系図·県図	島津忠国垵書下影写·系図·県図	島津貴久賦 書状	島津好久挙状······斎藤·影写	島津久豊書状	島津尊久臨書下影写·系図·県図	島津久豊宛書下影写·系図·県図	島津久豊契状影写•系図•県図	島津久豊宛書下影写・系図・県図	島津久豊稅 書下影写・系図・県図

### 祢寝氏正統世録系譜

· 県 図	口書:状東洋・影写・系図・県図	島津忠治書状	(永正九年)閏四月六日	三三九
• 影写	伊地知重周起請文東洋・ル	伊地知る	永正九年 四 月廿四日	三三八
· 県 図	右中弁藤原宣秀奉口宣案東洋・影写・系図・『	右中弁	永正元年 三 月 廿 日	三三七
· 県 図	右中弁藤原宣秀奉口宣案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東洋・影写・系図・ロ	右中弁	文亀三年十二月十六日	三三六
· 県 図	島津武久加冠状 ······東洋·系図·県		文明十四年十一月十九日	三五
· 影写	置文東洋・	沙弥茂清重	文明十二年二月廿七日	二三四
		巻之十一〕	〔禰寢氏正統世録系譜 ※	
		系 圖 一十第	新編禰寝氏世録正統系圖	
· 県 図	書 下影写・系図・	島津忠国安	享徳二年 七 月十二日	1 1111111
: 影 写		北郷知久契状	文安三年 九 月十六日	1111111
· 県 図	影写・系図・	島津忠国契状	文安二年 十 月 三 日	
: 影 写	義勝 家御教書	将軍義是	嘉吉二年 十 月廿五日	11110
·影写	重清請文	建部重	「嘉吉二年」 六 月廿八日	三九
影写	義勝 家御教書	将軍表	嘉吉元年十二月十二日	三二八
· 県 図	書下影写·系図·	島津忠国宛	永享九年 八 月 一 日	二三七
· 県 図	書下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	島津忠国宛	永享九年 二 月廿八日	二三六

	新納忠元外四名連署起請文	=	三五二
系図	喜入季久外二名連署起請文	元亀四年 二 月廿六日	三五〇
系図	島津義久起請文	元亀四年 二 月廿六日	二四九
・・・・・・系図・	島津家国老・三使・副使等連署状	元亀四年 二 月廿一日	二四八
系図・県図	島津家国老・三使・副使等起請文神文	元亀四年 二月 廿日	二四七
	巻1之十一二〕 [補記…本巻ノ原文書ハ、スペテ東京大学史料編纂所所蔵]	「禰寢氏正統世録系譜 巻之	
	术圖 第二	新編禰寢氏世録正統系圖	
		新編禰寢氏正統系圖 六	新編
東洋・系図・	島津勝久宛行状	天文四年 五 月 五 日	二四六
	建部堯重尊置文	永正四年 六 月 三 日	二四五
・・・・・・東洋・	飛鳥井雅縁詠三十首和歌		二四四
東洋・影写	伊東義祐書状	十二月十二日	二四三
東洋・影写	有馬尚鍳書状	十月 二日	三四三
・・・・・・東洋・影写	島津忠朝書状	二 月 八日	四四一
東洋	島津忠治書状 ・・・・・東洋・影写	七 月十二日	

島津光久書状	二月三日	二六七
島津光久等詠草		二六六
鳥津家久書状	正月五日	二六五
島津家久詠草	三 月廿九日	二六四
島津国老連署知行目録	元和六年 三 月 三 日	二六三
根占重虎目安状案	慶長五年十一月廿六日	二 六 二 六 二
明王院・光宿寺連署覚書案	慶長 五 年五月廿七日	二 六 一
伊集院幸侃・本田親貞連署知行目録	文禄四年 九 月 三 日	二六〇
島津義弘書状	(文禄三年ヵ)  二  月廿八日	二五九
伊集院忠棟外二名連署状	十一月十日	二五八
琉球国中山王書状	萬曆十一年四月廿二日	二五七
伊集院忠棟起請文	天正十年 九 月十七日	二五六
島津義久書状系図・ロ	(天正十年) 九 月十七日	二五五五
大友宗麟書状	八 月十八日	二五四
所領(魔壓)拝領日記	元亀四年 五 月廿四日	三五三
島津家国老連署奉書	元亀四年 五 月廿四日	五五二



禰寢氏正統世録系譜巻之一

(表紙)

## (清重譜中)

○建仁三年癸亥七月三日清重拜戴

也先是重延死因賜清重也 且副有執權北條遠江守時政同年七南俣院者羨刈重延之舊領 且副有執權北條遠江守時政同年七 月二十七日寄於薩隅日三州之 太守島津左衞門尉忠久 頼家卿之御袖判之下文、補大隅國禰寢南侯院地頭職、

〇一 関東下文案

定家號所賜之御下文及副狀臨寫之開于譜端也、

公之書、既而清重初下向、于南侯院、自爾以來以禰寢、

『正文在家藏』

(花押)

右件軄、 大隅國袮寢南俣院地頭軄事、

師所補給也、但論人出来時者、召問兩方、可有左右也. 重延知行之處、死去之由申之、然者、 以清重法

前左衞門督殿仰旨如此、顧家)

建仁三年七月三日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九六号文書ト同文ナリ)

北条時政書狀案

『正文在家藏』

大隅國寢袮郡司入道賜御下文令下向候也、可令存其旨給

(建仁三年) 七月廿七日

謹言、

遠江守在御判(時政)

嶋津左衞門尉殿

(本文書へ「旧記雑録前編一」一九七号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{\Xi}$ 大隅國司廳宣

『正文在家藏』

廳宣 補任袮寢南俣院地頭軄事 留守所

沙弥行西(清重)

申之、然者、以清重法師所補給也、 右件軄、前 左衞門督殿仰 云、重延知行之處、死去之由 **伹論人出來時者、召** 

之狀所宣如件、以宣、

問兩方可有左右也 云~、仍在廳官人等存此旨、 不可違失

建仁三年八月 日

大介藤原朝臣(花押)

『正文在家藏』

大隅國留守所下文

當院者素隅州正八

留守所下 袮寢南俣郡司沙弥行西所

以沙弥行西當郡地頭軄事

同

可早且任前

左衞門督殿仰旨、

21

#### ○清重帯

頼家卿御下文、雖補南俣院地頭職、

幡宮之神官領也以故依

賴家卿之仰受同年八月日留主所大介藤原朝臣下文、(建二三年)

年十月三日留主所下文、安堵當院事備下文開于後、

且依御廳宣

地頭軄事、 右、去八月 存此旨不可違失之狀、所宣如件、 但論人出來時者、召問兩方可左右也云々、仍在廳官人等、 知行之處、死去之由申之、然者、 **致沙汰之狀如件、百姓等存此旨勿違失、故下、** 沙弥行西右件軄、 日御廳宣今月三日到來偁、補任袮寢南俣院 前 以宣者、任御廳宣旨可 以清重法師所補給也、 左衞門督殿仰云、 重延

建仁三年十月三日

大 判 官代 藤 原(花押)

田 諸司検校散位大中臣(花押) 所検校散位建部(花押)

税 所 検 検校散位建部(花押) 校 散位 藤原(花押)

任用

目 大 中 臣(花押)

権 大 掾 原(花押)

権 大掾 散 位 藤 原(花押)

目代

源

○大隅國菱刈住人曽木太郎重能者、 俣院、 訴于關東以故清重帶所賜 恣己之欲、 欲押領南

陳謝重能之鑑訴、清重如元領知南侯院、 頼家卿之御下文建永元年丙寅春参向于鎌倉、 十九日北條相模守義時賜於簡牘左備之、 因同年二月二

於問注所

## **五** 北條義時書下

『正文在家藏』

之由、 大隅國 師被補事実也、但論人出來之時者、召問兩方、 **袮寢南俣院地頭軄事、重延死去之後、** 可有左右 以清重法

了、而件狀爲謀書之旨、菱苅住人重能依於訴訟、被遣問 故左衞門督家御時、去建仁三年七月三日給證文候

事欤、兩方之理非糺決以前者、清重法師可領知之由所候 狀候云々、重能無左右領掌之條、 仍執啓如件、 甚無謂候、更不可信用

也、 (建永元年) 二月廿九日

相模守(花押)

## (清忠譜中)

○受父清重之讓、以建保五年八月二十二日

不改先非、再以南俣院地頭職訴于鎌倉、 將軍家政所下文、補南俣院地頭職、雖然曽木太郎重能 以故清忠與重

六日北條相模守義時賜袖判下文、且任件之旨、同年十 能於問注所決斷之、清忠如元可領之旨、同年九月二十

月同十一月有留主所下文總左備之、

將軍 ,關策家政所下文

『正文在家藏』

將軍家政所下 大隅國袮寢院内南俣住人

補任地頭軄事

袮寢二郎清忠

右、 如問注勘狀者、 重能則雖帶故大將家御下文案、 相傳

督家之御教書之後、于今知行、然則清忠云文書相傳之理、 之條手継不詳、 云當時知行之實、忽難被弃置欤云々者、任相傳證文之理、 清忠亦帶累祖相傳文書之上、給故左衞門

建保五年八月廿二日

可令清忠補任南俣地頭職之狀、 所仰如件、 案主菅野(花押) 以下、

知家事惟宗

令図書少允清原(花押)

別當陸奥守大江朝臣(花押)

大学頭源朝臣(仲章)

右京権大夫兼相模守平朝臣(花押)

右馬権頭源朝臣(頻茂)

左衞門権少尉源朝臣

前遠江守大江朝臣(花押)

武藏守平朝臣(花押)

信濃守藤原朝臣(花押) 書博士中原朝臣(花押)

『正文在家藏』

**七** 

北條義時袖加判散位藤原某奉書

(北條義時)

大隅國袮寢院内南俣地頭職事、清忠重能等遂問注、 清忠

已所給預政所御下文也、然者任彼狀可致沙汰之由、 可令

建保五年九月廿六日

藤内兵衞尉殿

下知給之由候也、

仍以執達如件、

散位藤原奉

 $\bigcirc$  $\wedge$ 大隅國司廳宣

『正文在家藏』

廳宣 留守所

可早任將軍家下文旨、以清忠爲地頭軄袮寢院內南俣事、

副下

將軍家下文

文之旨、可致沙汰之狀、 右件軄者、清忠爲重代之上、文書之理分明也、 所宣如件、以宣、 早任彼下

建保五年十月 日

宮内権大輔兼守藤原朝臣(花押)

〇九 大隅國留守所下文

『正文在家藏』

留守所下 可早任 將軍家政所御下文并御廳宣旨、且依先祖相傳 袮寢院南俣

司軄事、

文書實、

停止藤原重能非論、

以建部清忠、

當俣地頭郡

副下

通

將軍家政所御下文

右、 通 去十月日御廳宣、 國司御廳宜 今月六日到來、狀偁、廳宣留守所、

副下 可早任將軍家下文旨、以清忠爲地頭軄袮寢院內南侯事、 將軍家下文、右件軄者、清忠爲重代之上、文書之

宣者、任將軍家御下文并御廳宣之旨、停止重能非論、以 建部清忠爲當俣地頭郡司、 可致沙汰狀所仰如件、以下、

理分明也、早任彼下文之旨、可致沙汰狀、所宣如件、以

検校沙弥

建保五年十一月

日

大判官代藤原

禰寢清重讓狀

**袮寝院司清重入道辞** 

『正文在家藏』

田 所 検 校 建 部(花押)

税所兼惣検校建部(花押)

任用

目大中臣

権 大掾 建 部(花押)

権 大 掾 建 部(花押)

代 源(花押)

目

(裏継判)(源某)

建部房丸當院司并地頭軄事、(清網)

譲与

副進

右件院、 爲彼軄清重入道之 重代調度文書等

來爲橫人仁成妨、 暫中絶之間、 言上子細 於 ] 領掌之地也、而近

將 軍家之

日、任證文等道理、如本還補异、隨領掌年尚久文書分明

之、承久二年十一月六日、関東參洛之日、近江國爲敵人 也、爰世間不定之間、遮付建部清忠、相副證文、雖讓与

頭軄异、仍爲向後證文、讓狀如件、

被夜打殺异、然者以建部房丸爲嫡子天、

讓与當院司并地

承久三年三月廿三日 袮寢院司(花押)

老父 ○貞應元年壬午八月守護所下文、同三年甲申四月十四日 日北條武藏守泰時、同相模守時房施行狀、同年六月寺 同年五月一日北條陸奥守義時下知狀、 同年五月二十六

○承久三年辛巳三月二十三日爲禰寢院司及地頭職、

(清綱譜中)

清重之讓狀見于左條

家公文所下文等之證書具于後也、

# 大隅國守護所下文

『正文在家藏』

下 小袮寢院

補任地頭軄事

建部清綱

右件清綱、依爲清重法師之息男、讓与彼軄實也、仍任親

可令領掌之狀如件、

貞應元年八月 H

守護所刑部亟大江(花押)

「大隅國守護須直刑部殿御下知袮寢南俣地頭補任、」『在口裏』

関東下知狀

可令早建部清綱爲大隅國袮寢院

『正文在家藏』

南俣地頭軄事

右人、任親父清重法師之讓狀、爲彼軄、守先例、可致沙

汰之狀、依仰下知如件、

貞應三年四月十四日

 $\bigcirc$   $\equiv$ 

北條義時書狀

『正文在家藏』

給安堵御下文候也、 五月一日

謹言、

大隅國袮寢南俣院地頭軄事、任清重法師之讓狀、清綱所

前陸奥守(花押)

六波羅施行狀

『正文在家藏』

部清綱自関東所給預安堵御下文也、任狀早可令施行之狀 大隅國袮寢院南俣地頭軄事、 任親父清重法師之讓狀、建

如件、

貞應三年五月廿六日

武藏守平(花押)

相模守平(花押)

前陸奥守平(花押)

## 弥勒寺寺家公文所下文

『正文在家藏』

検校法印(花押)

寺家公文所下 正宮公文所

可早以建部清綱爲袮寢南俣院

地頭軄事

右件職、

任親父清重法師譲狀、

賜預將軍家御下文云々、

有限御年貢物等、

無懈怠可令進済奉、爲社家、不可忽諸(業)

之狀、 依 長吏仰、下知如件、

貞應三年六月 日

左衞門尉中原(花押)

少別當大法師

權寺主大法師

法 橋上 一人位

法 眼 和 尚位(花押)

○菱刈曽木太郎重能欲押領大隅國禰寢南俣院地頭職、 之 於問注所及決斷、 則清綱帯數通之證書、 以故件地 訴

頭職如元清綱領掌之也、事詳見于嘉禄寛喜年間數通之

大隅國守護名越朝時下知狀

『正文在家藏』

大隅國袮寢南俣院地頭軄事

月十三日故右大將殿御判御下文案遠景入道施行并元久二 右軄者、貞應三年十月廿七日曽木太郎重能帶文治三年三

年七月廿八日遠江入道殿御下知狀訴申之間、就一方之申(北條時数)

息□冠者清綱帶建仁三年七月三日左衞門督殿御教書・遠(昴カ) 狀依難裁斷、給間狀於重能之處、今袮寢次郎清重法師子

廿二日右大臣殿政所下文・貞應三年四月十四日右京権大 江入道殿御副文并建保五年正月日間注所勘狀・同年八月

等、 夫殿御下知狀・同年五月廿六日相模・武藏兩守殿御副文 訴申之間、見合兩方證文之處、建保五年於問注所彼

是對決之後、就勘狀同年八月賜政所下文之上、貞應三年 四月又自大夫殿賜安堵之御下知畢、其上不及問注欤、

於件軄者、清重法師男清綱如元無相違可領掌之、但有此

外之子細者、可尋糺之狀、下知如件、

嘉祿元年八月 日

散位平(花押)(北條朝時)

() **-**七 北條朝時書狀

『正文在家蔵』

申候、披見兩方文書之處、故右大臣殿之御時、遂對決及(編2) 狀候了、然清重法師之子息清綱、以代々之證文等、依訴 右大將殿御判御下文案、訴申候之間、依有其疑、先給問 大隅國正宮御領袮寢南俣院地頭軄事、曽木太郎重能帶故

令成敗候也、恐々謹言、

勘狀御裁断之上、去年給安堵御下知狀候之間、任彼狀所

散位(花押)

「嘉祿元年八月十二日」『在日附之妻』 八月十二日

大隅國守護代時熱專某施行狀

『正文在家藏』

右軄、任代々將軍家御下文之旨、袮寢次郎子息房冠者清

大隅國袮寢南俣院地頭軄事

此外申之子細者、可尋糺之由、所被載于狀也、存其旨可 綱可令領掌之由、賜式部大夫殿御下文畢、但曽木太郎有

令施行之狀如件、

嘉祿元年八月廿五日

守護所御代官右馬允藤原(花押)

○一九 弥勒寺寺家公文所下文

『正文在家藏』

(花押)(檀楝清)

可早以建部清綱爲袮寢

寺家公文所下 正宮公文所

南俣院地頭軄事、

於子細者、被載彼狀者、有限恒例佛神事役并御年貢物等 右件軄、 任親父清重法師譲狀、 賜預関東御成敗狀云々、 稚之間、一腹舎兄伴太郎兼親雖可值問注、

依見所勞暫遅

清綱幼

長・文永年間數通之書也、備于後覧、

々而不相待平瘉、政茂令上洛阜、然者清綱如元無相違可

但尚重能可問注之由令申者、重可被召合也、

茂号得覺重能之讓狀、參上関東可問注之由乍申、

有御下知之處、曽木太郎、不令參上、但聟源三郎政

令安堵也、

电

知行來之處、曽木太郎重能令訴申之間、

可遂兩方問

注

大隅國袮寢院南俣地頭軄事、建部清綱帶代々御下文等令

大隅國守護代母越關某奉書

『正文在家藏』

無懈怠令致其沙汰、奉爲社家不可忽諸之狀、 依 長吏仰、

下知如件、

嘉祿元年九月 日

公文平

左衞門尉中原(花押)

権寺主大法師(花押)

眼 和尚位(花押)

法 少別當大法師

『正文在家藏』

大隅國守護所施行狀

大隅國袮寢南俣地頭軄事

越後守殿御教書大夫奉書(北條朝時) 如此、 任御教書之旨、

存其旨、可被參決之狀如件,

可令安堵也、 但重能可問注之由令申者、

可被召合云々、

建部清綱

寬喜元年十一月十二日

守護所中務丞藤原(花押)

○有兵部房圓遷 重能弟也 無其謂、賜清綱事詳見于天福・嘉禎・仁治・寛元・建 者、 雖訴禰寢南侯院名主職、

因

名越朝時袖加判藤原宗康奉書

『正文在家藏』

存知其旨可令參決之狀、 執達如件、

寛喜元年十一月十一 日 散位藤原朝臣(花押)

依越後守殿仰、

#### (北條朝時)

兵部房圓暹訴申大隅國袮寢院南俣名主軄事、訴狀折紙被

重法師後家女并清綱等給之由所候也、仍執達如件、

遣之、委旨載狀、爲被召尋兩方子細、

可令召進彼論人清

天福二年十一月九日

藤原宗康

平右衞門尉殿

# 〇二三 右衞門尉某書狀

『正文在家藏』

て、しさいを申すへきよし、御けうそくたり候いき、いいた、いや二郎殿、ひやうふのきみともろともにまいりて、さかみのしきふ殿ニ、つきまいらせて申され候しあて、さかみのしきふ殿ニ、つきまいらせて申され候しあれしめのくんしいや二郎殿のたうちきやうの所を、そうねしめのくんしいや二郎殿のたうちきやうの所を、そうねしめのくんしいや二郎殿のたうちきやうの所を、そう

言

運筆

「嘉禎三年」正月廿五日『違筆』

1 右衞門尉(花押)

ひしかりの兵衞入道殿

〇二四 大隅守護代沙弥某施行狀

『正文在家藏』

大隅國御家人袮寢院郡司清綱申院内名主同名名百姓等

云御家人課役、或云京鎌倉参上用途、或勧農時之農夫、付公事令奉行院内來之處、爲名主并百姓等、背先例、或

右清綱申狀云、件条清綱者、當國袮寢院郡司軄也、然間

不從郡司下知由事、

先例、任今月一日御下知之旨、可從郡司清綱下知之狀如不用郡司之催、令難遊云云、事實者、 甚以無其謂、 早依

件、

仁治二年十一月十二日

なハ、もろともにまいらせ給へきよし下知候へく候、謹

につき候いけり、さわ候へとも御けうそもつけられ候いや二郎殿の證文をみ候へハ、度々事きれ候ていや二郎殿

守護所沙弥(花押)

# 〇 五 五 大隅守護所右衞門尉藤原某施行狀

『正文在家藏』

兵部房圓暹申、大隅國袮寢南俣地頭軄事、 遠江入道殿去(朝時)

證文等入見参候了、此條論人兵部房圓暹、 八月廿九日御教書之狀云、大隅國袮寢南俣地頭清綱折紙 先度有訴申旨

之間、雖被成召符、如今所進之證文等者、

度々被経御沙

也云々者、早任御教書之旨、成安堵之思、可被歸國之狀 汰事切之條、顕然次第也、然者賜身暇可被下遣之由所候

寛元元年九月二日

如件、

守護所右衞門尉藤原(花押)

進之狀、 如件、

先例可相隨之旨、

可令下知、

若又名主有辨申旨者、

可注

建長七年三月廿 五日

左近將監(花押)

守護代

通世奉書案

『正文在家藏』

間、

大隅國袮寢院地頭清綱訴訟事、

相尋候之處、無殊子細之

尋加下知了、仍執達如件、

七月十一日

通世

『前』二字相中将殿『在口裏』 寝袮院地頭訴事、」

大隅國司廳宣

『正文在家藏』

廳宣 大隅國留守所

31

六波羅御教書

『正文在家藏』

大隅國御家人袮寝院郡司清綱申、爲直世村名主内、依不

相從郡司所勘由事、

前守護(北條朝時)

道殿〉御下知欤、

清綱帯関東御下文并

所申無相違者、任

早相尋子細、

折紙具書如此、

(原表紙)

由事、

可從郡司所勘之狀、所宣如件者、〔〕官人等冝承知敢勿郡本役云々、然者令停止新儀之違乱、 尤任先例、 名主等右彼名主等、近年号村移、初任検注之時、令闕如有限之

文永五年七月 日

新編禰寢氏世錄正統系圖

二第

大介藤原朝臣

違失、故 以宣、

○文永九年壬申九月二十日不禒法名了本、

禰寢氏正統世錄系譜巻之二

(清親譜中)

○正元元年已未後十月五日受嚴親清綱之譲、襲禰寢南俣

建部清綱所従抄帳

建部清綱譲狀

『正文在家藏』

袮寢院司建部清綱辞

譲与 嫡子清親當院司并地頭軄事、

副渡 代代調度證文等

頭軄早、但清親一期之後者、以嫡子房丸無他妨可讓与彼(清治) 不定之間、遮嫡子清親相副調度證文等、讓与當院司并地 右件院爲彼軄、清綱之先祖重代相傳領掌地也、爰爲世間

職也、仍爲向後、證文讓与之狀如件、以辞、

正元元年後十月五日

散位建部清綱(花押)

所從抄帳事、

嫡子清親得分

母子二人業級沙熊 新次郎一類四人 娘袈沙女 小輔殿娘虎毗沙女 弥十郎 黒次郎丸 矢藤三夫妻 犬市女 藤太郎 父子内三人内一

**僻竜 大源太一類三人子息鬼法師** 

二男賴綱得分

藤太父子二人 犬女母子三人 龜夜叉一類三人 毕鬼二

八郎太郎 松女母子二人松安 平太郎父子二人、

建部太子得分

同中子得分

龜万 矢三郎

清壽母子二人

房門 娘十万人

龜靏 上葉 櫛毛

吉野 市

ほさ

姫王母子二人

小加羅

和泉

乙女 小路

33

『正文在家藏』

○建治二年丙子正月三十日清綱杪帳備于後覧;

同三子得分

同四子得分

久曾御前得分

小輔殿母子三人 与房妻定へ不及給宛事、小輔殿母子三人 但月无者志与房妻也、爲志

得犬女 楽地母子二人 草四郎妻女 藤三郎

廐房得分

毗娑王夫妻馬子 雖不載讓狀抄帳載之 海藤三夫妻

初王丸 次郎女一類四人衆變犬 石丸 虎女母子娘虎熊 乙屎一類三人 定光 譲狀可令相傳 宮熊 稲次郎

周防 玉若 虎妙御前得分

下主御前得分

式部 増女 犬妙子増

一虎房得分

塩賣

初子御前得分

若狹 **袮祇王女** 同者五郎仁可被不便

三男清助得分

龜王丸 太郎入道 能滿 鬼三郎丸 六郎

藤原中子得分

、千歳丸仁宛給候也、

可被不便

千鳥女 田所一類四人

矢藤太殿得分

右、件奴原、任抄帳之旨、各可令相傳、 皮籠矢太郎 限永代譲渡了、

違乱輩者、所譲与所領田畠、 不可領知者也、但所漏抄帳 若背此狀、於致

奴原者、子息等中寄會相分、無違乱可令得分也、仍抄帳

如件、

建治二年正月卅日

散位建部清綱(花押)

『裏継判』(花押)

○山本小次郎清方與清親、相論於稱寢・南俣・内山本・(∀∀)

于左方、

光松之兩名、

弘安九年丙戌閏十二月十八日裁許狀詳載

竹母子、於暇者永放免畢、但千歳一期程者、庄司居薗

## $\subseteq$ 鎭西談議所奉行人連署奉書

『正文在家藏』

守護人千葉太郎下知狀、令押領之由、以清方親父安重并 大隅國袮寝南俣内山本・光松兩名事、 爲郡司清親、 掠取

行事、清方并円幸与清親各雖論申、爲清親被押領之由、 各及訴陳畢、仍於相論之篇者、所令注進関東也、但當知 乙万丸代円幸申狀、被觸訴之間、相觸清親之處、令上府、

知行欤、然者上裁之程者、清親可令知行之由、令問答兩 載清方・円幸等訴狀之上者、就守護人下知狀、清親爲当

方候了、仍執達如件

弘安九年閏十二月十八日

沙弥(花押)

沙弥(花押)

沙弥(花押)

沙弥

正八幡宮所司神官御中

〇正應元年戊子九月二十七日

將軍家政所如舊、賜可領知禰寢南侯院之下文、左開之、

 $\subseteq$ 將軍難家政所下文

『正文在家藏』

將軍家政所下 可令早建部清親領知大隅國袮寝南

右、任亡父散位清綱正元々年潤十月五日譲狀、 (國) 俣院地頭軄事、

守先例、可致沙汰之狀、所仰如件、 以下、

正應元年九月廿七日

案主管野

令左衞門少尉藤原

別當左馬権頭兼相模守平朝臣(花押)

前武藏守平朝臣(花押)

○同年十月三日 (正應元年)

將軍家賞蒙古襲来之戰功、 賜筑前國早良郡比伊卿田

地

同國長淵庄畠地等數筒所、(醬) 具于左之文獻也

# 〇二二 蒙古合戰勲功賞配分狀

『正文在家藏』

弘安四年蒙古合戰勳功賞筑前國早良郡比伊郷地頭軄配分

屋敷三箇所

東吉光名内

刑部左衞門尉

\_\_与 \_\_- 長 宇 \_\_ 宇スコモリ 上 内

安与名

六郎丸

畠地一町

長渕庄内 一所 四大 一所 四大 ・ヤウフサコノ浦 二段 四大浦

一帶 一种 一甲 一長 所田 所<sup>木</sup> 所<sup>嶋</sup> 所下 作

二段二丈 一段一丈 完三段內 袈裟丸 一段三丈

同人 同人

一段四丈

同人

一所 九段大内一段六十歩東依下ナンチャウ 丁 丁

36

田地五町

大隅國袮寝弥次郎清親

有 就孔子配分如此、 有限佛神事本所年貢、守先例、

不

可有懈怠之狀如件、

正應元年十月三日

沙弥(花押)

沙弥(花押)

〇去年

將軍家賜下文、依之北條丹波守同越後守、正應二年己

**丑五月二十八日之副文見于後** 

六波羅施行狀

『正文在家蔵』

可令早建部清親領知大隅國袮寝南侯院地頭軄事、

右、任去年九月廿七日関東安堵御下文、可令致沙汰之狀

如件、

正應二年五月廿八日

丹波守平朝臣(花押)

(清治譜中)

○正安三年辛丑二月二十一日受父清親之讓、爲禰寢南俣

内田畠等、 院地頭及郡司職、且併領筑前國比伊郷内筑後國長淵庄、 國早良郡之内長淵庄何是哉 讓狀載于左、被賞蒙古合戦之文獻曰筑前 讓狀載于左、

建部清親讓狀

『正文在家藏』

譲与娚子孫二郎清治得分(嬌タ)

**袮寝南俣地頭郡司軄并田畠山野等、** 

副渡調度譲文并関

東御下知御下文等事、

嘉元二年八月十九日(清親花押)

同内山本村光松村両名但此內清経得分在之、此外田代村之相違

田代村内大根田四至

限東西河

限南田代○限 西 猿 恒堺/清親花押)『本ノママ』(垣ヵ) 限北

越後守平朝臣(花押)

37

Þ

尾、但東堺大道より東日西波多目北尾ニいたるまて、

小河院内國領

筑前國比伊郷内勲功賞田畠

筑後國永渕庄内勲功賞'

右件所~等任讓狀可令知行之狀如件、

正安三年二月廿一日 散位建部清親(花押)

○有伊佐敷極親弘 海意 者、 訴之、具于嘉元三年乙巳十二月三日之文書也 於清治之領内、 而狼籍、 清治

大隅國守護北條時直書下

『正文在家藏』

法師 海意行惠領内湊海人等、 大隅國袮寢郡司入道行惠吟者子息清治申、 奪取所漁魚類以下所持物由 伊佐敷掾親弘

事、

當郡南俣者、

東南西海邊海人等令漁東南海上、還于

就訴申、雖遣召文、無音之間、以當國御家人酒大夫入道

凑之時、於伊佐敷海路押取魚類以下所持物、致狼籍之旨、

分事、 司清治相論當國袮寝南俣郡得冨名國衙初任検畠書生得

右、兩方申狀雖多子細、所詮、

如性空訴狀者、書生軄者

云々、然則淨意雖論申、背催促不令參決、及兩年之上者、 年十月十七日淨意請文者、行惠訴訟之趣、 難遁違背之咎歟者、可沙汰渡彼所持物於清治之由、可相 無跡形不實也

觸之狀如件、

嘉元三年十二月三日 時直(花押)

守護代

十月二十二日之文書也、見于後、

○味智彌次郎行俊代僧性空相論得富名、見延慶二年己酉

『正文在家藏』

鎭西下知狀

大隅國拒捍使兼執行味智弥次郎行俊代僧性空与袮寝郡

円也・東郷郡司義秀尋問實否之處、円也如執進之嘉元二

跡依罪科被收公之、 補任執行并在廳篤末之條炳焉也、 如嘉禎二年五月十七日延應元年四月日國宣者、 爲國衙進止之軄、 之通例也、代々國宣雖有數通、 于今蒙國免之地、不遂初任検畠之條、 年一度検畠得分者、 御恩之間、不可依國衙之新免、 号國衙新免、 條兩方無異論、 沙汰限云々者、 書生之得分、不遵行之日者、 云當年 嘉元 検注分、 書生得分之條無謂、 國司検畠之時、 跡爲勳功之賞、令拜領関東御下文之以降、爲在庁軄之間' 於自名得富者不可遂検注之由稱之、令抑留 書生軄者往代爲在廳之兼軄、 初任検畠之時、 目代相共令入部、 相從目代検畠之間、遂其節之時者、 被宛行俊光歟、 根本者雖爲國司許否、 可徴納之條勿論、 可被糺返云々、 無弁済之先例、 抽詮要進覧之、在廳者依 國司宛課在廳等歟、 不可嫌検注之有無、 **爰拒捍使兼世執行清俊** 當郡致沙汰之處、 如清治陳狀者、 且如性空所進寬喜四 當郡之先規、 仍云永仁六年分、 至今者爲関東 性空濫訴非 國衙進止之 以當軄令 四箇 清治 諸 隨 自 有 古 丽 國

執行兼軄也、

曾祖父味智新兵衞尉俊光寬喜四年以執行之

替國司免狀、 畢 司不改變先々國宣者不及異儀、 令取書生得分歟、爲下軄身、輙難忽緒國命、將又出帶 号新免不可依件國宣之旨、 被寄進于鹿父若宮御霊竹崎寺驗王渡柱等寺社也云々、 日 所痛中也、 不准傍官之在廳、 性空專可守彼例處、 必可相兼書生軄條無所見、 在名田島事、 年二月十六日関東御下文案者、 1國宣者、 就中就執行軄有書生得分否不及被尋證人之由、 大隅國袮寝南俣得富分初任檢畠事、 加之如清治所進正應元年五月・乾元二年六月 難備永代龜鏡文書之旨、 俊光追兼世之跡可致沙汰云々、 可取書生得分之由、 寄事於武家御恩、 性空雖申之、本主清俊爲國 清俊則爲國衙進止在廳之間 然則且從初任檢島、 大隅國拒捍使并執行及散 **令稱申之條背理致** 性空雖稱之、 不論國檢之有 如狀者執 任先例 性 且 恩 而 空 遷

延慶二年十月廿二日

國宜之旨、

可致其沙汰焉者、

依仰下知如件

前上総介平朝臣(花押)(北條政顯)

(裏継判) (花押)

○曽木五郎太郎宗茂相論山本・光松兩名事、具于延慶二

年己酉十二月二十二日之文書也、開于左、

下知如件、

延慶二年十二月廿二日

〇三八 鎭西下知狀

『正文在家藏』

、 大隅國御家人曽木五郎太郎宗茂与同國袮寝郡司清治相

論當郡南俣内山本・光松兩名事、

如宗茂所進寳治二年十月十三日関東御教書者、

宛行大隅國内袮寝南俣院之由、雖令望申非當時闕之間、花堂前致合戰之時、依抽軍功、以其忠爲重代本領、可被

無左右所不宛行也、仍於彼賞者、 追可有御計 云云、件兩

二年三月十二日同御下知者、山本小次郎清方并乙万丸与

名依爲闕所、可宛賜之旨、宗茂雖申之、如清治備進正應

沙汰、清親所立申依有其理、於彼兩名者、可令清親領掌方并乙万丸者、依非御家人、可爲闕所之由、去年雖有御袮寝次郎清親代子息清治相論大隅國山本光松兩名事、清

云文、

此上不及異儀之間、所被奇捐宗茂訴訟也者、

依仰

(清保譜中)

○正和三年甲寅九月十日、可領南俣院地頭職及諸所之畠

地等之讓狀、備于後、

於法

『正文在家藏』 建部清治譲狀

譲与 嫡子次郎三郎清保當院郡司并地頭軄小河院國領袮寝院司散位建部清治辞

副渡 代代調度證文等、

筑前國比伊郷田地屋敷同國永渕庄白地地頭軄等事

正和三年九月十日

有

散位建部清治(花押)

如件、

40

前上総介平朝臣(花押)(北條政顯)

○有文保元年丁已九月五日、 庶族清任之請文左記之、

建部清任請文

袮寢南俣郡司清保申、當俣郡司地頭兩軄小河院國領等安 『正文在家藏』

領否載起請之詞可注進云々、此条依清保亡父清治訴訟、 去延慶年中番訴陳被経御沙汰之處、 清治正和三年九月十

日令死去之刻、爲清保嫡子、被讓与彼兩軄之、當知行無

候、如被仰下者、云當知行之實否支申人之有無、將又爲公宗,如被仰下者、云當知行之實否支申人之有無、以言之,以 堵事、文保元年六月廿三日御教書八月廿八日畏令拜見仕

子細候之間、存穏便之儀、 清任者任清親讓狀、清保者守祖父清親亡父清治讓狀、 同四年八月十七日令和与之、 相

祖父清綱親父清親所給之代々関東御下文御下知等、 重入道建仁三年七月三日賜左衞門督家御判御下文以来 清保

互令知行候、仍清保狀令進上候、次公領否事、當祖父清

正八幡大菩薩御罸可罷蒙候、 以此旨可有御披露候、

恐惶

所進炳焉候、

若此条僞申候者'

謹言、

建部清任請文(花押)

文保元年九月五日

○元應二年庚申五月二十五日同年十月六日、北條前遠江

守平隨時花押之簡牘備于左見

鎭西施行狀

『正文在家藏』

大隅國平世村雜掌申、 平山郷房以下輩濫妨事

之旨、 院宣并今年三月十三日六波羅施行劃具如此、 沙汰付雜掌於當村、 有子細者、 可被注申也、 早任被仰下

元應二年五月廿五

H

前遠江守(花押)

達如件、

袮寝郡司

河俣掾入道殿

## 

『正文在家藏』 鎭西施行狀

波羅施行、沙汰付雜掌於當村、有子細者、可注申旨、先 大隅國平世村雜掌申平山郷房以下輩濫妨事、就院宣并六

度被仰了、急速可被申左右、仍執達如件、 元應二年十月六日

袮寝郡司殿 河俣掾入道殿

前遠江守(花押)

(原表紙) 新編禰寢氏世錄正統系圖 新編禰寢氏正統系圖 三第 上

42

(麦紙)

禰寢氏正統世錄系譜巻之三上

○嘉曆二年丁卯二月四日、受父清保之讓、襲領禰寢院司

庄畠地等、 讓狀開于左條、

(清成譜中)

及地頭職小河院國領筑前國早良郡比伊郷田地同國長淵

与之狀、如件、

嘉曆二年二月四日

沙弥行智(花押)

○叔父禰寢號山、 五郎清高入道道惠、 相論禰寢院南俣内

光松名之田畠屋敷同山本名内大田中島薗等、

因九州探

十一月十日之下知狀、備于後、

題北條修理亮平朝臣英時投正慶元年壬申十月五日同年

沙弥行智讓狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南俣地頭兼郡司沙弥行智辞 譲与 嫡子孫次郎清成當院司并地頭軄同國小河院國領

筑前國早良郡比伊郷田地屋敷同國長渕庄畠地地頭軄等

事

副渡 代々調度證文等

清成嫡子、 右當院者、爲彼軄行智之先祖重代相傳領掌地也、 相副御下文以下次第調度證文等、 而依爲

限永代所譲

右、就訴陳狀欲有沙汰之處、嘉曆四年三月廿四日兩方和

『正文在家藏』

鎭西下知狀

一郎清成相論大隅國袮寝南俣内光松名田畠屋敷等事、 **袮寝五郎入道々恵与舎兄袮寝郡司入道行智 死去子息孫** 

与訖、如道恵狀者、袮寝南俣内光松名田畠屋敷等事、

番訴陳、以和与之儀、光松名内自尾南限腹帶尾并嚴南波

此上不及異儀、互守彼狀、可致沙汰者、依仰下知如件 多目西者磯、被去与道恵之間、止訴訟云々、行智狀同前

修理亮平朝臣(花押)

止沙汰云云者、

此上不及異儀、

各守彼狀、

可致沙汰矣者、

## 鎭西下知狀

『正文在家藏』

開田者、不可向後相綺、 嘉曆二年十月廿日雖預御下知、 智狀者、道恵与行智雖番訴陳、 書以下事、 田畠事、 与行智雖番訴陳、以和与之儀、相互止沙汰訖、一堺荒野 九月十日讓狀并御下知、 兩方和与訖、 右 論大隅國袮寝南俣山本名内大田中嶋薗以下事、 袮寝五郎 就訴陳狀欲有其沙汰之處、嘉曆四年 徳元三月廿四 同雖番訴陳、 同雖番訴陳、 法師 如道恵狀者、一大田中嶋薗事、 道法 恵名 以和与之儀、 与先郡司 可令知行、一鹿午社祭田事、道恵 以和与儀、 於大田者、任亡父清治正和三年 以和与之儀、 以和与之儀、大田避与道 法師 今者死去 子清成相 相互止沙汰畢、 互止沙汰云云、 於件菌并新 就訴申、 如行 一文 去 日

依仰下知如件

正慶元年十一月十日

○大隅國執行兼拒捍使味智二郎三郎入道俊惠與清成有相 修理亮平朝臣(花押)(北條英時)

論之事、具于正慶元年壬申十二月二十五日北條平英時

下知狀、 開于左條、

## 〇四六 鎭西下知狀

『正文在家藏』

地頭兼郡司清保法師法名行智今子息孫二郎清成相論日次 大隅國執行兼拒捍使味智二郎三郎入道俊恵与袮寝南俣

入物雜事山越粮米以下事、

申難被許容之旨稱之者、 対捍之由申之、清成亦依爲府領、國衙不相繑之間、俊恵所 右、 俊恵則當院爲國領之處、 如清成所進嘉祿・安貞・寛喜 背嘉曆二年切符、 入物以下

恵訖、

於中嶋薗同薗付新開田等者、

行智可知行、

荒野

田薗等事、

道恵与行智雖番訴陳、以和与之儀、終ニ相互

應・元亨大府宣并検注目録及建久八年図田帳者、當院府 嘉禎・仁治・寛元・文永・正應・嘉元・正和・文保・元

領之旨所見也、而俊恵捧嘉曆二年切符、掠申條、 不足信

用、

加之俊恵爲訴人難澁之間、遣召文之上、

以頴娃三郎

八日請文者、爲當参可申所存之旨、 貞澄今年四月十四日尋問實否之處、 雖載之、 如執進俊恵同五月十 即下國异、

然則俊恵訴訟不及沙汰者、依仰下知如件! 随而去九月清成進二答狀之處、于今不參、 難遁難澁咎、

正慶元年十二月廿五日

修理亮平朝臣(花押)

〇四七 雜訴決断所牒

『正文在家藏』

雜訴決断所牒 **袮寝院孫次郎清成所** 

大隅國袮寝院南俣地頭郡司兩軄并筑前國早良郡比伊

田屋敷同國長渕庄畠地等事(上座郡)

建武元年六月十六日

左少史高橋朝臣(花押)(高橋俊春)

右、

件所々、當知行不可有相違者、

左少辨藤原朝臣(花押)

(坊城大宰大貳経顕)(花押)『在裏』

〇四八 雜訴決断所牒署判人目錄案(牒発出人書出)

○建武元年甲戍六月十六日、 可領知大隅國禰寢院南俣地

『正文在家藏』

宰大貳經顯、 地等之旨、 頭郡司兩職及筑前國早良郡比伊郷田屋敷同國長淵荘 高倉左少辨光守・高橋左少史俊春・ 加花押以雜訴決斷所之牒備于後、 坊城太 畠

上判 裹判 "牒被出人々目六』 執筆奉行姉小路大夫判官明成云々 大宰大貳経顕坊城吉田一位殿御イトコ 左少弁光守子息 吉田一位殿又イトコ

左小史高橋俊春

○將軍足利尊氏卿奉

敕命、 貞、忽爲水炭合戰雖及度度、不利而引退播磨州兵庫、 誅伐於北條氏、威勢大振之故、與新田左兵衞督義

於筑前州多多良濱湊之際、入宗像大宮司之舘、然後小 建武三年丙子二月十八日、乘大伴氏之船、赴鎮西、著船

貳入道妙惠同太郎頼尚等相屬、丁此之時菊地掃部助武

尊氏卿所賜之御教書及令弟足利左馬頭直義・執事(鸞)

俊等者屬宮方故、鎭西亦合戰無止時、因建武・延元年

間

高武藏守師直・畠山治部大輔直顯・三條侍從等之簡牘、

共載備後覧

四九 足利尊氏御判御教書案

『正文在家藏』

肝付八郎兼重事、 馳向大隅國々境、 致用意、 可待大將下

向之狀如件

建武三年三月五日

小袮寢郡司一族中

『正文在家藏』

〇五 〇

足利尊氏御判御教書案

(畠山直顕)(継目裏花押) △

校正了

新田右衞門佐義貞與黨以下誅伐事、所被下 院宣也、爲

建武三年三月十日

所々要害警固、不日可馳參之狀如件、

**袮寢孫二郎殿** 

『正文在家藏』 〇 五 一 高師直奉書

大隅國津々浦々船事、爲御上洛之兵船、不謂大小、相副

守護人悉點之、継夜於日、

可被注申員數、次水手梶取事、

厳密可被致其用意之狀、依仰執達如件 建武三年三月十二日

武藏権守(花押)

袮寝郡司殿 (清成)

校正了 『正文在家藏』

〇 五 二

足利尊氏御判御教書案

(離日裏花押)

新田右衞門佐義貞與黨誅伐事、 所被下 院宣也、 爰肝付

八郎兼重以下凶徒、構城墎云々、所差遣嶋津入道々鑑也、

可致軍忠之狀如件

建武三年三月廿六日

**祢寢郡司一族中** 

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八〇六号文書ト同文ナリ)

〇 五 三

足利直義感狀案

『正文在家藏』

校\ 正了 (畠山直顕)(継目裏花押)△

被差遣大將上者、重可致忠節、於恩賞者忩可有其沙汰之 三月十七日注進狀被見了、於宮毛城軍忠事神妙也、 先日

狀如件、

建武三年四月十七日 祢寢孫次郎殿 (清成)

左馬頭(花押)

〇五四 足利直義感狀案

『正文在家藏』

校[正了

(畠山直顕)(継目裏花押) △

日向國合戦軍忠事、尤以神妙也、弥勵其節者、可令抽賞

之狀如件、

建武四年二月廿八日 袮寝郡司殿 (清成)

(足利直義)

〇 五 五 足利直義軍勢催促狀

『正文在家藏』 ~、守護人加催促者、 薩摩國凶徒等蜂起事、

雖他國、不日令發向、可致軍忠狀 所差下討手也、爰於大隅者隣國

云

建武四年五月十六日

(足利直義)(花押)

袮寝孫二郎殿

袮寝郡司一族中

〇五六 足利直義御判御教書案

『正文在家藏』

校\ 正了

(畠山直顕)(継目裏花押) △

薩摩國蜂起可發向之由、先立雖被仰下之、罷留當國、如

日向國凶徒對治事、致合戦忠之由聞食訖、尤神妙、而依

元属畠山修理亮七郎、可誅伐兼重等之狀如件. 建武四年九月十五日

袮寝郡司殿 (清成)

〇五 七 足利直義感狀

『正文在家藏』

日向國凶徒誅伐事、度々軍忠尤神妙也、向後弥可抽忠勤

之狀如件、

建武五年五月六日

(足利直義)(花押)

〇五八 畠山直顕書下

『正文在家藏』

靜謐之程、令領知嶋津庄日向方南郷地頭軄、令一族等配 爲兼重以下凶徒等誅伐、 令發向之處、 兵粮難儀云々、仍

分、可被致軍忠、仍執達如件

建武五年七月七日

**袮寝孫次郎殿** 

○五九 三条泰季御教書

『正文在家藏』

(三条泰季)

早相催一族、急馳参可被抽軍忠、於忠賞厳密可申沙汰之 爲退治尊氏・直義与黨凶徒、發向薩摩國、所擧義兵也、

由三條侍從殿仰所也、仍執達如件、 延元二年三月十七日

左近将監高家奉

致合戰、 大將御命、

族若党等數遣被疵度々令分取、

同二年四月十

凶徒等、

御發向之時、賜御先陣、

打入日向國南郷、

随于 日 夜

平山式部小輔楯籠對于大和田城取向城、

連日致軍忠訖、

次去年歷應七月十一日、

爲誅伐兼重以下

族相共馳參、

同十八日、

押巻兼重城、迄于同四年十月、

大隅國袮寝孫次郎清成

間

連日致軍忠、

同廿七日攻落彼城訖、

三日、攻落彼城訖、

將又同八月十三日、

被押巻兼重城之 仍所、合戦致軍

称寝郡司 (清成)

○曆應二年巳卯八月二十八日、 清成達親類若黨等軍忠之

於奉行所見于左、

爲誅

(伐日向國凶徒肝)

一行八郎

下辈、

去建武三年十二

(兼重以)

月五日、

大將御發向三俣院之間、 (島u義顕)

『正文在家藏』

0

建部清成軍忠狀案

恐惶謹言、

**潛應二年八月廿八日** 

『在名乗之下裏』 建部清成

進上 御奉行所

(原表紙) 新 編 禰寢氏世錄正統系圖 四第 下

49

忠、親類若黨或被討或數輩被疵訖、 以此旨可有御披露候、

禰寢氏正統世錄系譜巻之四下

(清成譜中)

○曆應三年庚辰三月二十五日清成、記預置筑前國比伊郷

○六一 建部清成預ヶ狀案

『正文在家藏』

弘安蒙古合戰勲功地、筑前國比伊郷内田地五町屋敷等、

同國長渕庄内畠地在家等事、

年々貢米四石可有其沙汰候、但云自身云代官在津之時者右田畠、在家等所奉預小山田彦七殿也、仍自明年曆應每

直可致沙汰候、仍狀如件、

**暦應参年三月廿五日** 

建部清成

領知之、小貳太郎賴尚之簡牘具于後、

○同年五月二十日筑前國比伊郷同國長淵莊之田畠等如元 (屬靈三年)

「少貳殿ゟ守護代へ被遺候狀之写」△ ▽ ● (増長書) ② 六二 少貳 賴 尚書 下案

『正文在家藏』

屋敷并長渕庄内畠地等事、如元可被返付清成之狀如件、袮寢孫次郎清成申弘安勲功之地、筑前國比伊郷〔内〕田地

**曆應三年五月廿日** 

Ä

頼尚(花押)

○同四年辛巳七月二十三日、源直顯以書告清成及一族家(層應)

臣軍忠之事於奉行所、注進狀備于左方、

〇六三 畠山直顕擧狀

50

『正文在家藏』

注進

大隅國袮寝孫次郎清成、自去建武三年迄于曆應二年八

月、兼重城沒落期、於日向國所々属直顕手軍忠事、

建武三年十二月卅日、兼重城南城戸出合々戰

郎從右衞門次郎左膝射疵

同四年正月十日、兼重与黨等所楯籠之石山城攻落時合 郎從兵衞三郎左膝射紙

同十四日、兼重城大手合戰, 親類九郎清友左手射班

愛甲弥次郎左頭、中間彦太郎左藤射紙、 中間次郎太郎

同二月十五日同所合戰、

同日對兼重与黨山城、取向陣之時合戰!

同廿九日、 郎從刑部太郎入道左手、下部藤内太郎頰射紙 兼重城大手合戰、

親類左衞門次郎則成右膝 中間又王右膝射疵、

五郎左股射疵,

同年十月十一日、 野邊孫七心替之時合戰、

疵、若黨兵衞三郎 射疵、 親類松澤四郎太郎親員討死、 若黨刑部太郎入道右脇下若黨 親類上脇孫四郎親秋

肘右

彦太郎被射

落城事、

南鄉大和田城 而以清成手勢計攻落之、南鄉大和田城 是者兼重与同平山式部小輔所楯籠也、

三人民院兼重本城、財部郷城同与黨大窪三郎楯籠

右注進如斯、若此條僞申候者、

**暦應四年七月廿三日** 

日本國中大小神祇御罰可罷蒙候、 源直顕(花押) 仍注進如件、

進上 御奉行所

公、達清成及一族親類若黨等依抽軍忠浴恩賞於奉行所

○康永元年壬午十二月十一日

太守上總介貞久入道道鑑

之尊牘載于左方、

中間又

## 〇六四 島津道鑑点學狀

于當年康永清成同一族等於所々致合戰、 進覧之、清成并一族抽軍忠侯之條無子細侯、若此條僞申 今不及御沙汰之間、各含愁訴所歎申也、 討死手負及數十人、抽拔群忠節之間、度々雖令注進、于 大隅國袮寝郡司清成并一族等申恩賞事、 仍申狀具書等謹 一族親類若黨等 自去建武三年迄

候者、

八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、 以此旨可有御披露候、 恐惶

康永元年十二月十一日

進上

御奉行所

沙弥道鑒(花押) 『在名乗之下裏』

○貞和元年乙酉九月三日以筑前國比伊田卿地及長淵庄島(< `)

將軍家及自家之武運也、 地、寄附崇福寺濟川和尚塔頭正洞庵、 仍寄進狀見于左條 是祈

> 〇六五 建部清成寄進狀案

『正文在家藏』

崇福寺前住済川和尚、 筑前國比伊郷内田地五町并長渕庄内畠地等事! 御塔頭正洞庵造營之間、 可有御知

貞和元年九月三日

行候、爲令致公私之御祈祷、

仍寄進之狀如件、

建部清成

融維那禅師

進上

○將軍尊氏卿之令弟左馬頭直義 號惠源 欲討高師直推擧

年庚寅直冬起兵於西國、 卿之長庶子直冬、爲西國探題、 因直冬投花押之催促狀數通於 以爲己援勢、故貞和六

足利直冬軍勢催促狀 清成、共載開于後、

『正文在家藏』

為奉息兩殿御意所打立也、 (尊氏·直義) 相催一族、 急速馳參、 可致忠

**袮寝弥次郎殿** 

『正文在家藏』

足利直冬軍勢催促狀

爲奉息兩殿御意所發向也、

急速馳參、可致忠節之狀如件、

貞和六年九月廿八日『本ノマ、』

節之狀如件、

貞和六年正月七日

袮寝郡司殿 (清成)

(足利直冬)(花押)

足利直冬軍勢催促狀

『正文在家藏』

爲奉息兩殿御意所打立也、 急速馳參、可致忠節之狀如件、

**袮寝孫次郎殿** 貞和六年五月十八日

(足利直冬)(花押)

0 t 0 足利直冬軍勢催促狀

『正文在家藏』

於國致忠節者、可有恩賞狀如件、

貞和六年十二月十三日

(足利直冬)(花押)

**袮寝孫次郎殿** 

(足利直冬)(花押)

『正文在家藏』

**七** -

足利直冬軍勢催促狀

**令追討師直師泰、** 

爲奉息兩殿御意所打立也、急速馳參可

致忠節之狀如件、

貞和六年十二月廿 二日

(足利直冬)(花押)

『正文在家藏』

爲奉息兩殿御意所打立也、

急速馳參可致忠節之狀如件、

(足利直冬

(花押)

**袮寢孫二郎殿** 

貞和六年十一月十六日

〇六九 足利直冬軍勢催促狀

53

## **袮寝一族中**

○觀應二年凶徒榆井四郎頼仲同弟又四郎頼重之黨類等、 城數箇所之際、清成押寄連日挑戰之故、凶徒等忽没落; 楯籠于禰寢院大姶良野頸城肝屬郡加世田城鹿屋院高隈

因畠山修理亮直顯統是號治贈感牘共載于後覧、

## (**七** 畠山直顕感狀

『正文在家藏』

大姶良野頚城沒落云々、 尤以神妙、 向後弥可抽忠節之狀

観應二年卯月十四日

如件、

**袮寝孫次郎殿** 

(畠山直顯)

## $\bigcirc$ t $\Xi$ 畠山直顕軍勢催促狀

『正文在家藏』

加世田城事、莅沒落之期候處、凶徒等為後攻令取陣云~、

爲軍忠之狀如件、

合戦之次第、以助藤所被仰含也、

観應貳年五月廿三日

(畠山直顕)

袮寝孫二郎殿

〇七四 畠山直顕感狀

『正文在家藏』

大隅國鹿屋院高隈城沒落事、尤以神妙、 向後弥可抽軍忠

之狀如件、

観應二年七月十七日

(畠山直顕)

**袮寝孫次郎殿** 

○同年辛卯八月、畠山直顯花押之一見狀記左、〔續應]年〕 事開于后

也

『正文在家藏』

〇七五

禰寢清成軍忠狀

廻武略致靜謐之畢、

可

日夜致合戰、

同廿六日合戰、

左右
肘肘

射疵、

同左近五郎后膝、

同藤五

同腹

同乙五郎足同

同

上

田

衞三郎兼義 姶良凶徒等間、

射右 疵膝、

同田中出雲房祐念

同右肘、

中

-間三郎五郎 若黨河野兵

能信

大隅國袮寝孫次郎清成軍忠事

廿七日合戦、

若黨愛甲新六末高

-{ | 右肩 | 、

同

濱田左衞門

Ŧi.

射疵若黨河野刑部四郎兼久右胫、左右股 彦兵衞尉光爲左ノカヰ、同五月五日合戰、中間藤三郎右股、 以下、押寄當院内大姶良城、 右、去三月廿七日、楯籠凶徒榆井四郎賴仲黨類新兵衞入道 同十日合戰、 連日致合戰、 楯籠賴仲舎弟又四郎賴重、押寄同國肝付郡加世田 同廿五日合戰、 親類孫太郎成廣 同四月三日退治彼城、 親類弥三郎親吉二箇所被疵 射右疵肘、 同廿七日合戰、 中間三郎大郎 大姶良 根右同耳 同 城 +

同十一 愛甲弥次郎信高順・ **与黨等押寄同國鹿屋院高隈城、** 日合戰、 中間彦太郎右脇、 中間又五郎腰 同十二日攻落彼城訖、 同七月九日合戰、 同十一日、 楯籠賴仲 若黨 同

忍取大姶良城之間、 門入道并薩州南方凶徒石堂入道以下鷹栖仁取城、 馳向彼城取向城之刻、 肥後次郎左衞 引合大

廿

五日夜、

賴仲黨類細山田三郎、

風早十郎以下凶徒等、

清義 間 孫大郎右肩、 7 行 形 、 中間鬼次郎后足、同孫七后脇、 同弥五郎右脇、 同大郎大夫右腰、 同廿八日合戦、

同右腰、 次郎泰成 右足、 同卅日合戰、 中間鬼次郎 若黨河野兵衞三郎義兼 同背 同左近次郎 兼 同右 計、 同右膝、 同孫三

同 同

カ右

九

郎

郎 中 郎

郎大郎 日合戰、 同二日合戦、 同村、 爰同日賴仲与黨島津田三位房以下凶徒等, 中間又四 郎 同次郎三郎 局際、 同右膝 同三日合戦、 同三郎 中間三

同ナ

姶良庄井上仁令取城之間、 即時馳向彼所、 致散 々合戦、

彼三位房以下數十人討取之、 隨而從父兄弟彦三郎入道宗 崩号

因被疵 下射疵、 攻落之時合戰、 中間左近五郎 親類世戸山 . 彦四郎親友 左膝、 同左、 同日加世田小城 若黨恒

市

Ŧi.

郎大郎親則爾、 鷹栖城、 同夜攻落本城加世訖、 致散々合戦、 同河野刑部四郎兼久頭骨、 親類三郎重郷左肩、 同四 日攻落大姶良城、 同松澤又五郎 同日攻落高 同 日 押 寄

城、

1 左ノホ、 [左衞門次郎守末 <u>無射無</u>]、 同又六能久頭射、 同孫大郎成廣キナ同 同柚見五郎次郎政廣

彼城、 疵射 同愛甲弥次郎信高 右股 凶徒等數輩討取之訖、 將又同十二日、楯籠賴仲志 中間平十郎 后膝、 即時攻落

訖、仍所々合戰、凶徒等數十人討取之、親類若黨等數十 人被疵之上者、預御一見狀、爲備後證、 布志城仁御發向之間御共仕押寄彼城、同十三日攻落彼城 粗言上如件、

観應二年八月 (証判)(畠山直顕) H

○清成於所所勵軍忠之故、 直顯賜感牘、載于左條 觀應二年辛卯八月七日、 畠山

### 〇七六 畠山直顕感狀

『正文在家藏』

城墎等退治事、 大隅國井上・加世田 勵戰功之条、 ・崩・高山 抜群軍忠也、尤以神妙、向 · 并野崎 ・大姶良・鷹栖

後弥可致忠節之狀如件

観應二年八月七日

修理亮(花押)

袮寝孫二郎殿

○清成以下一族等欲浴軍忠之恩賞、 觀應二年辛卯八月之

目安狀具于后,

○七七 禰寢清成軍忠狀案

『正文在家藏』

目安

日之以降、佐殿御教書數通拜領之、隨而奉属于御手、(ママ) (足利直冬) 軍忠之次第、先日令言上訖、將又自去年貞和六年正月七 自去建武参年、迄于今於御方、隅州日州薩州所々合戦致

大隅國袮寝孫次郎清成以下一族等軍忠事、

之段、御教書以下勘文狀等明白也、然早賜御注進、爲浴 徒榆井四郎賴仲、同舎弟又四郎賴重以下之与黨等楯籠所 々城馳向、或討取之、或數ヶ所城等攻落訖、仍如此軍忠

凶

恩賞粗目安如件、

○自去建武年間迄于今茲、天下大亂、京方宮方磨刃於牛

變不遑勝言、丁此之時清成屬直冬之手、故直冬與感牘角之争、且直義入道恵源及直冬亦起兵之際、世上之轉

共載不洩譜中、而記于後、

観應貳年八月 日

○同年八月二十一日、畠山直顯達清成以下一族等軍忠無(観響]年)

相違於仁科左近大夫、之簡札記于左條

〇七八 畠山直顕擧狀

『正文在家藏』

所申無相違候、可被経御沙汰候哉、若此条偽申候者、可蒙袮寝孫次郎清成以下一族等軍忠事、申狀書、謹進覧之、

八幡大菩薩御罸候、以此旨可有御披露候哉、恐惶謹言、

観應二季八月廿一日

修理亮直顕(花押)

進上 仁科左近大夫將監殿

仁科左近大夫將監殿 修理亮直顕

進上

〇七九 足利直冬軍勢催促狀

『正文在家藏』

大隅薩摩兩國爲凶徒退治、所差遣尾張左馬助義冬也、属

彼手可致忠節之狀如件、

観應二年九月十五日

称寝郡司殿 (清成)

(足利直冬)(花押)

〇 八 〇

足利直冬感狀

『正文在家藏』

称寝郡司殿 (清成) 観應二年九月廿三日 於國致忠節之条、尤神妙、

弥可抽戦功之狀如件、

(足利直冬)(花押)

## $\frac{1}{2}$ 足利直冬感狀

『正文在家藏』

於國致忠節之条、尤以神妙也、 可抽戦功之狀如件、

袮寝一族中

(足利直冬)(花押)

観應二年十二月十三日

観應二年十二月十三日

進上

武藤但馬権守殿

武藤但馬権守殿

進生

左馬助義冬

惶謹言、

(原表紙) 新編禰寢氏世錄正統系圖 五第 上

爲 隅

○同年十二月十三日、直冬之大將尾張左馬助義冬、達清成(觀應二年) 軍忠之事於武藤但馬權守之簡牘附于後、

『正文在家藏』

尾張義冬學狀

薩摩國嶋津上総入道々鑒令同心宮方、依罷成御敵候、

郎入道子息等候、追落隅州佐多村城候畢、若此条僞申候 御方無他心候上、以去月八日楯籠道鍳舎弟嶋津佐多又三 州國人等少々雖令与同道監候、於袮寝孫次郎清成者、 可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、

者、

恐

左馬助義冬(花押)

**禰寢氏正統世録系譜巻之五**上

(清有譜中)

○嚮是建武元年甲戍六月十六日、 大隅國禰寢院南俣郡本

高橋朝臣以牒書賜之、後開之、

田薗之事、無相違可領知之旨、

左少辨藤原朝臣左少史

〇 八 三 雜訴決断所牒

雜訴決断所牒 **袮寝院備前房清有所** 

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南俣郡本内田薗事

件所、 當知行不可有相違者、 以牒

有

左少辨藤原朝臣(花押) 建武元年六月十六日

建部清成譲狀

○貞和六年庚寅二月九日清有受父清成之讓、

因讓狀具于

八四

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南俣地頭兼郡司建部清成辞, 譲與爲嫡子三位房清有當院司并地頭軄、

副渡代々調度證文等、

前國早良郡比伊郷田地屋敷、

同國長渕庄畠地地頭軄等

小河院國領筑

右當院者、爲彼軄清成之先祖重代相傳領掌地也、

狀如件、

之也、但清有一期後者、

以犬房丸無他妨、

可譲與彼軄之

有嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、

限永代所譲與

而爲清

貞和六年二月九日

左少史高橋朝臣(花押)

建部清成(花押)

○觀應三年壬辰正月二十三日足利直冬之書、同年二月一

日大隅國多禰島半分地頭職之事、尾張左馬助義冬之簡

牘、 同年三月十四日六月五日足利直冬之書從次序備于

左條、

八五 足利直冬感狀

『正文在家藏』

属尾張左馬助義冬手、致忠節之條、 尤神妙也、 弥可抽戦

観應三年正月廿三日

袮寝孫次郎殿

功之狀如件、

(足利直冬)

八八六 尾張義冬兵粮料所預ヶ狀

『正文在家藏』

大隅國多袮嶋半分地頭軄事、

殊被忠節者、爲兵粮料所可

観應三年二月一日

預置狀如件、

称寝孫次郎殿 (滿成)

左馬助(花押)

八九七 足利直冬感狀

『正文在家藏』

致度々忠節之條、尤神妙、 観應三年三月十四日 可有抽賞之狀如件、

(足利直冬)

袮寝郡司殿 (清有)

 $\bigcirc$  $\Lambda$  $\Lambda$ 足利直冬感狀

『正文在家藏』

属尾張左馬助義冬手、於薩摩國致忠節之條、尤神妙也、

**弥可抽戦功之狀如件、** 

観應三年六月五日

袮寝孫次郎殿

(足利直冬)

○同年十二月三日夜、榆井頼仲同弟頼重襲取隅州大姶良 <sup>《観慶三年》</sup> 城、翌四日清有出軍攻之、到文和二年癸已會戰無休士

卒或戦死、或被疵者甚多焉、

文和二年癸巳六月二十四日大隅國佐多西方同邊田村讓

狀 地頭職等讓狀記于後、 同年同月日下大隅郡地頭職鹿屋院地頭職大禰寢院

### 八八九 建部清成讓狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝院司清成辞

限永代所譲与、三位房清有也、 仍爲後證讓狀如件 譲与、爲嫡子三位房清有、佐多西方、同四段田、同邊田村

文和二年六月廿四日

建部清成(花押)

### ○九〇 建部清成讓狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝院清成辞

屋院地頭軄、 譲与、爲嫡子三位房清有、 同大袮寝院地頭軄等、 大隅國下大隅郡地頭軄、 限永代所譲与三位房

同鹿

清有也、

仍爲後證讓狀如件、

文和貳年六月廿四日

建部清成(花押)

○同三年甲午三月日清有依軍忠、(シネル) 畠山修理亮直顯一見状

# 見于左條

#### 〇 九 一 禰寢清成・

同清有軍忠狀

『正文在家藏』

右去観應三年十二月三日夜、 大隅國袮寝孫次郎清成於去、同舎弟三位房清有軍忠事、 榆井四郎賴仲、 同舎弟又四

郎賴重以下凶徒等、忍取當院大姶良城之間、

翌日四日押

若黨河野刑部四郎兼守右ノカ、 郎入道后膝、同廿日同所合戦親類世戸山彦五郎親義右足、 郎被疵右肩、 卷彼城連日致合戦、 同十九日同所合戦、 同十八日大手城戸口合戦、 同岩切小三郎信重二ヶ所、 中間藤五右ノウ、 中間 同又五 彦四

股**鼻** 同左 城戸口合戦、 山弥六義藤右腰、志々女右衞門次郎義次右。同廿三日大手 同安城彦兵衞尉光爲ヲトカ、 親類三郎重郷右腰、 同廿一日野頚合戦、 若黨中野九郎次郎泰成

ウ左 テ肩 同、 五郎荷清 所合戦、 六 同右手**、** 包刷 郎重吉右ノカ、 法善 同、同廿九日同所合戦、 之時大手合戦、 若黨池上小次郎兼光嗣、 河野兵衞五郎兼次二ヶ所被疵 右股間、 姶良左衞門次郎義久順、同六日大手城戸口合戦、若黨浦八 郎義盛石跡、 郎 郎義永后手、 三郎義道三ヶ 同左 同左股、 同大姶良左近入道々蓮左股、中間九郎次郎左腕、同弥 同彦八后隊文和二年正月三日同所合戦、 同町左衞門太郎實光左股、 同日野頚合戦、 同藤五郎子同、同十日大手城戸口合戦、 若黨岩切彦五郎守末右股、 同五郎大郎オカキ、 同 所腹胸右、 五郎九郎入道々用居松 同廿七日同所合戦、 同五日大手城戸口合戦、 同日野頚合戦、 若黨中野九郎次郎泰成在殷 大姶良七郎義泰肩、 同四郎大郎忠家后足、 同 大姶良六郎義忠定中間九郎次 . 廿七日夜賴重以下凶徒等後巻 同彦大郎后清 親類弥七秀清討死、 若黨安城彦兵衞尉光爲 中間右馬三郎三ヶ 同廿二日同所合戦 同日野頚合戦、 若黨濱平九郎入道 同濱田兵衞五郎義 若黨橫山 同十二日同 同岩切小三 志々女弥五 中間三郎 横山新三 若黨 所 干郎

大

同 討死、

八月五日同所合戦、

中間平次郎舜、同十二日同所合戦

黨北野右馬三郎實家居足、

同十九日同所合戦、

中間四

郎

同廿五日同所合戦、

中間又七

身左 班肩

同

弥三郎

同頭

郎居左、 郎信重二ヶ所左降、 同 門三郎義景右足、 上脇孫四郎親秋左カキ、 同四 戸口合戦、若黨河崎彦六実員左足 Щ 城戸口合戦、 兵衞尉光爲右股、 六日同所合戦、 志々女弥五郎義永七ヶ所被疵切疵、 久討死、 |池上山次郎兼光 左ス、 左衞門五郎義顕 [月廿五日同所合戦、 若黨細山田彦八信光 后膝、 同五月四日同所合戦、 大姶良左衞門次郎義久討死、 若黨別府弥五義氏后言、 中間弥五郎市層、 中間大夫次郎右肩、 同右股、 大姶良左衞門次郎義久履 同二月一日野頚合戦、 若黨細山田彦八信光起人 中間弥三 中間橘五 同廿八日同所合戦、 若黨隈本彦五郎光信左手、 同廿九日同所合戦、 同頭 郎 同十四 同右足 同三月十四日大手城 同九郎右膝、 中間四郎三郎右足、 同日野 同 中間九郎次討死、 日同所合戦、 同太郎討死、 # 八 枓木源太良 頚合戦、 同四日大手 若黨安城彦 H 同 同左 同源三 所 親類 若 合 横 同 衞

四日刻辰、 取之時合戦、若黨邊津賀又八親元后、中間三郎四郎左膝、 若黨河崎彦六實員嗣、 兼光 左ノヒ、同富岡六郎重經左ノヒ、中間左近次郎 石跡、 純二ケ所被疵頭布、 兵衞五郎兼次履、 州凶徒蓑和新三郎以下輩數十人討取之、攻落件城之時合 同平太郎暉、同十一月八日野頚合戦、 城攻落訖、仍自去観應三年十二月、迄于今所々合戦、 將又同日押寄下大隅郡木谷城對治彼城、 同九郎三郎 愛甲新六入道~高 キナ同 構城墎楯籠之間、即時馳向押寄搦手、致散~合戦、 廿二日夜賴仲與黨、 同新三郎右脇、 若黨垂門弥五郎重純討死、 攻入彼城、賴仲黨類平岡四郎、風早十郎、 が右ノカト 同平四郎右膝、同藤五郎右股、 同岩切小三郎信重 左ノヒ、 同左近太郎キナ同 并薩州南方凶徒等打入鹿屋院一谷、 同兵衞太郎信光 后股、 同十七日益戸四郎左衞門尉田間陣 同弥次郎信高カシ同、 同中野九郎兼季頻帶、 同三郎四郎おし、 中間彦三郎左カナ 同廿五日大姶良 同池上山次郎 同三年二月 同孫三郎信 同河野 并薩 同廿 凶 同

軍御奉行人野本藤次行秀見知之上者、預御一見狀、爲?

證備粗言上如件、

(証判)(畠山直屬) 文和三年三月 日

裹繼判



○同年七月三日 (文和三年)

尊氏卿賜教書、見示應其麾、教書載于左方、

『正文在家藏』

足利尊氏軍勢催促狀

抽賞之狀如件、參御方致忠節者、於知行地不可有相違、有殊功者、可令

徒等數十人討取之、親類若黨以下或被討之、或被疵之條、

文和三年七月三日

称寝郡司殿 (清有)

○同五年丙申四月二十三日、大隅國西俣村地頭職之事、 <sup>(文和)</sup>

畠山修理亮直顯之證帖開于後、

〇九三 畠山直顕地頭軄宛行狀

『正文在家藏』

大隅國西俣村地頭軄事、爲合戦析所々宛行也、 早令領

掌之、弥可被致軍忠狀如件、

文和五年四月廿三日

袮寝三位房

修理亮(花押)

○延文二年丁酉二月十二日、 鎭西凶徒退治之事、 賜

尊氏卿之教書附于左條、

〇九四 足利尊氏軍勢催促狀

『正文在家藏』

鎭西凶徒退治事、所有御發向之沙汰也、

隨大隅國守護人

催促、廻計策可相待先陣到着之狀如件、

延文二年二月十二日

**袮寝郡司殿** 

○同四年巳亥十月二十二日、大隅國禰寢院内田代七郎入 (延文) 道道清跡、可沙汰之旨、畠山治部大輔直顯之證帖見于

左方、

『正文在家藏』

〇九五

畠山直顕兵粮料所預ヶ狀

大隅國袮寝院内田代七郎入道道清跡事、 爲兵粮料所、々

預置也、任先例可被致沙汰之狀如件、 延文四年十月廿二日

治部大輔(花押)

(本文書ハ『旧記雑録前編二』九六号文書ト同文ナリ)

任先例、可被致沙汰之狀如件、

延文六年十二月五日 **袮寝郡司殿** 

修理亮(花押)

大袮寝院内永吉并郡本地頭得分事、爲兵粮料所々預置也、

『正文在家藏』

○九六

島津氏久兵粮料所預ヶ狀

袮寝郡司殿 (清有)

○同六年辛丑十二月五日、禰寢院內永吉及郡本地頭得分、(鱸文)

康安二年壬寅七月二十一日貞治三年甲辰九月二十二日

同六年丁未七月四日

太守島津修理亮氏久公取賜數通之簡牘總而詳不録開于

左條、

『正文在家藏』

深河院内北方半分事、爲兵粮料所々相計也、任先例、

康安二年七月廿一日

修理亮(花押)

**袮寝孫次郎殿** 

〇九八 島津氏久軍勢催促狀

『正文在家藏』

如件、

日州凶徒爲退治、來廿六日所打立也、不日可被馳參之條

袮寝孫二郎殿

〇九九

島津氏久兵粮料所預ヶ狀

貞治三年九月廿二日

修理亮(花押)

『正文在家藏』

65

#### 〇九七

島津氏久兵粮料所宛行狀

可被致沙汰之狀如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇七号文書ト同文ナリ)

大隅國西俣村 地頭軄 事、

件 右爲兵粮料所々預置也、 任先例領掌不可有相違之狀如

**袮寝孫次郎殿** 貞治六年七月四日

氏久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七六号文書ト同文ナリ)

○建徳二年辛亥七月二十四日

征西將軍宮良懷親王之令旨、左少將胤房達之、左備之、

000 征西將軍宮懷良令旨

『正文在家藏』

加官軍可致忠節者、征夷大將軍宮令旨如此、悉之以狀、 建徳二年七月廿四日 左少將(花押)

**袮寝孫次郎館** 

66

新編禰寢氏世錄正統系圖第六下	(原表紙)	新編禰寢氏正統系圖	
第 六 下		三	

禰寢氏正統世錄系譜巻之六下

(清有譜中)

○下巻一軸正文獻者自 氏久公簡牘始 清有生騷亂之秋、多歳之軍勞其功許多 太守修理亮氏

之、其外之書牘亦皆然、故件件開于左條、

久公所賜之簡牘不可勝筭、然文獻不記年號事實難挍討

○一〇一 島津氏久書狀

『正文在家藏』

七月十四日

合戦之次第可申談候、彼勢足長ぬる候之間、思ひ図入候 此一兩日高城打入候云~、仍先市來邊" 明日拂曉馳越侯' 昨日十三日狀委細承候了、抑求麻勢其外和泉・牛屎以下

ぬと存候、兼又御越由承候間、以面諸事可申承候、恐~

氏久(花押)

# 袮寝右馬助殿御返事

#### 「在口裏」

袮寝孫次郎殿

修理亮氏久

## $\frac{\circ}{\circ}$ 島津氏久書狀

『正文在家藏』

申談候、恐~謹言、

隨而一兩日之間、大隅へ可打越候、合戦之次第於彼堺可 就真幸合戰事、今朝自是進狀候了、不審等先札申候き、

七月十七日

称 (清有) 御返事

『在口裏』

〔島津〕 氏久(花押)

 $\frac{1}{2}$ 

島津氏久書狀

『正文在家藏』

治之由、自前賴方以田中將監示申候、其上地下之面~一<sup>(和良)</sup>

城之躰散~式候之由承候、就其取彼陣候者、急速可有退 真幸院馬関田爲退治、差越親春候、取一陣候了、隨而敵

諏方祭礼今日麑嶋へ罷越候、神事以後早~可罷帰候、其 入候、攻陣事來月三日令治定候、爲御存知申候、兼又爲 同之儀侯間、爲其重差遣尾張次郎候、御勢可被遣候者悦

時分可申承候、恐々謹言、

七月廿四日

氏久(花押)

袮寝 寝 殿

友之書狀

『正文在家藏』

此間久不令啓案内候之條、無御心本存候、隨而北殿薩广

恐∼謹言、

仍早~可打立候、且先日此趣申候、急速御越候者怡入侯、

日須惠・小田以下、 不残打越候 云∼、 定一道相巧候欤、

真幸合戦事、此間者無差事候之間、

不申候き、一昨日四

候 懸御目候之条歎入候、就其御志山東ニ近日可有勢仕之由 『正文在家藏』 征矢一腰預候者、恐悦候、 御越之由承候、今度可罷越候之處、依病気不罷越候、不 承候程ニ罷越候、餘ニ馴~敷雖申狀候、征矢事闕候、 毎事期後信之候、恐~謹言、 袮 寝殿 御宿所 『在口裏』 袮寝殿 七月廿六日 島津氏久書狀 此ゑ罷帰候者、 友之状 友之(花押) 最前參可申入

> **袮寝右馬助殿** 八月六日

御

「在口裏」

袮寝殿御返事

氏久

相良前頼書狀

候

『正文在家藏』 

此間ハ不申通候之間、無心元存候之處、此御音信爲悦事

とも、一途可申行候、又今比徒ひかゑ候時ハ、當城をさ 守ニおき候をも、めしこして候、爲御不審申候、兼又氏 久もし其方ニかゝり申候ハゝ、たとひ當城落居以前ニ候 残勢をも、悉よひこされ候歟、仍舎弟ニ候し右賴一人留 抑當陳事、今明後措候へきよし、其聞候之間、御方人~

69

申入候、巨細ハ參河介殿より、可被申候欤、恐々謹言、 しおき候て、勢仕いかゝと存候、其意趣御使こくわしく

極月十一日

近江守前賴(花押)

狀

产 袮寝 御 変事

## 〇 一 〇 七 島津氏久書狀

『正文在家藏』

之間、 税所凶徒与同事現形候了、就其候者、身之大綱今時分候 八幡大菩薩・稲荷大明神も、御照覧候へ、万事憑 隨而本末固可申談所存候之間、如此申候、 恐く護

二月一日

貫

氏久(花押)

袮寝右馬助殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七九号文書ト同文ナリ)

 $\frac{1}{2}$ 島津氏久書狀

『正文在家藏』

御札委細承候了、

抑自是以使者欲申候之刻、此御使怡入候、如先札申候、

候者、怡入候、委細之旨、御使者申候之間、省略候、 當陣事今時分殊以肝要在所候、面~御談合候、能樣御計

恐

~ 謹言

二月九日

氏久(花押)

称寝右馬助殿 御返事

〇**一〇九** 島津氏久書狀

山北事、已碇山難儀候之間、 『正文在家蔵』 明日廿一日先伊集院まて打

勝利之時者、又可爲珍事候之間、不顧無心候、急速御越 候者、悦入候、車内与碇山中間被差切候了、後巻延引候 立候也、 且他國ニて不断御在陣雖御痛敷候、以其斟酌敵

~ 謹言

敷候、

雖斟酌侯、御越侯段申侯条、返~無心元存侯、恐

てハ、忽可及難儀候之間、

令申候、

尚~此間者、依御痛

本末可被堅之様存候て、先立申候了、隨而田代方へ之御

加一見候き、仍加治木方へ、御談合尤可然候、

袮寝殿

**∀** 

卯月廿日

袮寝殿

氏久(花押)

「在口裏」

 $\frac{\circ}{\circ}$ 

島津氏久書狀

『正文在家藏』

今日重可寄合申之由、相存候之處、無音御帰返~無念之

細、何樣態以使者可令申候、他事期後信候、恐々謹言、 至候、是まて御越候て、犬追物以下御遊悦入候、此等子

卯月廿五日

氏久(花押)

氏久

Δ

島津氏久書狀

『正文在家藏』

爲宮里合戦合力、差遣次郎候、平良城被遣御勢候之處、

罷帰候、假令廿日か可爲用意候、來月二日仁、伊集院被 打合候様、御甲二十合力候者、悦入候、此要害取固候者、 重加様事申候、雖御煩敷候、是者要害一取靜候者、軈可

卯月廿五日

自伊集院可被持候、爲御存知申候、恐~謹言、

称寝右馬助殿 (清有)

氏久(花押)

『在口裏』

『正文在家藏』

島津氏久書狀

今日車内取敵来候欤と申談て候、

此事兼て不存知候

之間、是ニ御渡之時不申候、

今四五日之間、合戦あるへく候、此邊落居今時分たるへ

るへく候、仍御勢事、いたハしく存候へとも申候、恐~ く候、御勢給候者、悦入候、尚~國落居之期、此合戦た『本ノマ・』

五月廿八日

袮寝殿

[在口裏]

氏久(花押)

島津氏久書狀

『正文在家藏』

薩州合戦次第、其聞候哉、已敵陣二ヶ所沒落候也、 就其

方 依敵城失術候欤、肝要在所、鵄峯と申候處、去九日自御 日限三十日、可爲御用意之由、先日雖申候、重可致合力 取陣候了、仍退治不可有幾之由承候、山北事、 假令

度飛脚時、薩州合戦事、面~御合力之由、令注進候了、 度候、又ハ守御勢とも被副候様、 之由存候、薩州被越候御手人~、暫可有在陣之由、 御計候者悦入候、且今 被仰

> 者、悦存候、猶~宮里退治事、無何式候者、此趣雖不可 退治不可有幾之由、 承候之間、 令申候、

恐く護

言 申候、

**袮寝右馬助殿** (清有) 六月十四日

氏久(花押)

『在口裏』

『正文在家藏』 〇 一 四 島津氏久書狀

八日仍御贄大切候、少~給候者、悦入候、他事期後信候: 之間、入見參此間式可申承候、兼又當所諏方祭礼、來廿 不取極一日御使悦入候、祭礼過候者、其方様へ可罷越候

七月十三日

恐∼謹言、

氏久(花押)

弥御吉

御感御教書事、同進注文候き、定宰府御合戦事、

事之由、 其聞候、

一向可爲御忠節候欤、 急速 御沙汰候

『正文在家藏』

袮寝 寝殿

馬関田被入勢城、雖降參之由申候、小田房儀手者三十余

人楯籠彼城侯、仍前賴聊相残所存申事等候之間、来廿二

日罷立候、筒羽野邊二打寄、前賴二相談彼境事可致沙汰

〇 **二** 五 島津氏久書狀

『正文在家藏』

者、闕乏之間、悦喜至侯、御祭礼過候者、入見參、諸事 御贄事、申候之處、有御送給候条、悦入候、殊更於当年

可申承候、毎事期後信候、恐~謹言、 七月廿六日

氏久(花押)

袮寝殿御返事

袮寝右馬助殿

『在口裏』

〇一一六 島津氏久書狀

氏久

八月十九日

急速可有御越候、

委細期見參之時候、恐~謹言、 氏久(花押)

袮寝 寝 殿

【在口裏』

0 -t

島津氏久書狀

『止文在家藏』

菟角之荒説候けるか、去月廿八日侍嶋被陣、合戦次第申 爲公方御意、大寺入道飛脚今日已時下着候、今月三日、 旨、注進申候之由、御内書に見えて候、所詮凶徒退治 談候、松浦波多も野心之由、聞候けるか、 御敵渡河志司に 被陣候、六七百騎候云~、兼又少貳此間 可參陣仕之

此時分候之由、仰候ハゝ一日も早~可罷上之由、承候之

間、 **へ、急速申遣事候、此狀以早船、御計候者悦入候、恐~** 來廿四五日必可罷立候、爲御存知申候、將又多袮嶋

謹言、

称寝右馬助殿 (清有) 八月十九日

氏久(花押)

氏久

袮寝右馬助殿

『在口裏』

 $\frac{\circ}{\mathsf{L}}$ 島津氏久書狀

『正文在家藏』

総州渋谷箭事義、子細を申され候間、此堺逗留仕候、

如此事等をも申談度候、急~御越候者、喜入候、

者喜入候、兼又卑察の事、 先度可御越候由申候了、隨而申談度事等候、急速御越候 此折節堅御計候者、目出度喜

入候事候、期後信候、恐~謹言、 九月十一日

氏久(花押)

『正文在家藏』

 $\frac{\circ}{=}$ 

畠山直顕書狀

称寝右馬助殿 (清有) 「在口裏」

〇 一 九 畠山直顕書狀

『正文在家藏』

戦及難儀候、 違例被取直候者 進發喜 入候、 若未平喩候(癒ク) 賊徒退治事、近日可遂其功之處、聊依不思議子細候、合

不移日剋發向候者、日來本意候也、恐々謹言、 直顕(花押)

者、

軍務不残早々可仕儀候、 返々今度切 角候、 深憑存

卯月十日

袮寝<sup>(郡)</sup>司殿

直通

**袮寝郡司殿**『在包紙』

直顕

当參代官未及對面候、更ニ不被應催促候、先當參軍

目出候、

勢可移本城之由、可被仰付候、尚々重被進勢候者、

尤可目出候、萬事憑入候、厳密可被致沙汰候也、其子細 加治木城警固事、依無勢及難儀候、急速被進軍勢候者、

定自税所介被進狀候欤、次薩州凶徒退治事、莅時之由、

澁谷重棟令注進候、目出候、此時分軍勢殊大切候也、恐

直顕(花押)

々謹言

袮寝郡司殿

五月十三日(延文元年カ)

禰寝氏正統世録系譜巻之七上

(久清譜中)

○文和二年癸巳八月一日、受父清有之讓、繼領禰寢院司 國長淵庄畠地等、故讓狀開于左條、 及地頭職・小河院國領・筑前國早良郡比伊郷田地、

同

(原麦紙) 新編禰寢氏世錄正統系圖 第七上

## $\bigcirc$ 禰寢清有讓狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南侯地頭兼郡司清有辞

國早良郡比伊郷日地屋敷同國長渕庄畠地地頭軄等事、(田) 譲与 嫡子犬房丸當院司并地頭軄同國小河院國領筑前(《清)

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼軄、清有先祖重代相傳領掌地也、而以犬 房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

譲与之狀如件、

文和二年八月一日

沙弥清有(花押)

○應安五年壬子正月二十五日、同七年甲寅五月十五日、

鎮西探題今川伊豫守貞世入道了俊之簡牘、左附之事見

書中、

〇一二二 今川了俊 世書下

『正文在家藏』

嶋津修理亮相共、可致忠節之狀如件、

應安五年正月廿五日

**袮寝右馬助一族中** 

〇一二三 今川了俊世書下

『正文在家藏』

知行地安堵事、不可有相違之狀如件、 爲御方致忠節之由、守護人氏久所注進也、尤神妙、自分〔爲津〕

應安七年五月十五日

**袮寝右馬助殿** 

沙弥(花押)

○天授元年乙卯十月五日

良懷親王賜 令旨奉當軍忠之命 令旨開于左、

# 征西將軍宮鬼成令旨

『正文在家藏』

馳參之條尤神妙、早可致忠節者、征西大將軍宮仰如此、 仍執達如件、

袮寝右馬助殿

天授元年十月五日

散位(花押)

參御方者、本知行地以下知行所々事、不可有相違之狀如

永和四年三月五日

沙弥(花押)

袮(久濟) 寝濟)

〇 二 七 今川滿範書下

『正文在家藏』

○永和四年戊午三月四日同五日、

今川了俊催促之狀、

同

年同月六日今川兵部大輔満範簡牘事詳書中、

大隅國姶良庄下大隅高隈村佐多村事、御方現形之時、可

令注進之狀如件,

永和四年三月六日

兵部大輔(花押)

氏久參陣遅々上者、先馳越三俣、於大將兵部大輔一所、

『正文在家藏』

今川了俊 貞下知狀案

可被相待左右狀如件'

永和四年三月四日

沙弥御判

大隅國人々御中

之華押見于左、

○康曆元年己未十一月十一日、交名注文有今川滿範一見

77

○一二六 今川了俊貞書下

『正文在家藏』

件、

# 西俣合戰手負注文

『正文在家藏』

康曆元年十一月十一日於西侯合戦手頁注文、

西本八郎三郎

射疵二ヶ所

岩本三郎左衞門尉

射疵一 ケ所

射疵一 ケ所

射疵一ヶ所 射疵一ヶ所

討死

射疵一

ケ所

射疵 射疵一ヶ所

射疵一 ケ所

五郎

袮寝彦三郎入道

又大郎

大郎 八郎

討死

若 堂党

新原又四郎

射疵一ヶ所

袮寝西太孫八

射疵一ヶ所

河窪左衞門三郎

一ヶ所

若 堂党

ヶ所

朝井五郎

ケ所

河原九郎

河野兵衞九郎

ケ所

ケ所

抽見六郎三郎

討死 八郎四郎

中間 平九郎

**袮寝八郎三郎入道分** 

78

中間

親類

河縁新左衞門尉 同孫八

射疵一ヶ所 射疵一ヶ所

鹿嶋勘解由左衞門尉

河野六郎大郎

立本左衞門三郎

同兵衞五郎

木原五郎三郎

河野兵衞三郎

坂本六郎四郎

同孫九郎

和田孫七

射疵一ヶ所

五郎三郎

法

可注進此旨狀如件、

一見了(花押)

○同二年庚申五月二十五日、同年六月二十六日今川滿範(康曆)

注進狀如左、

今川滿範注進狀

『正文在家藏』

大隅國鹿野屋院內恒見村之事、令知行神事祭礼、任先

例可致其沙汰、此由可注進之狀如件

康曆二年五月廿五日

兵部大輔(花押)

袮寝右馬助殿

今川滿範預ヶ狀

『正文在家藏』

大隅國姶良庄事、

爲兵粮料所々預置也、

神領内者可任大

**袮寝右馬助殿** (気膏) 康曆二年六月廿六日 兵部大輔(花押)

○同年七月十四日所所本領之事、同月同日大隅國姶良莊 <sup>(康曆元年)</sup>

兵粮料所之事、今川了俊之簡牘左附之、

 $\bigcirc$   $\Xi$ 今川了俊 世 安堵狀

『正文在家藏』

所~本領等事、任文書之道理、 沙弥(花押) 知行不可有相違之狀如件

**袮寝右馬助殿** 

康曆二年七月十四日

〇一三二 今川了俊世預ヶ狀

『正文在家藏』

大隅國姶良庄事、 若無先給人者、 爲兵粮料所々預置也、

79

#### 仍狀如件、

**袮寝右馬助殿** 康曆二年七月十四日

沙弥(花押)

西本八郎左衞門尉

富山土佐介

細山田大和介

○交名注文有採題今川了俊之華押、康曆二年庚申十月二

日、永德元年辛酉六月一日交名注文今川滿範一見狀左

備之、

(今川了俊)

六一

鷹栖城前合戰手負注文

『正文在家藏』

於袮寝右馬助久清一所致忠節者共事、

指宿豊前守

肥後對馬太郎

袮寝次郎三郎入道 袮寝彦三郎入道

山本加賀守

『正文在家藏』

禰寢久清与党交名注文

石井大炊助 康曆二年十月二日鷹栖城前合戦手負

射疵一ヶ所

射疵一ヶ所

西俣弥大郎

射疵 ケ所

射疵一ヶ所

朝井五郎 同小大郎

80

宮原参河守 教仁郷參河介

Δ

中間 五郎 弥九郎 彦九郎 清五郎 澤六郎 四郎大郎 和田兵衞三郎 大迫彦六 木原五郎三郎 大山十郎四郎 同兵衞大郎 同六郎大郎 河野刑部四郎 河崎十郎四郎 鹿嶋勘解由左衞門尉 愛甲新六 射疵 射疵一 射疵一 射疵一 射疵一ケ所 射疵一ヶ所 射疵一ケ所 射疵一ヶ所 射疵一ケ所 射疵一ヶ所 射疵一ヶ所 射疵一ヶ所 射疵一ヶ所 射疵一ヶ所 切疵射疵二ヶ所 射疵一ヶ所 一ヶ所 ケ所 ケ所 ケ所 武太郎 袮寝六郎三郎 袮寝帶刀左衞門尉 永徳元年六月一日於佐多合戦注文 『正文在家藏』 中間 袮寝彦三郎入道 又十郎 中間 指宿豊前守分 大郎 五郎二郎

一見了(花押)(登判)(今川満範)

射疵一ケ所

射疵一

ケ所

射疵一ヶ所

○一三五 佐多合戰注文

鹿嶋勘解由左衞門尉

海老名七郎

西俣四郎

邊津賀又八

中間五人

『正文在家藏』

○一三六 今川了俊貞書下

大隅國袮寝北俣内四ヶ村地頭軄

**袮寝**右馬助久清知行分之事、

同國姶良庄西俣村

同國鹿屋院

中間一人討死

山本加賀守分

田中平三郎

津留六郎三郎

同右衞門三郎

○永徳元年辛酉六月二日、久清知行分之事、有今川了俊

華押、開于後、

四郎

大山十郎四郎

松山平二郎

同

同 五郎

> 中間二人 野間平次 肥後太郎分

一見了(花押)

河崎十郎四郎 岩切孫四郎

中間二人

82

『正文在家藏』

今川了俊世安堵狀

袮寝彦三郎入道分

同國百引弁分 山本加賀守分

同國姶良庄内徳丸名

西本八郎左衞門尉分

(花押)

同國下大隅郡内大津村

以上此所~事京都安堵可申下也

永徳元六月二日

到永徳六二 『美書ニアリ』

不可有子細之狀如件、

大隅國袮寝北俣四ヶ村事、

云先知行云成敗、任當知行、

(今川了俊)

永徳元年九月三日

袮 寝 験

○同二年壬戌九月二十二日就久清本知行分事、有今川了(メ耄ニ年)

俊花押之書牘、見于後'

○一三八 今川了俊世書下

『正文在家藏』

大隅國袮寝右馬助申本知行分事 大隅國袮寝院北俣

○同年九月三日大隅國禰寢北俣四箇村從先蹤安堵之事**、** (永<sup>憲元年)</sup>

探題了俊之簡牘備左條、

同國鹿屋院

同國深河院北方

同國姶良庄西俣

筑前國比伊郷内 同屋敷ニヶ所

#### 一族分

袮寝加賀守分

袮寝彦三郎入道分

同國百引村弁分

於久清一所致忠節輩本領等事、

鳥濱民部亟分

大隅國袮寝院北俣内 鳥灣村弁分

岩切孫四郎分

同國袮寝北俣神河堀内

「此所々事、相傳文書等、(了俊自筆分) 無相違者、

(今川了俊)(花押)

可申成安堵也、」

『正文在家藏』

就御禊大嘗會段別銭參拾文事、去月十日御教書如此、

隨

狀、依仰執達如件、

沙汰、可有守護所於調納也、若無沙汰時者、可令注進之 而御教書案文遣之、然者任被仰下之旨、今月中厳密被致

至徳元年九月三日

孝久(花押)

袮寝右馬助殿

〇元中二年乙丑二月十日

中、後附之、 征西將軍宮令旨、同月十一日菊池武朝之簡牘事、詳書

征西將軍宮親王令旨

『正文在家藏』

太守島津家七代孝久公 後稱元 賜于久

馳參之由被聞食了、尤神妙、殊可抽忠節、尤宜被褒賞之

84

# 〇一三九

島津孝久元施行狀

大隅國姶良庄内徳丸名

永徳二年九月廿二日

○至德元年甲子九月三日就大掌會、叚別錢之事、任御教 書薩隅日三州之

清之書左開之、

| 弥志目殿 | 本包紙』 『在口裏』

武朝

○嘉慶元年丁卯九月五日 將軍家義滿公之執事斯波佐衞

門佐義將執達狀附于左條

散位(花押)

电

依征西將軍宮仰執達如件、

元中二年二月十日

〇 四 一

袮志目館

『正文在家藏』

菊池武朝書狀

御參御方之条目出候、 仍令旨如此候、 同候者早~御參

悦入候、恐々謹言、 陣、就公私可爲本望候、於向後者無等閑可申承候者、尤

(菊池) (花押)

弥志目殿

二月十一日

○康應二年庚午六月十二日 大守元久公催促之華翰事詳

書中、左開之、

島津玄忠元軍勢催促狀

於薩州上総方爲合力所差越守護代忠親也、 『正文在家藏』

足利將軍家御教書

『正文在家藏』

嶋津以下凶徒退治事、属今河宮内大輔手、可致忠節之狀、(和元)

依仰執達如件、

嘉慶元年九月五日

佐衞門佐(花押)

袮寝殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四六三号文書ト同文ナリ)

急速可被打寄

横川之、如件、

康應二年六月十二日

袮寝右馬介殿

玄忠(花押)

○明德元年庚午七月十八日斯波義將執達狀附後、

將軍義滿家御教書

『正文在家藏』

(端裏書)

「御教書本書在」△

止嶋津又三郎同心之儀、參御方可致忠節之狀、依仰執達(元冬)

如件、

明徳元年七月十八日

袮寝殿

左衞門佐(花押)

○誌日所載前文獻經閱之、自至徳元年至元中嘉慶康應及

征西將軍宮之令旨、或執事斯波左衞門佐義將、或菊地

明德四年、有諸簡牘是

島津家七代太守孝久公之花翰

或

○同四年癸酉四月二十八日 (明徳) 太守元久公任御教書、高木

久家退治催促狀附于左條、

○一四五 島津元久施行狀

也、來月十五日以前可被打寄都城之狀、依仰執達如件 去年九月十七日任御教書旨、 爲高木久家退治、 藤原元久(花押)

所発向

**袮寝右馬助殿** 

明徳四年卯月廿八日

袮寝右馬助殿 『在口裏』

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四九七号文書ト同文ナリ)

藤原元久

及承候、就其無御心元存候間、

陳中廣説其外三ヶ國廣説(荒)

甲斐敷候、公方様事者、

可爲御代官候、其方様事者、

雖不 先御 雜集之者乎、爲後考清香記之、 不祿後所贈文獻、 計、其脱年號者、一因舊譜唯輯載于左條也、旣則雖似 亦如在故各有所賜文獻乎哉、又久清所貯文獻雖不可勝 土之諸將縱令雖不祿、深有密之、例云蓋久清不祿之後 之年號故向來、若有疑哉、當聞於往古騷亂之時、 **臼至德也、** 久清者永德三年不祿、然則件文獻不祿以來 不記年號故、 先錄之時猶不能分次序 領國

> 此事候、哀~懸御目候、此等之式申承度候、雖無何事候、 向憑入候、 兼又相良と嶋津兩人無二候、 言語道断不思儀(議)

掃部介武朝等之簡牘而、

其正判顯然、永德四年有改元

細~可明御音信候、さ様候者此方様不審連~可申入候、 方樣不審、定御代官可有御物語候、 又寄思食候革二枚羽一尻拜領之条、 毎事期後信之時候、 眞実/~悦入候、此

恐く謹言

| 正月五日

沙弥昌賢(花押)

離上 寝(マ) 放殿

右馬助司在包紙

〇一四六

沙弥昌賢書狀

猶以幸甚~、

不可有盡期

謹上 袮寝殿

設楽入道

沙弥昌腎

『正文在家藏』 〇一四七 大内義與書狀

御座候、 者、 去年雖進狀候、 可爲本意候、抑 面目之至候、 遠路到着如何候哉、 任 公方様旧冬十二月晦日至當國被移(義權) 上意爲天下可然之様、 於已後者連~申承候 可抽勲

87

#### 代官帰申候、 度候之處、相良近江守依帰郡、 新春御吉事、 言語道断之由、 抑御代官被進候事、返/~目出度悦入候、年内帰申 御勢使候へく候、早~可有御出陣候、 自他雖事舊候、

功之心中候、 御忠節可爲此時候、爲續無等閑之由候、 祝

毎事可申談之条、 正月十一日(明應九年) 併期後信候、恐~謹言、 (大内) **義與**(花押)

袮寝殿

『在口裏』

袮寝殿

義興

宮内大輔三雄書狀

『正文在家藏』

新春慶賀事舊候了、抑嶋津兩人相良近江守八代加凶徒、(前類)

力候、 去十一日二見陳軍勢等、悉可失之由治定候之間、多年於經營 御方御心労人~、 去十日夜、二見陳引退、与佐敷踏其境之事一向憑 (肥後二見の南方) 於此時可被失之由被歎申候之間、不及

> 猶~此境事、不可有子細候、 正月十三日(至徳]年) 恐∼謹言、

袮寝右馬助殿

三雄

〇一四九 今川了俊世書狀

『正文在家藏』

改年吉事々舊候了、

抑面 ~ 御事及度 ~ 令 申候處、

未承

計相残候、雖然肥後事、今春多分可落居候欤、然者氏久(鳥津) 訴ハ我々か愁訴として、あひたかひに、とり 申 候 へく 御知行所~者、皆以御安堵を可申成候、 入道事、則時可加治罰候、以別儀預御合力ニ者、所詮於 失本意候、日本國事於今者、將軍家御世候處、 永代面この御愁

料所、面~二可預申候、如此申候上者、更ニ僞あるへか 又守護人方事、 所可同心申候、 今度御參ニ者、 向後御同道あるましく候ハム、我々 以薩州闕所以下、爲

計候、

雖懸敵候、

當手甲六七百候之間、可被御心安候、 十一日引帰候、不審候、今度無念被申

官にハ不對面候、

入候、

能~可有御籌策候、雖然嶋津兩人代官ハ、宮方代

正月廿七日 了俊(花押) と者、有御談合可承候、恐~謹言、 上者、有御談合可承候、恐~謹言、 上者、有御談合可承候、恐~謹言、

薩摩國南郡人△御中

薩摩南郡人~御中『在口裏』

了俊

〇一五〇 今川了俊世書狀

~~目出悦入候、若猶不退陣候者、重而可合力候上者、間、無力可有御合力之由、申遣候處、早~御合力、眞実

**薩州南方人~事、御方候間、** 

目出候處、

伊久及合:

戦

候

『正文在家藏』

輩事如何様子細候哉、如此振舞候間、可加了簡候、それ弥御手人~可被遺候、今ハ玄久御方之由申候へとも、此

の御事ハ、始中終これより合力申へく候間、

可御心安

(永徳二年) (永徳二年) 今年中二一途可申行候、恐~謹言、

候、

称 (《漢 寝(》)

○一五一 今川了俊貞 書狀寫

『正文在家藏』

了、正文をハ先立て、名和方ニつかハし候し、定て申候県津輩退治事、京都御教書并御自筆御内書以下 成 下 候

薩州□差遣候了、その上阿多城事不便候間、いかにもし即時□可參候由、堅被捧請文候之間、今月當手物共不残哉、薩州人▽不残此御教書以後これより一勢遺候ハユ、

申候ニ付て、大友ニ申談候へハ、爲天下候にて上表申さ事ひし~~と此人~不馳付候ほとニ、守護軄事此人~望友守護人の事を、不用申候ほとニ、大將ハかりにて日向候て爲合力候、就其者、日向事、伊東・土持一同ニ、大

しめより名和『申付候間、日州の事ハ弾正少弼『申付候れて候間、今ハ愚身か分國『定候了、大隅・薩摩事ハはれて候間、今の愚身か分國『定候了、大隅・薩摩事ハは

89

まつ御用意のためにて候、とても今月中ニ大將可罷下候 めニ肝付出羽守并冬山主をまつつかハし候、これハ面く(重ク) 形候、此とし月の御無念定て此時可散気目出候、そのた 了、近日可入部候也、此仁國:下着候者、急 < 可有御現

自他悦喜只此事候、恐~謹言:

毎事其時御さた候へく候、尚~御本意可被達候間、

**袮寝右馬助殿** 二月十八日

了俊(花押)

『在口裏』

○一五二 今川了俊世書狀寫

『正文在家藏』

氏久可參陳之由堅歎申候間、雖難儀候、京都二注進申候、 定參候由申候て、今まて延引候間、今ハ不定候、もとよ 公方御意も子細候ハしと存候つるニ、すてニ去年十月治 いまた御左右なく候へとも、參陣候て、致忠候者、定て

> れ〜〜御申候よし、兵部大輔注進申候間、目出弥たのミ(今温義戦) 候、同候者、如此の時御參侯て、三俣にて御忠をいたさ 候間、いそき~~御方の人~三俣ニ可馳寄之 由 申 遣 て り伊久かすゝめこよりて、氏久と可參候由申て候間、眞 御申候、ありかたく目出候間、重て御教書進候、此上ハ かち氏久ニかゝわるへき御身ならす候つるニ、御參の事 入候、たとひ氏久御方ニまいり候とも、 れ候ハゝ、殊ニ目出候へく候、すてニ先立て御參事、く 実ハ心ならぬかと存候、然者かたく御對治あるへきにて いそき~~兵部大輔と一所ニ御成候て、此方の左右を御 ハ、ちきニ公方ニ御ほうこうあるへきにて候上ハ、あな かた~~の御事

(永和四年) 称え 寝 殿

待候て、氏久御對治あるへく候、恐々謹言、

了俊(花押)

「在口裏」

### 今川了俊 世書狀寫

『正文在家藏』

所詮氏久事弥京都御意切候間、對治事連~堅蒙仰候、當國 候間無心元候、仍以使者平子若狹守申候、委可申候哉! 自最初隨分御張行候間、御現形事相待申候處二、于今遲

別而一道可申行候、 人、尚以合力無勿躰之由被仰下候、不日:御現形候者、 可爲御面目候哉、たのミ入申候外無

事候、 四月八日 (永和二年) 恐~謹言、 袮寝殿

他

了俊(花押)

了俊

〇一五四 今川滿範書狀

『正文在家藏』

事、大友方取申候上、御方人~軍役、 其堺不審之義候委細承候事、喜入候、 抑玄久可參御方由 無沙汰候間、 降參

> 急速:可有御合力候由、自是注進候了、定一途可有御沙 御発之由、探題より被仰也、就于其無二心候事、

汰候欤、暫之間、可有御待候、此堺不審委御使申候之間、

外御一族迄御辛労事、奉察候、相構~如此時分、可有御 堪忍候者、遂御本意候様ニ申沙汰候了、 省略候、御在所遼遠間、御痛敷存候、兼亦多袮嶋殿、其 毎事期後信候

恐く謹言、

**袮寝殿御返事** (久清) 卯月廿三日(永徳三年カ)

**滿範**(花押)

『在口裏』

『正文在家藏』 今川了俊世書狀

く候間、 日向人~ニ申談最中候、 かの勢一陳とり候 薩州事ハ思様ニ打勝候了、今ハ玄久事かたくさたし候(ほろ) 度~以便宜申候き、參差不審候處、此御音信目出候~~、

なく候、ふしきニ存候、この事ニつきて向後九州事ハ、 んとを正月給て候なれとも、今ハ凶徒の上ハ中~~是非 刻到來此時にて候也、玄久去年京都をかすめ申候て、あ て、これの合力を御待候て、御運をひらかるへく候、時 1、大將をも薩州の事ハさしをき候て、其方二つかハす! ^、く候、其間ハ相構 / ^ 御身をも、城をもかたく御持候

ことりかゝるへく候、恐ょ謹言、 弥たやすかるへく候、此御教書下着候て、やかてそなた 可下着候間、玄久御方のよし、わたん仕候つるニハ、今 ハ似候ましく候、國の人でも、よも同心候ハしと存候間、

ともかくも身かはからひたるへく候間、玄久をも思まゝ

こさたし候へと、

將軍の御自筆の御教書給て候、近日

了俊(花押)

称しめ 殿御返事 (気濟)

五月四日

[在□夾]

(原表紙) 新編禰寢氏世錄正統系圖 八中

(麦紙) 新編禰寢氏正統系圖 兀

92

禰寢氏正統世録系譜巻之八中

(久清譜中)

自一葉至六十一葉終

中巻一軸正文獻者、自五月十八日了俊簡牘、 今川伊豫守入道了俊其外簡牘二十六通 始至九月

四日了俊簡牘終

〇一五六 今川了俊世書狀

間、面~御參陣候欤、不然者兵部大輔一所ニ御うちうか(今三灣範) 申候き、雖然嶋津兩人をはしめて、三ヶ國人~一人も不 於三ヶ國者、凶徒無之時分候、其上八代對治時刻到來候 ゝい候て、是より我々罷越候て、一陣とるへき由、度々

及是非候、すてに二ケ年ニ及候間、此上者御方の号いか

|あるへく候哉、定三ヶ國中ニ、就所務事不參人~候め

是より我々一人可罷越候、恐々謹言、 其身事、堅可致沙汰候、急~兵部大輔一所二御馳加候者! 了俊拜領候間、猶玄久如此自由狼籍仕候者、云國事、 南方に向候き、不參陣候者、大隅・薩摩守護軄事ハ自元 と存候つるに、 如案、今ハ玄久ハ梅北ニ寄來候、伊久ハ(氏久)

五月十八日

称 (気) 寝(気)

〇一五七 今川了俊世書狀

『正文在家藏』

所存之外存候つるこ、可有御參之由承候、尤可然時分 のミ入へく候、今も又やかて可成功候間、ことなる御 候間、重て御教書進申候、そのさか井の事ハ向後もた

先立て御參事堅承候間、ふかくたのミ入候處ニ、遲~、

八幡も御罰候へ、料所事可申行候、氏久事者、京都御 忠たるへく候、不日ニ御現形候ハゝ、

意以外候、伊久ハ又毎事事と心不相應事等申候間、

於

御方候ほとこ、そのためこ吉弘入道をつかハして候、 身無念候間、今度条~申遣候き、かたきこと~~可參

人~の事いそき~~御ちうさく候て、御方゠めしたく さたし候時分こて候、それこ付候てハ薩摩の本宮方の 候在所こつかハし候へく候、御待候へく候、舟以下事 近日此仁可來候、其時御手洗薬師等ニ勢をそへて御申

そのために惣の人~の中ニ狀を一通進候、御ちうさく 候、それよりよく~~内~仰候て、御らん候へく候、

方の人~御方ニ參候ハんする事、弓矢のため面白かる く候間、此後ハそなたの事を一大事とさたし候へく候 あるへく候、氏久入道宮方ニ成候間、かやうの時本宮 く候間申候、當陣の事ハ八月中ニ今一みち勝利候へ

同日向の人々の中ニ狀をつかハし候也、これをいそき ·御付候て仰候へく候、前賴か方ニも申遺候て、玄(#&)

候てさた候へく候

久かもとこも狀を傳遣候也、

此左右ニ付候て、重て承

間、ことこたのミ申候也、今の間大將并ニ一揆の人こ

もし玄久以下寄來事候て、それの城事御ふまへ事、可 爲難儀候者、相構一一不可有御打死候、 せられ候ハゝ、何と候ハすとも、了俊かいとまハやあ 御身をまたく

も、始終ハ又御あんとあるへく候、そのくらひニ成候 合力申候也、一度そのさかゐを御しりそき候といふと き候へく候間、自身そのさかゐ゠馳越候て、於一所可

て後ハ、中~~玄久か事、自葉死たるへく候間、煩候 ましく候、もし又了俊か合力申候ハんするまて、何と

候て、御待候へく候、よろしくはその城の時儀゠よる もしてそれニ御ふまへ候へき御方便候ハム、御こらへ

て御打死なとあるましく候、さやうの悪行を玄久付候 へく候、あなかしこ、難儀ニ及候ハんする時、それニ

中二可落居候間、そなたの合力の事ハ、自身罷越候て へく候上ハ、身を詮御持候へく候、 ん事ハ、返てめん~~の御ため、 菊池事、 永代の御得利たる 今四五日

可申候、けに / 〜 と玄久ニ 一揆の人 ~ 同心候て、それ

へよせ申候ハゝ、まつ大將その御城ニまかりこもり候

候へく候、恐々謹言、

一ニ成て候、今月二日可對面之由、昨日申送へく候間、へと申遣て候也、藝州事も今ハ無爲ニ候、大内も兄弟

へ、偽申さす候、へ、偽申さす候、それへ進候へく候、八幡天神も御罰候をもわけ候て、それへ進候へく候、八幡天神も御罰候藝州中國なとの舟手をも用意し候て、まつ我~か手勢

候、それの事けに了くと玄久打入候て、まつ舟ニて此御心安候、又冬庵主ハこのほと藝州ニつかハし申へくてこれを京都ニ進候て、御あんとを申下候へく候、可一御知行所~并御同心の人~の所領注文一見候了、やか

同心の人~御注進候間、各~御感をつかハし候、御心にしちたれ~~もあらまほしく候へ、悦入て候、又御云~、神妙候間、 委細申遣候、ありかたく候、かやう多袮嶋太郎これより申へく候=付て、於御一所致忠候

人ををくて可承候也

称寝右馬助殿御返事 (え漕) 六月二日 了俊(花押)

### ○一五八 野辺盛久書狀

『正文在家藏』

申候間、不能重言候、抑去月之比探題へ進候飛脚、今月返事ニ達候間、今者定〔進〕着候哉、其時此邊之不審等令既依御帰、使者加治木殿之御方ニ進置候き、可進之由御既依御帰、使者加治木殿之御方ニ進置候き、可進之由御

欤、兼又先札"副進候し御内書、定御披見候哉、無相違様可懸御目欤と 存候間、 案文を 進候、 宜可寄御了見候

五日ニ到來候、隨而身ニ宛て御内書預候、此文章者面~

近日前賴庄内へ御共申候て、可打出由申遣候、爲御不審(和度)
了、御名字者今河新野殿と申候由承候、依大將御下向、
て、)。
(V`)
去二日』、求广に御着陣候、自是使者あれまて御共申候去二日』、求广に御着陣候、自是使者あれまて御共申候然候者委細御返事ニ示承候て、可令注進候、將又大將者、総候者委組御返事ニ示承候で、可令注進候、所付進候、不御請文候者、給候で近日管領へ進飛脚侯、可付進候、不

求广上郡人~自兼日大將御下向候者、陳をはつすへき由、つすへき由承候、小田者我城ニ罷帰候て城誘仕候由承候、令申候、次ニ求广之上郡之人~陳をもちかね候て、既は

此之事等様~其憚多~候へ共、自公方貴方様面~同心之 申候けると承候、今ハムや前賴之案ニ入候ぬと存候、 ~ 大將御下向之刻能様ニ御計も候者、公私可目出候、 如 尚

御勝利由承候間、目出度候、心事難尽愚狀候間、令省略 不顧憚令申候、又西方之不審者、定被聞食及候哉、 御方 御旁此旨を申候て、其左右を注進申せと、被仰下候間。

恐~謹言、

(永和二年) 六月五日

謹上

袮寝殿

薩摩守盛久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三四五号文書ト同文ナリ)

○一五九 今川了俊 世感狀

『正文在家藏』

間、 佐多城御對治事其聞候、殊以目出候、別たる御忠にて候 ~ 可申合力候、 急~京都=可注進申候、此事今少取靜候、其方事連 尚々御振舞感入候、これよりわさと可申

候、先承及候間令申候、恐~謹言:

(永徳元年)

袮(タ</br>

被(タ

(タ

(タ

(x)

(x)
</tr

了俊(花押)

|在口裏

名和慈冬書狀

『正文在家藏』

尚~今度御振舞心地能候間京都ゑ申候へく候間、

日

本ニかくれあるましく候、

之事、委細申候ハんためニ、私の用事も候や、申候間! も承候ハんため、更御在所の躰をも見せ申候て、探題ニ(今川7後) 候ぬと目出度候、兼又此堺合戦延引之次第、又者合戦立 舞心地能存候、毎度注進申候間、定自探題御憾をも被下 披露申候ハんためニ、此間肥後より下候僧を進候、御振 御使僧帰候後、御音信不承候事、無心元候、夫の不審お

肝付出羽殿を進候、 摩方の御籌策之事、憑存候、遵行候者、一向御忠たるへ 委可被語申候間、不能乘言候、又薩 今川了俊世書狀

『在口裏』

袮寝殿

(永徳元年)

(名和) 慈冬(花押)

『正文在家蔵』

御參事先度委承候間、

目出候、

氏久參陳事未落居候間,

可違候へ共、聊相計子細候、委者出羽殿可被申候、恐と佐多退治事、無比類御忠にて候呼、更御代官ニなり候て、生進申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚と庄内向ニ注進申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚と庄内向ニ 法申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚と庄内向ニ 法申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚と庄内向ニ 法申候間、公方様の事ハ、可御心安候、尚と旧内の三ならす、道候へく候、尚と御方遠き在所ニ 御堪忍候のミならす、遺候へく候、尚と御方遠き在所ニ 御堪忍候のミならす、

仍判紙お進候、出羽殿御談合候て、被認候て、御

ニ御参候へく候、恐々謹言、「一御参候へく候、恐々謹言、相構」へ、氏久進退未定以前方ニ申遣候了、定可申候哉、相構」へ、氏久進退未定以前かさいそくを御ハなれ候で、直ニ御忠をもいたされ候ハかさいそくを御ハなれ候で、直ニ御忠をもいたされ候ハがさいそくを御ハなれ候で、直ニ御忠をもいたされ候ハがさい。近日以使節承切候で是非のさた候へく候、それニ付でも、近日以使節承切候で是非のさた候へく候、それニ付でも、近日以使節承切候でと連言、

六月廿五日

了俊(花押)

袮 (久) 寝) )

【在<sub>口</sub>表】

〇一六二 島津孝

『正文在家藏』 | 島津孝久 元書狀

六月廿五日

之狀如件、

来月十一日、

必所可打立也、

急速致用意可被打寄鹿児嶋

袮寝右馬助殿

· !

孝久(花押)

97

### 島津元久書狀

『正文在家藏』

之時者、早々可申候、時を不移被打寄候者、悦入候、恐 野々三谷城去六日、打落候了、爲御不審申候、就其者、敵 方今時分いつ方にても候へ、可一進之由其聞得候、左様

(應永元年)

袮寝右馬助殿

元久(花押)

元久

(本文書へ「旧記雑録前編二」五〇四号文書ト同文ナリ)

○一六四 今川了俊世書狀

御安堵并御預狀二通進之候、

此間殊更被致御忠候事、眞実~~感入存候、氏久入道

申行候、就其者御自訴事、不可有子細候間、安堵事進 對治入眼候ハゝ、とりわけたのミ申へく候間、一途可

> 間、いかゝと存候へとも御申候間、まつ預申候へく候 御方人~あつかりて候ほと~、任先預狀候へきにて候 之候、將又大隅國姶良事御申候、如此所~多分先立て

御心之候へく候、其方事ハー向たのミ申候、

ハゝ、子細候ましく候間、あつけ申候、如此事ハ兼て 也、若先給人候ハユ後日さた候へく候、未給地にて候

舟勢事これもそのために一途さた候、豊後のことくハ

宮方の人~めし出たく存候、よく~~御ちうさく候ハ 嶋津上総介も氏久同事ニふるまひ候間、薩摩國事ハ身 か拜領候間、しょうのためを存候ほとこ、薩摩國の本

**ゝしかるへく候、恐ゝ謹言、** 

七月十四日(康曆二年)

袮寝殿 御返事

了俊(花押)

愚身今月中二 可參御陳候、爲御不審令申候、適此人

追申候、

被參候之間、委申候了、定可被申哉、

#### 『在口裏』

### 〇一六五 今川了俊世書狀

『正文在家藏』

抑於御方被致忠節候之由承候、誠御現形候者目出候、 去六月一日注進狀、今月十六日到來、委細承候了、

差

承候、凡不可有子細候哉、就其京都吹挙事、其大將挙狀 寝南俣内佐多村并筑前國比伊郷内伍町分事、御本領之由 遣大將候上者、相構~御合力候者悦入候、兼又大隅國袮

將挙狀到來之時、京都へ可挙申候、委細御使申候了、恐 を即可給候、其時可進御教書候、次御所望在所事、同大

了俊(花押)

**袮寝右馬助殿** (久清) 七月廿日 く謹言

今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

八幡も照覧候へ、最初かたく承候まゝに、今もふか

くたのミ入申候也、

先立度 < 令申候き、其後其方式如何候哉、嶋津上総介事、(伊久)

間、 大將兵部大輔罷越候上者、相構於一所御談合候者、可目 かハ、同候者、此時分一道御現形、殊ニ可爲本意候、爲 細候欤、とても自最初取分たのみ申候之上、御同心候し 爲御方之由申候間、注進京都候之処、於今者氏久同心候 無念候、然間兩國事、令申京都子細候、定不可有子

恐く謹言

出候、すてニ御方ニ御參事、京都ニ申入候間、如此令申

(永和二年) 壬七月廿二日

袮すめ殿(₹こ(気晴)

了俊(花押)

### 〇一六七 肥後高基書狀

『正文在家藏』

- 候、御大將御方より被進狀候、此時分御同心候者、 先日進狀候之處、不參着候哉、不預御返事候条無心元相 存候、兼亦薩州勢不残姫木ニ打寄候之間、御方浮沈此事 可

木方:申談披露可仕候、就于其候嶋之事何様被計候哉、 由、我~も可申子細被仰候、自然御申事候者承候て、高

爲大慶由御意侯、於我等殊可目出候、今度事一向憑存候

如今候てハ、只一身之難義此時候之間、平ニ憑存候、御 被聞召ぬ候と存候、此人所存委細示給候者可爲悦喜候、

毎事期後信候、恐~謹言、

意無子細候者恐悦候、尚~此時分一途御計候者、公私可

八月六日 高基(花押)

目出候、

袮寝殿

〇一六八

加賀守房成書狀

『正文在家藏』

抑且被聞食及候哉、畠山三郎殿、以肥州内儀下向候間! 雖未入見參候、以次令申候、常習候哉!

当郡人~各申談、去十二日打越真幸院、同十六日氏久手 候、此時節其堺事、一途被思食立候、被達御本意候者自 者籠置候馬関田城ニ進陣、敷ヶ所取候了、退治不可有幾

早~庄内進發事可廻籌策候、恐~謹言、 其境御籌策、此方可爲御合力候、当院落居不可有程候間' 他可被目出候、氏久振舞且人之上:、不可被思食候哉、

八月廿一日

謹上 袮寝殿 (気膚)

加賀守房成(花押)

〇一六九

多良木頼仲書狀

『正文在家藏』

雖未申承候、 以事次令啓候、 常習候欤、

抑其方様御合戦之次第、何様御治定候哉、奉度候、 且被

100

|在口裏

『正文在家藏』

内之不審爲御存知令啓候、 十六日押寄馬関田城合戦最中候、 聞召及候哉、 **憚入候、於向後者、連~可申通之由存候之間、** 何様敵城落居候者、其堺罷越候合戦之次第可申談候、 御同心候者爲悦候、事~期後信候、恐~謹言、 於畠山三郎殿大將、 細~不申承候之處進狀候、 御退治不可有幾程候、 去十二日打越當院、 如此令啓 雖 院 同

前上総介賴仲(花押)

八月廿二日

ねしめとのニまい『在句紙』 **袮寝右馬助殿** (永清) . る たらき

袮寝右馬助殿 前上総介頼仲

謹上

○ to 相良前頼書狀

先日進狀候之處、 委細御返事尤恐悦之至候,

抑如先札申候、畠山三郎殿依御下着、当郡人 ~ 各申談! 去十二日馳越真幸院、 同十六日対馬関田城近陣、 數ヶ所

> 思食候者、 別儀御合力候者、 令申候、 本望候、尤以別便雖可申候、 被取候了、 所詮公方向ハ閣候了、於私憑存候、無相違候者可爲 諸事期後信、恐く謹言、 巨細可被尋聞召候、 不可有退治幾候哉、 可目出候、先日御返事ニ、聊承子細候しかと 被思食其堺事、 不知案内之間、 此堺合戦事同前候、 此時節其堺事、 一途御沙汰候者可目出 教久をもて 途被立 尚~以

八月廿二日

近江守前頼(花押)

謹上 袮(久 寝) (久)

〇 **七** 七 多良木頼重書狀

『正文在家藏』

共仕候、去十二日彼院 - 罷越候、 抑畠山三郎殿、真幸院御發向之際、 雖未申承候、以次令申候、常習候欤、 同十六日馬関田城お被取

球广郡以一

同之儀御

承度

此境落居候者、其邊之御合戦之時者示給候、罷越候

退治不可有幾候、其境御合戦之事何樣候乎、

可申談候、於向後者不審連~申承度候、 御同心候者本望

期後信、恐く謹言、

八月廿二日

謹上

袮寝右馬助殿

但馬守賴重(花押)

一七二 公頼書狀

雖未申承侯、於向後者、細~可申通候之由存候際、以次

抑定被及聞食候欤、郡内人~令一同候て、畠山三郎殿令

候て指廻楷垣候、退治不可有幾程候、敵陣馬関田と申候、 御共候て、去十二日当院真幸着陣候、隨而近陣敷ヶ所取

治候ハゝ、隅州可有御發向候、其時ハ入見參可申承候間 此時分其堺事一途御方便候ハゝ公私可目出候、此城御退

進狀候、 御同心候者悦入候、恐~謹言、

八月廿二日

前佐渡守公賴(花押)

謹上 袮寝右馬助殿

周防介隆能書狀

『正文在家藏』

雖未入見參候、以次申承候、常習候哉

敵城馬関田差向近陳敷ヶ所取候、被廻棤垣候之間、不可 抑畠山三郎殿御共仕候、郡内人~不残当院真幸馳越候、

此之由面。被申候之間、併令省略候、不審連。承可申之 有退治候哉、此時節其堺事、一途御沙汰候者、可目出候、

由存候、 御同心候者喜入候、恐々謹言、 周防介隆能(花押)

八月廿二日

謹上 **袮寝右馬助殿** 

ねしめとのニまいる『在包紙』 袮寝右馬助殿 周防介隆能 なかさと狀

謹上

〇一七四

今川滿範書狀

『正文在家藏』

先度進狀候之處、未御返事到来候、不審存候、今日廿一日

先救二郷堺へ可有勢仕候、爲御不審申候、 姫木古城ニ陳お取候了、当陳事取堅候者、 途御計候者、 八月廿二日 殊二可目出候、 恐~謹言. 此時分急速 一勢差置候、

袮寝殿

|在口裏

肝付兼氏書狀

『正文在家藏』

又彼方より被進狀を候、同進候き、就便宜たひ候返

事、非本意候、

昨日進使者候之處、

重御音信恐悦無極候、抑蒙仰自是

其左右到来候間者、 不残愚存を令申候間事、彼方へ御意分をも細~可遣申候、 星峯事、御名候へかしと令存候、 其

てや候ハんすらんと、是まて令了見候、聊不残心底を遮 内被食候時者、けニハ彼方沙汰之通、此方様御面ニハ無

> 而御使ニも令申候間、不能巨細候、 恐惶謹言、

八月廿六日

兼氏(花押)

〇一七六 今川滿範書狀

滿範(花押)

『正文在家藏』

尚々其境事一向御一身を憑存候、此時分一途可有御

存候之處、于今無音、背本意候、兼又肝付より去夏比被 其境之事、此辺勢仕候時分、一途可有御現形之由、 

度~就于便宜進狀候、參着之有無不承候事無心本候、

御沙汰も、事延引候間、先申談候し、所領内少~申談、誠 申子細候間、其功成候ハんする事大綱ニ存候と、其方之

公方大事を大綱と被思食候ハん時者、所領等之小事者、

可有御談合候へく候と存て候へハ、何方も不入眼候事、

付者其方之御所存によるへきよし、堅被申候、 所存之外候哀~被閣萬事事、道行候者目出悦存候、 能~御計 自肝

略候て、一途入眼候者悦存候、恐~謹言、

八月廿七日

袮(久) 寝)

『在口裏』

○<u></u> - 七七 今川滿範書狀

『正文在家藏』

先日僧おもて申候處『、委細御返事悦入候、 抑今日 サハス をとるへく候、しかしなからたのミ存候、おなしく候ハ 三また。まかりこへ候、それ。つき候てハ、やかて一陳

ゝ、此時分一途御はからひ、こうしのため可爲大切侯、

時御合力候ハゝ、又御かたきたいちたやすかるへく候間、 めと申、身ニおき候て、せんとをうしなうへく候、この 入加候てもし合戦をしちかへ候てハ、諸方の御方の御た

す候共、御ようにたつへく候、このたん八まんも御せう 御心さしたるへく候間、すゑ!~まてもかい!~しから くはうの御ためと申、さしあたり候てハ、身にむけての

> そくこ御はからひ候ハゝ、ことに~~悦存へく候、又た 分、うけ給候て、 注進狀を可進候、 これより進代 官候 んたいの狀の案文一見候了、 御代官おしん せられ 候 時 らん候へ、偽あるましく候、たゝかんようの時節候、き もとり申へく候、恐ょ謹言、

八月廿八日

滿範(花押)

||在口裏

○一た八 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

をもて申つかハして候、所詮今度玄久是非をさしをき も、かたく申つかハし候、又三ヶ國の人~こも、事書 委細承候了、如此事先立てこれより僧をもて申候しか ハ、定今ハまいり候んと存候、このためニ玄久か方へ

申候て、まつ八代ニ発向候欤、さ候ハすハ、この陳ニ 候て、あいたかいの知行分の事ハ、公方の御成敗を待

そのほとも、 6 申候へと、薩摩のさミ嶋かもとへの狀、かさねてまい 申つかハし候、この狀ともをつかハされ候へく候、 玄久父子か間ニ八代ニもむかひ、又これへも參て候ハ り候て、やかてもとのことく對治し候へく候、もし又 をミ定候て、これより京ニ申候て、 られ候へき候やと存候間、 い候上ハ、いかてか一揆の人~も、玄久=同心合躰せ て候ニ、今のことくハたゝ此間のまゝニ玄久もふるま 申候ハゝ、 て者、ちと御こらへ候て、玄久かふるまいを御らん候 のためニ先立てもこれよりつかいをたて候し也 く候、その子細を一揆人~の中ニも、又玄久か方ニも ^、とても理非ニまかせて可成敗候間、御心安かる いせ候、 く候、それこしたかひて、これよりの合力事ハ申へ つかハさるへく候、何さまこてもいかにも候 **糺明候てさた候へく候よしを、くれ/~申** もし玄久よせ申事なと候ハゝ、 いそき~~玄久かふるまい 治罰の御教書をと 相構合力 そ

也

んにん候て、御待候へく候、

恐く謹言、

九月三日

**袮寝殿 御返事** 

は合力申へく候、たゝ将軍家をいよ!~まほり御申候 く候、さきたちてちか事ニて申候し上ハ、心のおよひ へく候、何と候ハすとも、御本望をとけさせ申へく候

也

玄久父子の間ニ参候て後ニ、めん~~知行分の理非お

御所望候北俣事、 所事ハ、そのまゝニもたせ申へく候つるニ、玄久任 く候へとも、まつ此間のまゝニ、或ハ玄久かもちて候 た~~さた候へく候、そのためにまつ重て判形を進候 意をさへとり候上ハ、すてニ法をやふるにて候間、 つる所ハ、そのまゝニもたせ、御方の人々持て候つる 申候也、 就是非玄久かふるまいこよるへく候、今ちと御 かやうの事ハ、追てくハしく尋候てさた候 此間御知行ニまかせて、 重て城安堵

『在口裏

#### 『正文在家藏』

是事者此僧委細可被申候哉、 抑菊池御對治事、誠目出候、 八月十日御狀今月一日到来、 仍南郡爲御對治御発向候、 委細承候了、 態如此令申候条目出候、 此

候、 仰出候欤、 此御狀探題入御見參候了、就其御返事候之間、 趣披露候之間、 連~申承候者、本望候、 公方様事諸事無等閑候、 如法/〈御悦喜候、兼又御申候条~事、 諸事期後信候、恐~謹言、 於向後弥不可有疎儀 委細定被

九月三日 (永徳元年ヵ) 謹上

沙弥明真(花押)

袮寝魚

斉藤入道

袮しめ殿 まいる 『<sup>在包紙』</sup>

謹上 **袮寝右馬助殿** 沙弥明真

〇 一 八 〇 今川了俊世書狀

『正文在家藏』

五月十三日御文、今月一日到来、披見候了、

玄久御免事、先立て、及三ヶ度、大將方并ニ一揆中ニ(氏冬) 等の相論をとゝめて、此間の兩方の對陳をしりそきて、 被存候者、云玄久云一揆中、まつ私の宿意、又ハ所領 条~事書御教書、同内書等にて申遣候き、定て其旨を

遣候了、そのためニ、玄久近年の不忠をめんし候てめ 不日ニ八代ニ発向候て、宮方を対治候へきよし、堅申

し出へきよしを、前賴ニ申ふくめ候處ニ、今御申のこ(組象) とくハ、結句一揆の人々、玄久と此輩事、 無是非時分

時日、 候間、 兵部大輔ニ御合力候て、其堺事可被成功候、た 弥就内外、たのミたのまれ申へく候上ハ、不廻

候、 定可申候哉、 所詮諸事たのミ存へく候也、 恐く謹

のミ入申候外無他事候、

其子細再三兵部大輔方二

申遣

九月四日

言

称(気) 寝)

了俊(花押)

106

在口裏

間、

さりとも向後御申事以下、等閑候ましく候、國事如

重

# 今川了俊 世書狀

氏久可參之由、治定申候間、任申請使者差下候處、 尚~先立大將方=仰候=付て、如此申候、

不參陳侯、其上此間も菊地ニ代官をゝきて候事、かくれ

降參の事候とも、八幡大菩薩照覧候へ、用ましく候、も 遣へく候つる、案のことく不參候、此上者、向後いかニ なく候間、よも参候ハしと存候なから、後日のためニ申

候ハゝ、とても御同道候ハんためニ、今まて御參なく候 とより京都御意ニハ、そむきたる仁ニて候間、今ハ長く めし出ましく候、就其者、かた~~の御事、もし氏久參

~ニ 御參候へく候欤、若此下ニ猶も御參候ましくハ、こ よし、先立て承及候し間、今ハ如此氏久切候間、定て早

家の御ためニて候、今ほと一日も早~ニ御參候ハゝ、ふ れも向後申ましく候、且ハ將軍家の御ため、 且ハ御私の

かくたのミ申へく候、大隅國事、今ハ愚身か分國にて候

此拜領候間、 ₹申候也、 此御左右ニよりて可存候、恐へ謹言、 九月四日 弥かた~~の御事、たのミ申へく候間、

尚以

袮(久庸)

新編穪寢氏世錄正統系圖 第九下

禰寢氏正統世錄系譜 巻之九下

(久清譜中)

○今川兵部大輔滿範其外簡牘十五通

○下巻一軸正文獻者自九月七日滿範簡牘始、

『正文在家藏』

今川滿範書狀

先日進狀候了、定參着候哉、承度存候、兼又對椛山城

陳取候志趣者、南郷大窪弥爲合力候、又者氏久浮合候者、 勝負雖存候、野伏一人も不出合候間、石寺河内山人を

爲案内者、昨夜甲百余野伏三百余人差遣候了、仍別所ニ 途相計事候之間、今朝小山城移候了、就夫者、御約束

一向憑存候、急速一途御口計候者、可然候、しかし

なから憑存候段、度~篇朽候了、恐~謹言、(すべ)

九月七日 滿範(花押)

『在口裏』

袮寝 寝 殿

島津元久書狀

雖度 < 申侯、于今延引侯間、重而進狀侯、 今日七日伊集

院ぉ罷立、山口串木野まて罷越候、就其候者来十三日可 越山侯、其内ニ被打寄候者悦入候、恐~謹言、 元久(花押)

九月七日

袮寝右馬助殿

在口裏

実久書狀

『正文在家藏』

遙久不令申候、非本意存候、度~預御音信候、于今令悦

奥州狀御一見、從此使可給候、

108

様可申之由候間、 喜候、兼又奥州より加様狀候間、(元冬) 態飛脚を下候、十七日敵方陳取治定之 明日拂暁罷立候、面~

袮しめ殿 袮寝殿

中道いけひらより

被申候、同候者、此合戦ニ御合候様、御越候者、恐悦可

委細期面候、 九月十五日 恐~謹言(

爲本望候、

袮寝殿

『在口裏』

実久(花押)

『正文在家藏』

〇一八六

今川滿範書狀

又ことを闕候つる処ニ鞍給候事、 御志之至、返~悦

しかに返給るへく候、又薩州南郡事、能様ニ御ちう 入候、又案文ニ申て候へ共、探題内書正文進候、た

さく候へく候、

御骨折悦入候、後巻懸候けるニ、 御狀喜承候了、就其者、鷹栖之敵城被打落候事大幸事候、 御手之人△無子細候

之間ニ僧ぉ採題へ進候間、御骨折之事、御忠節之通、ね 覧事目出候、手負以下無別儀之由承候、悅入候、今明日

んころ『注進申候へく候、將又駿河兄弟之事、是又ねん

欤、此後之事も、一向御引立候へく候、又去月廿三日、 ころ:承事悦入候、此人~の事者、一向御力に可憑存候 使ニ申候了、恐~謹言、

(永和四年)

進候、探題深被憑申候之間、見參之時可申談候、委細御

國姶良庄下大隅郡鹿野屋高隈村事、

可有御方現形之由承候、

**目出喜入候、** 

隨而承候在所大隅 御現形之後可令注

『正文在家藏』

今川滿範書狀

**袮寝右馬助殿** 

不可有御不審候、又當方勢仕之事、都城\*取巻候ハん事者、勢くたさるへく候間、案内者にとて被留置候上者、船勢も同可被下由承候へ者、目出候、自是上候し玄貞房可被下事、既以誓言被申下候上者、不可有御不審候、又

探題御内書此程下着候、案文寫進候、

可有一見候、一

勢

やかて~~都城ニ可差寄候、若又延引之子細も候ハユ、候、探題より仰候ことくニ、御勢忿ヽ下候者、無是非候、

陣を取候了、

山東・伊東勢・一揆中之勢、固

く可差

置

惣

候て、今一さ右侍度候程ニ、北郷城か崎と申候所ニ、(甲原)

にて、本望ニ候へ共、但御勢可下候間、

いかにも固くし

遁避山東勢一揆中之勢、打寄候て、都城ぉ可取巻之由、年内者、少々勢共をやすめ候て、正月十五日過候者、無

候へく候、又御籌策候ぬへきかたをハ、御方便候者、弥可申候、相構!~其堺之事、御堪忍候て、此さ右ぉ御侍候者、ふと差寄候事もあるへく候、其時者、忩々以早船固治定候了、如此當陣取誘候ハん中ニ、肥後の御左右聞

ことなる御大忠にてあるへく候、尚~重~御高名誠感入

玄久・伊久等か進退ハ今年中の振舞ニよりてさた候へくうに御合力候やらん、それニつけてもありかたく悦入候

『在口裏』

『正文在家藏』 一八七一今川了俊一世書狀寫

よく存候~~、先立てこれより申へく候しニ付て、かやめニ無勿躰候處ニ、それより御合力候なる返~目出心ちさたし候、同やうに伊久たくミける候間、將軍家の御たさたし候、同やうに伊久たくミける候間、將軍家の御たさたし候、同やうに伊久たくミける候間、將軍家の御ためニ無勿躰候處ニ、それより御侯へ、これより一揆しるでは、同やうに伊久なくをした。

そへらるゝにてあるへく候へ者、先當陣へ御代官を一人 も固可有御計候、先敵方のきこえと申又御方にも御力を 巻之由承候、於其堺御合戦を被始候ハん事者、又如何に 合力あるへく候、よく~~御堪忍候て、事のやうを御ら 候間、これニつけてもかやうの人々をハあいたかひニ 御

ん候へく候、恐ょ謹言、 霜月十五日(康曆二年)

**袮寝** 寝殿

了俊(花押)

「在口裏」

 $\bigcirc$  ,  $\bigwedge$  , 今川滿範書狀

『正文在家藏』

申候、先聞候分荒~此人ニ申候、可被聞召候哉、 由其聞候へ共、未分明候、重て治定候説、承候者、可令(鷺ク) 御返事之趣悦承候了、抑大手合戦之事、重て御方勝利之 兼又其

可然様二御計略候者、

可目出候、

氏久近日可後

十一月十七日

滿範(花押)

**袮寝殿御返事** 

『在口裏』

被進候者、大慶たるへく候、將又此御返事、 則可申候

ここして候程ニ、帰を待候て、今まて遅~候、未此仁不 る處ニ、出羽方へ委細承候由、 仰候間、此仁を山東へ使

帰候程ニ、先申候、出羽帰候ハユ、又自是も重て可申候、

猶~其方向之事者、 御決候へ者深く憑存候、公私可然の

可打上由其聞候、此刻ニ先御代官お被進候者、可然候、 御籌策ともゝ候者、悦入存候、尚~氏久今明日之間゠、

御合戦之事ハ氏久か足仕ニより候て、可有御計候哉、

恐

### ○一八九 今川滿範書狀

『正文在家藏』

〇一九〇 野辺盛久書狀

「在口裏」

『正文在家藏』

相存候、抑三條家爲氏久退治御下國候、愚身も爲國安堵自去年在府仕候之間、依違遠良久不令申候之條、非本意

候、すてに九州如此罷[\_\_]上者、御方一同さほいあるまきよし、申され候、哀~此時分御方御參候へかしと相存

者、菊地との手物共少~畠山三郎殿ニつき申て、こすへ

**袮寝** 寝殿 十一月十九日

滿範(花押)

112

ハム承候、可取申候、御事期後信候、恐々謹言、候へ、かいくへしからす候とも、自分候へハ、御用事候よるへく候由、申せと仰候、御所様大將御方様何にてもと、申せと仰侯程ニ、令申候、御のそミの事ハ御所望ニ

しく候、

隅州事も三條殿御給候へハ、 御參も候へ かし

左衞門尉盛久(花押)

霜月廿日

謹上 袮寝殿

きゝ切候て、此輩事かたく可致沙汰候、

相構一

○一九一 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

こ、御方のよし申へかりにて、よりそへ、内心ハミなくへと合戦候云云、仍御合力候之由、此人と方より注進候、今及合戦候云云、仍御合力候之由、此人と方より注進候、今及合戦候云云、仍御合力候之由、此人と方より注進候、今及合戦候云云、仍御合力候之由、此人と方より注進候、今

如此さたし候間、弥内心の不忠あらいれ候間、今一左右時ハさた候ハて、さしをき候て、今御方として成候時、久さへ今又南方の人~の所領等、又押領候の※ならす、伊候で、面~御忠の人~の所領等、又押領候の※ならす、伊なへ今又南方の人~の所領等、又押領候の※ならす、伊なべつ、参しとしては、今度も身のをき所候ハて、参御方候間、ち凶徒にて候、今度も身のをき所候ハて、参御方候間、ち凶徒にて候、今度も身のをき所候ハて、参御方候間、ち

、 (暴暦1年) ・ 心安候、恐ュ謹言、

了俊(花押)

袮寝 寝 殿

### 〇**一九**二 今川滿範書狀

又救仁郷三川介、并桑山方御狀趣見申候了、

明春合戦事者、氏久參陣可寄左右候間、追可申談候、尚 態御使悦存候、兼又御方無他事由承候、目出存候、 <br />
<br />
へ慰懃ニ 承候条、悦入候、恐<謹言、(\*\*) 隨而

極月廿五日

**袮寝殿御返事** 

『在口裏』

前出雲守師綱書狀

『正文在家藏』

又三郎事、可有御退治之間、此程同心人~、不日:爲御(完久) 就三ヶ國御退治事、爲 上御使、重而罷下候、所詮嶋津

大將二進置候、 総~御代官給候欤、不然者、探題薩州發

方可被致忠節之由**、** 

御教書如此候、先案文進候、正文ハ

若無其儀候者、永可爲又三郎御同心候、忩御左右可有御

向候者、即時可有現形由、被載起請詞、

十二月十二日

で 在包紙』 袮寝殿

申候、京都可申候、恐~謹言、 前出雲守師綱(花押)

袮寝殿

前出雲守師綱

〇一九四 兼房書狀

『正文在家藏』

京の御意目出候之間、さてこそ嶋津か降参の事ともかさ **揆人~連判狀到来候了、目出候、もとより此人~の事、** 

候、若氏久なとハらくろなる事ふるまひ候ハゝ、しこう 候ハ、かたしけなく仰出されて候へハ、更々煩候ましく ねてよく~~御さた候て、御方人~の煩ニなり候ハぬ様

したるへく候間、よろしくかれかふるまひを ミ られ 候 て、追て申され候ハゝ、何とも申行へく候、かやうの事

宗久庵主の下向之時、兩方ニ事書にて申て候し上ハ、す

御請文可有候、

へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重て一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重て一揆人人でミたりの事あるへからす候、そのためニ重て一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人へてミたりの事あるへからす候、そのためニ重で一揆人

称寝殿 称寝殿 十二月十六日 兼房(花押)

大將參御書案文『在『裏』

○一九五 今川了俊世書狀

『正文在家藏』

都御さたのことく、御申候所、不道行候欤、然□もと求□□帰參之時、御狀披見候了、悦入候、嶋津大事京(产興)

御同心候て御退治候へく候、爲其明春まて栗生山城守、御同心候て御退治候へく候、其方ニ兵船を進候へく候、集ニ凶徒現形候ハ、宮方運悪候間、弥退治不可有子細て、己か造意を□□のり候て、以自身可任雅意候由たて、己か造意を□□のり候て、以自身可任雅意候由た定は□凶徒ニ可現形候欤、此間まてハ□都を掠申候定には□凶徒ニ可現形候欤、此間まてハ□都を掠申候定には□凶徒ニ可現形候欤、此間まてハ□都を掠申候定には□凶徒ニののとところあるへからす候程ニ、

其方ことゝめ置候、可御心安候、若又京都御左右以前

へく候、 細~‐ 可承候、 そのため‐ 救仁郷をも 返 遣‐ 、嶋津打出事候ハム、何時もまつ兵箭をそれへ進候

~ニ御同心候ハム、始中終御ため可目出候~~、於身間、成悦候、毎事京都の御定ニ任さた候へく候間、我候、子細此仁申候了、可有御尋候、如此一同ニ御申候

此方事とかく方とにハ又可満足候/\

恐へ謹言、此方事とかく方へ煩候へ共、無子細候、可御心安候、

称寝右馬助殿 (</a><br/>
十二月十五日

了俊(花押)

『在口裏』

i

了俊

**袮寝右馬助殿** 

○一九六 今川了俊貞書狀

『正文在家藏』

大隅國事、身か拜領地候間、氏久か進退神妙候ハム、身何時候、我へか中ニ一人可馳下候間、かねて申候とても間、免候處ニ、尚日限相違候、如何様子細候欤、然者雖候之間、 悦喜候、 折節氏久參御方之由、 こんハう 申候先立申候處ニすてニ 御參事、御治定之由、兵部大輔注進

一付て、御ふるまいハ無念候へく候、そのためこまつ大くで、家を立るへく候こ、私ニ或ハ守護人、或ハつよきの下ニて、面と御忠をいたされ候へハ無念候、ミなりの下ニて、面と御忠をいたされ候へハ無念候、ミなりへの下こて、面と御忠をいたされ候へハ無念候、ミなりへの下こで、面と御忠をいたされ候へ、無念候、となりへの下。

氏久申こひ候て、分國中ニ此間同心候つる人とをハ、同た一への御ためを存候て申にて候、したかひて、今度もり候ハんすると、京とニもおほしめし候ハんする間、かる事も候ハん時は、又かの仁か振舞と同やうニ、御わた

候、今度氏久ニ御同道候て、御參候てハ、向後、いかな

こそ自身の御忠も御心さしもあらハれ候ハんすらんと存候、これハたとひ氏久参候とも、如此たるへく候、さて將をも進て候ヘハ、急~兵部大輔一所『御同心候者悦入

國一揆の人~ニ御同心候ハゝ、始中終可目出候哉、嶋津參候ハゝ、まつ兵部大輔ニ御對面候て、可然存候、所詮道して參陳候へといふ御教書を所望申候し也、とても御

此仁參陣候ニ付ても、又替候ニ付候ても、今時分御參候

と候て可返付候處『、内~承候へハ、此間御方』切替候

つる人~を、とかく籌策し候なる間、いかにも子細候欤、

事参候て、致忠節候まても、心もとなく存候、恐々謹言、 十二月十五日(永和三年) 了俊(花押)

嶋津事、今時分合力可爲大功之由、重~仰候へく候、其

追申侯、

邊人~、或私のあらそひ、或所務のためニ不快いし~~

- ハ、一向凶徒与同たるへく候、御心へ候て、めむ/~ といふかこつけ申され候て、今度の御用ニ被立候さらん

御つたへ候へく候、

(原表紙) 新編禰寢氏世録正統系圖 十第

	34
新編禰寢氏正統系圖	
<b>一</b>	

## 禰寢氏正統世錄系譜巻之十

(清平譜中)

○貞治二年癸卯十一月五日、建徳二年辛亥八月十日、 慶

安四年辛亥八月十四日、同七年甲寅十一月三十日讓狀

數通備于左、

### 〇一九七 建部久清譲狀

『正文在家藏』

奉譲与 継母所

大隅國袮寝南俣内田薗等事、

柏木四段 小山下二段半

田分

稲葉三段 松山内又大郎作二段

蘭分河窪

所 五郎入道薗 一所 左衞門五郎入道薗

> 一所 中村孫四郎之薗

物等者、 如清有之時可被勤仕之狀如件、 右於田薗等者、御一期之間可給令知行、

貞治貳年十一月五日

建部久清(花押)

### 〇一九八 建部久清譲狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南俣地頭兼郡司建部久淸辞

譲與 嫡子鬼房丸當院司并地頭軄同國小河院國領筑前(清平)

國早良郡比伊郷田地屋敷同國長渕庄畠地地頭軄事、

副渡 代々調度證文等、

右當院者、爲彼軄、久淸先祖重代相傳領掌地也、而以鬼

限永代所

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、

譲與之狀如件、

建徳二年八月十日

建部久清(花押)

118

但御佃以下諸濟

久清かふちの人~~のなかへ申をき候、相構~一そくそ

のミ候うへハよもそらく候ハしと存候てかけ申候、

母にて候人の事、是又そらくあるましく候、

加様た

 $\bigcirc$ 

建部久清置文

され候へく候、面~一向たの※存候、返~たの※存候~~ の外おもひあへり候て、鬼房をとりたてられ候て人にな

恐~謹言(

### 〇一九九 建部久清置文

『正文在家藏』

丸か母たる上へよく~~ふちをくわふへきなり、仍之狀乎) 女房に別所領ゆつるへきよし所存なりといへとも、 鬼魚

應安四年八月十四日

鬼(清平)

如件、

建部久清(花押)

『正文在家藏』

大隅國袮寝院南侯地頭兼郡司建部久清辞 譲与 嫡子鬼房丸當院司并地頭軄、 同國小河院國領筑

副渡 代~調度證文等、

前國早良郡比伊郷田地屋敷、同國長渕庄畠地地頭軄事、

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

右當院者、爲彼軄、久清先祖重代相傳領掌地也、

而以鬼

應安四年八月十四日

建部久清(花押)

 $\bigcirc$   $\overline{0}$ 建部久清譲狀

譲与之狀如件

119

應安四年八月十四日

久清かふちの人/~中

久清(か)ふちの人/~中

清久

### $\subseteq$ 建部久清譲狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝南俣地頭兼郡司建部久清辞

譲与 嫡子鬼房丸當院司并地頭軄、同國小河院國領筑(清平)

副渡 代~調度證文等、

前國早良郡比伊郷田地屋敷、同國長渕庄畠地地頭軄事、

右當院者、爲彼軄、

久清先祖重代相傳領掌地也、

而以鬼

房丸爲嫡子相副御下文以下次第調度證文等、 限永代所譲

与之狀如件、

應安七年十一月卅日

建部久清(花押)

○應永三年丙子八月十一日、清平任山城守、口宣左載之、 載于口宣、當家之文獻若干之中無所見按當家者平姓、建部之兩姓也、今以橋、

以建部誤橘、故後來見

者察之、

藏人頭広橋兼宣奉口宣案

『正文在家藏』

上卿 新藤中納言 (日野町資藤)

橘清平

應永三年八月十一日

宣旨

宜任山城権守

藏人頭右大弁兼遠江権守藤原兼宣奉(広橋)

『在口裏』

口宣案

○同四年丁丑六月十五日**、** (廳永) 大隅國本領安堵之事、

鎮西探

題澁河右兵衞佐滿頼證帖左附之、

『正文在家藏』

渋川滿賴垵書下

大隅國本領地事、知行不可有相違之狀如件,

○同十五年戊子十月十九日、(應水)

太守元久公賜契約狀於清

平、其書中丁寧也、左載之、

應永四年六月十五日 **袮寝山城守殿** (稐平)

袮寝山城守殿

右兵衞佐滿賴

右兵衞佐(花押)

島津玄仲元契狀

『正文在家藏』

契約

事之時者、存身之大綱、捨申ましく候、如此申談候上者 右意趣者、 雖天下轉変可爲一味同心之由承候之間、 御大

和讒凶害仁出來不慮子細之時者、直申承可散不審候、若

此条偽申候者、

正八幡大菩薩

諏訪大明神

稲荷大明神

天満大自在天

神御罰ぉ可蒙侯、仍契狀如件

玄仲(花押)

應永十五年十月十九日 袮寝山城守殿 (清平)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七七九号文書ト同文ナリ)

○同十年癸未十一月二十九日、(應永)

太守元久公以大隅國下

大隅郡木谷村大禰寢之内郡本村賜于清平、因御正判開

『正文在家藏』

島津元久宛行狀

大隅國下大隅郡之内自坂上、此之内除木谷村并大袮寝之

内郡本之村、爲料所所宛行也、早任先例可領知之狀如件、 (島津) 元久(花押)

袮寝左馬助入道殿 (精平)

應永十年十一月廿九日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七一一号文書ト同文ナリ)

○太守元久公之御家老平田新左衞門親宗・阿多加賀守時 成、五月二十八日 年號 連書左具之事、見書中、

### 平田親宗・阿多時成連署書狀

『正文在家藏』

申候、仍進狀候、諸事期後信候、恐~謹言、 御代官方異儀之由承候、無子細様被仰付候者悦喜之由被 事者、無子細之由被申候、蜂巣給分事鹿屋方より申候處、 先日御着陣之時、鹿屋方爲使節被申談候大袮寝弁済司軄 (平田新左衞門)

袮**寝**殿

(阿多加賀守)

五月廿八日

○同十八年辛卯十月九日、薩州指宿郡之内鳴河村之事、〔鱖永〕 同年十一月十八日、隅州寄郡之内西俣給分之事、同年

> 島津久豊宛書下

後

津家八代

『正文在家藏』

薩摩國指宿郡之内鳴河村之事 右爲料所所宛行也、任先例不可有領掌相違之狀如件、

應永十八年十月九日

久豊(花押)

袮(清平)

(本文書へ『旧記雑録前編二』八三七号文書ト同文ナリ)

『正文在家藏』

〇二 〇九

島津久豊行書下

參拾町、爲給分所宛行也、 大隅國寄郡之内西俣事、肝付老共之跡并兵部少輔知行分 同所相殘地等事、闕所時者、

彼在所立賛可進之狀如件、

十二月十一日、同國大禰寢院之内神田名主職之事、島

太守陸奥守久豐公以證帖賜于清平、各開于

其事見書中、

開于左、

○同年十二月二十七日、(應メメナトイ年)

太守久豊公以契約狀賜于清平、

應永十八年十一月十八日 久豊(花押)

袮寝山城守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八五八号文書ト同文ナリ)

 $\bigcirc$ 島津久豊行書下

『正文在家藏』

大隅國大袮寝院之内神田名主軄之事

應永十八年十二月十一日 久豊(花押) 右爲料所々宛行也、早任先例、不可有領掌相違之狀如件、

袮(清平)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六二号文書ト同文ナリ)

 $\frac{\circ}{=}$ 島津久豊契狀

『正文在家藏』

右意趣者、此刻別而憑入侯之處、御同前侯上者、 契約

子之思、御大事ぉ身之大綱と可存事

成親

如此申談候上者、運をひらき候時ハ、御力を副申、

弥

とりわけ申承、不可有他事候事、

於此内和讒凶害出來候時者、申出候する物を野心と存、

生涯之間無違篇御用ニ立たゝれ可申事は

此条~偽申候者

菩薩

日本國中大小神祇、殊者伊勢天照大神

正八幡三所大

嶋六所大権現 熊野三所大権現 天満大自在天神之御罰ぉ可罷蒙候、 稲荷大明神 諏方大明神 霧

應永十八年十二月廿七日

久豊(花押)

袮(清平)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八六三号文書ト同文ナリ)

○同二十一年甲午六月二十三日、島津莊大隅方西俣村之<sup>(廳永)</sup>

左方、

事、任先蹤可領掌之旨、

太守久豐公賜御正判、附于

島津久豊行書下

『正文在家藏』

右爲料所、相計也、早任先例、不可有領掌相違之狀如件、 嶋津庄大隅方西俣村之事

袮寝山城守殿

應永廿一年六月廿三日

久豊(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九二七号文書ト同文ナリ)

〇二一三 島津尊久國書下

校之、以貴尊同訓如是乎、

事、且諸家所笥藏之

御正判之中間有尊之字、以之

久公、貴尊之二字大異也、雖然 公之花押窮而無異

『正文在家藏』

嶋津庄大隅方大袮寝院之内、瀬筒村先知行之事、

自下地

可被領掌之狀如件

應永廿三年九月九日

(島津忠國)

袮寝山城守殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」九四九号文書ト同文ナリ)

○十一月二十四日 年號 太守久豐公尊牘、備左、

○同二十三年丙申九月九日、島津莊大隅方大禰寢院之内(嶮永)

瀬筒村可領掌之事、島津家九代 太守陸奥守尊久公 機

公 賜證帖、附于後、

忠國公之御實名、始稱

貴久公、今于茲書

尊

『正文在家藏』

島津久豊書狀

124

兩度進使者申入候之處。、御意同前承候之間、万事本望

進上

御奉行所

本五郎殿物語申候て進之候、定可被申候哉、尚々一向憑 此事候、就是非此刻一向憑存候外無他事候、委細之段山

恐ҳ謹言、

袮(清平) 十一月廿四日

久豊(花押)

○依清平本領無相違、守護代島津薩摩守好久呈奉行所′

六月九日 年號 披露狀左開之、

島津好久擧狀

大隅國袮寢山城守清平本領事、當知行無相違候、 『正文在家藏』

可被経

陳~開源侯、何時も平山之城之事、水之手取候する事可

輙候、先以中ふつら罷越候、軈而此方へ可罷越候、不審

委細阿多知覧見方より可被申候、

恐~謹言

御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、 六月九

日藤原好久(花押)

○八月二十三日 年號 太守久豐公之

儲君又三郎貴久

公 後稱陸奥 賜書於清平、開于下條 島津貴久國書狀

『正文在家藏』

^ まれ候、了簡なく候、敵方ハかたまハり候之間、先 ~ 申候、不殘散候、其上去十四日合戰に敵陳城之下まてけ ニ、寄郡ニ申定候、あいつなと違候、身方よりハ少もか つめ候て切勝候、其後兩日所務悉散候、暫可相支候之處 共候けるや、無意元候、就其ハ川邊之所務之事ハ以前如 一日預御狀候ける於中途取落候て、不到來候、何条御事

八月廿三日

袮寝殿

(直清譜中)

○永享七年乙卯八月二十三日

見八町・同年同月薩州揖宿院内奈良弓切八町・同八年

國公以隅州佐多十町・同年十二月五日同國鹿屋院内恒

島津家九代太守陸奥守忠

丙辰八月三日隅州姶良莊内牧山二十町賜于直清**、** 證帖

開于後、

大隅國茄屋院之内恒見八町分之事、爲料所々宛行也、早 『正文在家藏』

島津忠國行書下

任先例可有知行之狀如件、

永享七年十二月五日

(島津忠國)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一八〇号文書ト同文ナリ)

**袮寝出羽入道殿** 

島津忠國行書下

『正文在家藏』

大隅國佐多十町之事、早任先例可爲領知狀如件、

永享七年八月廿三日

(島津忠國)

『正文在家藏』

0 = **t** 

島津忠國堵書下

早任先例可有知行之狀如件、

薩摩國指宿院之内奈良弓切八町分之事、爲料所々宛行也、

永享七年十二月五日

126

貴久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一七六号文書ト同文ナリ) 袮寝出羽入道殿 (直清)

○七月十五日 年號

太守忠國公賜簡牘事詳于書中、

附

左

陸奥守(花押)

袮寝出羽入道殿 (産膚)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一八一号文書ト同文ナリ)

島津忠國行書下

『正文在家藏』 嶋津庄大隅方姶良庄之内牧山名二十町事、 爲料所~宛行

永亭八年八月三日

也、早任先例可被領知之狀如件、

(島津忠國)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一九三号文書ト同文ナリ)

**袮寝出羽守殿** 

島津忠國書狀

『正文在家藏』

猶~和田邊のふしん北郷か方より承候、近明日委聞

御狀見得候、無心元覚候、仍山東之事、伊東宮崎ニ勢遣 恒吉か方へ之狀細~承候了、石井使者進候處"、傳言様 得候へく候、其時分早~申へく候、

之事、未定候、一さ右承候て可申遣候、ふと勢之入事あ 候けるか打負候て在所へ引帰候之由其聞得候、中途策籌

に候、旁御越候者喜可存候、又種嶋へ遣狀候、恐~謹言、 るへく候、用意可然候、 (文安三年力) 隨而末吉城こしらへ仕懸たる事 (島津) (花押)

袮(直清)

127

#### (元清譜中)

○應永十六年己丑七月十七日、受父清平之讓、繼領禰寢

院司及地頭職・小河院國領・筑前國早良郡比伊郷田地 同國長淵莊畠地等、讓狀開于後,

## 〇二二二 建部清平譲狀

『正文在家藏』

大隅國袮寝南俣地頭兼郡司建部清平辞

譲與 嫡子犬房丸當院司并地頭織・同國小河院國領

筑前國早良郡比伊郷田地屋敷・同國長渕庄畠地地頭軄

事

副渡 代~調度證文等、

右當院者、爲彼軄、清平先祖重代相傳領掌地也、 而以犬

譲與之狀如件、

應永十六年七月十七日 建部清平(花押)

房丸爲嫡子、相副御下文以下次第調度證文等、限永代所

賜之正判、録于左方、

○同二十一年甲午六月二十五日**、** 

島津久豊書下

『正文在家藏』

今度現形之事、爲忠節之上、始而當參之間、爲其祝、

闕

所出來時、二十町所可宛行也、仍證之狀如件' 久豊(花押)

應永廿一年六月廿五日

袮寝孫次郎殿

(本文書へ「旧記雑録前編二」九二八号文書ト同文ナリ)

(重清譜中)

○應永二十六年己亥三月七日、受元清之讓、 繼領禰寢院

及諸所采地、讓狀見于左方、

太守陸奥守久豐公所

#### 建部元清譲狀

『正文在家藏』

しせんのときわひしやはうこいつせきの事申つ け へ く

候

應永廿六年三月七日

元清(花押)

島津忠國行書下

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一一九四号文書ト同文ナリ)

**袮寝右馬助殿** 

『正文在家藏』

例宛行所也、早可領知狀如件

嶋津御庄薩摩方谷山内先知行并指宿之内先知行分、任先

永享九年二月廿八日

○永享八年丙辰八月三日・同九年丁巳二月二十八日・同

年八月一日、

島津家 九代之太守陸奥守 貴久公 餧舜忠

所賜領知之正判、共載備于後、

陸奥守(花押)

袮(重清)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二〇六号文書ト同文ナリ)

『正文在家藏』

島津忠國宛書下

下大隅内木志~名事、

右爲料所宛行所也、仍不可有領掌相違之狀如件、

129

### 陸奥守(花押)

ひしやはう丸

『正文在家藏』

島津忠國行書下

也 嶋津庄大隅方姶良庄之内末次名五町分事、爲析所所宛行

早任先例可被領知之狀如件、

永亨八年八月三日

永享九年八月一日

陸奥守(花押)

(本文書ハ『旧記雑録前編二』一二〇八号文書ト同文ナリ)

袮寝歳

袮寝右馬助殿

右京大夫持之

○去年細川持之投十二月十二日之御教書、

因重清達其事

於奉行所、其書存于茲、

〇三九 建部重清請文

○嘉吉元年辛酉十二月十二日、管領細川右京大夫持之投

簡牘、屬

太守貴久公、傳可軍功

台命簡牘、左記之、

『正文在家藏』

去年十二月十二日御教書今年三月十一日到來、 謹拜見仕

候畢、抑任被仰下候之旨、弥可致忠節候、以此趣可有御

彼露候、恐惶謹言、

一次月廿八日 一系吉二年」

右馬助重清(裏花押)

執達如件

嘉吉元年十二月十二日

右京大夫(花押)

進上 御奉行所

旨申之、尤神妙、向後袮可被抽戦功之由所被仰下也、仍 早令合力嶋津陸奥守貴久可被致忠節、就中對貴久無貳之 嶋津持久・高木孫三郎・市来太郎以下事、所被加治罰也、(気寒)

『正文在家藏』

將軍義勝家御教書

○文安二年乙丑十月三日、

太守忠國公賜花押之契約狀、

左方錄之、

○同二年壬戌十月二十五日、(嘉章)

將軍義勝卿之管領畠山左衞門督持國・入道德本之執達

狀左載之事見于書中、

將軍義勝家御教書

『正文在家藏』

合力忠國、可被抽戦功、若有背御成敗族者、 同罪之由、 所被仰下也、 仍執達如件、 可爲彼三人 之處、尚令出張、既陸奥守忠國及難儀云之、

不廻時日、

嶋津持久・高木孫二郎・市來太郎以下事、先度被成治罰(忿家)

嘉吉二年十月廿五日 (畠山特国入道徳本)

称寝右馬助殿 (重清)

 $\subseteq \Xi$ 島津忠國契狀

『正文在家藏』

自然雖爲天下轉変、 可成一味同心思事、

和讒凶害之時者、以次可申事

公事向之時者、就其理次第可致沙汰事、

向面~不可違法事、

自今以後蜂起之時、

**弥**可憑入事、

右此條 ~ 偽候者

天照大神宮 八幡大菩薩

正八幡大菩薩

天満大自在天神可蒙御罰候、仍契狀如件、 霧島六權現

文安二年十月三日

袮(重清)

陸奥守忠國(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編二」一三〇六号文書ト同文ナリ)

○同三年丙寅九月十六日、北郷中務少輔知久之契約狀左(シメタ)

○享徳二年癸酉七月十二日、

太守忠國公所賜領地之御

正判見于左方、

備之、

北郷知久契狀

『正文在家藏』

契約

參會合戦之時者、不残心底可申談事、

和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

自然雖爲天下轉変、一味同心、奧州御用仁可罷立事、

若此條々偽申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所権現 正八幡三所大菩薩

諏

仍契狀如件、

訪上大明神 天満大自在天神

御罰可蒙罷候

文安三年九月十六日

中務少輔知久(花押)

島津忠國 堵書下

『正文在家職』

享徳二年七月十二日 大隅國袮寝當知行事、任先例不可有相違領掌之狀如件、

袮寝右馬助殿 (重清)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一三五二号文書ト同文ナリ)

禰寢氏正統世錄系譜巻之十一

○長兄國清早世、一子豐清不繼統、 仲兄清存・清常共不

(尊重譜中)

忠清受父沙彌茂清・重清之讓爲家督、繼領禰寢院及諸

受家督、清長早世、故文明十二年庚子二月二十七日、

所之釆地、讓狀備左件,

沙弥茂清重置文

(原表紙)

『正文在家藏』

譲与

前知行當知行之所領等之事、一中不残益房丸『普續仕

候之處實也、於此內誰~雖加扶持候、彼仁談合不仕候

而ハ不可致合力候、

親類之間自然雅意之子細申、被致緩怠候する時者、 可違中候、於一家中も可爲同前候、万一贔屓方候ハん

則

新編禰寢氏世録正統系圖

十第

從他所當所之事疎儀『被申候なと』、傳説にも被聞候

する時者可爲同罪候、

する時者、頓ニ可承候、

自然被隱候て吴之方より承候する時者、 可致恨候、

仍

後日之證狀、(如件脱力)

文明十二年,二月廿七日 沙弥茂清(花押)

○同十四年寅十一月十九日、(文明)

島津家十一代太守武久公

<sub>昌公</sub> 加冠益房丸號又五郎忠清、證帖開于後、 後稱忠加冠益房丸號又五郎忠清、證帖開于後、

島津武久加冠狀

加冠

『正文在家藏』

文明十四年十一月十九日

建部忠清 (尊重/初名)

武久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一五四八号文書ト同文ナリ)

袮寝又五郎殿

○文亀三年癸亥十二月十六日、任右兵衞尉、口宣案附于

右中弁藤原宣秀奉口宣案

『正文在家藏』

上卿 菅中納言

> 右中弁藤原宣秀奉口宣案

『正文在家藏』

上卿 侍従大納言

右兵衞尉建部尊重

永正元年三月廿日

宣旨

宜任大和守

右中辨藤原宣秀奉

文亀三年十二月十六日

宣旨

建部尊重

右中弁藤原朝臣宣秀奉 宜任右兵衞尉

口宣案

○永正元年甲子三月二十日、任大和守、口宜案如左、

幡大菩薩

口宣案

○同九年壬申卯月二十四日、 島津家十一代太守陸奥守

○閨四月六日 · 七月十二日 年號

島津家十二代太守又三

郎忠治公賜簡牘於尊重、左開之事見于書中、

忠昌公御家老伊地知縫殿助重周裁於神文寄尊重、旨趣

具于下方、

## 伊地知重周起請文

『正文在家藏』

就無御心中余儀、以御神判示給候、得其意候、然者以御 知行之上者、無違儀申請可進候、若此旨申偽候者、 味之儀、茄屋其外 敵城御退治之時者、指宿之事、 御先

奉始上梵天帝釋 諏防上下大明神 (就) 下龍神王衆 殊天照皇大神宮 正八

別當院兩社諸大神祇之御

罰、可罷蒙者也、仍起請文如件、 永正九年卯月廿四日 経殿助重周(花押) (伊地知)

**袮寝大和守殿** (尊重)

島津忠治書狀

『正文在家藏』

時可宛行處也、早守忠儀任先例、知行之時、不可有違儀 指宿院之事、先知行之上者、内 ~ 相談候辻、 一途落居之

候、恐ょ謹言、

潤四月六日

称寝大和守殿 (韓重)

忠治(花押)

忠治

**袮寝大和守殿** 

135

#### 島津忠治書狀

之さ右未被申候、吴不審之時者、早~可申候、兼又檳榔 御礼令參可申入候、就其、去七日宮崎方より出家者、 得便候之間、無沙汰之至、所存之外相存候、 御札細〻承候异、 着候ハんと廻船之者共申候、 て候へ共、奥ハよく吹候や、後之舟共通候、幸浦邊へも 候者之船出候て後ハ、舟ともあまた出候、是ハ如此風に 少存候へ共、厳旨を給り候之間、多作と存候、亦親にて 屋形昨日 +一日 恒吉へ御着之由聞得候、都城よりハ御越 合力候者、可畏入之由被申候、庄内之事共、寄來へくや、 越早晩と申なから、無調法候、殊又三郎殿御出候よて不 魔嶋へ被進候、其意趣者、伊東方より勢遣れ候、 仍一昨日進狀候、定參着候哉、 万期来信候、恐~謹言、 忠治(花押) 如何樣御越 今度御 御 爲

> ○二月八日午號 島津豐後守忠朝以書寄于尊重、見于左

方

#### 島津忠朝書狀

『正文在家藏』

於當所儲候之間、 醋桶一進之候、 明日者可罷帰覚悟

候

間、諸事被任忠勝御堪忍專一之由、孫次郎殿へ意見申候、 城御對面之儀相定候、 郎殿去四日御着候、肝付三郎方昨日被罷越候、今日於内 肝付方御參會可然候、 候之處、孫次郎殿可有御越由、以飛脚承候、 大酒御祭之前候、每座御噂申候、去月中必可罷帰之由存 誠今春之御慶重畳猶以多幸候、如仰此方長~逗留、折~ 忠勝可有催促由候間待申候、孫次 目出候、兩所之爲、且者武略候之 就其者今度

七月十二日

#### 祢寝氏正統世録系譜

『正文在家藏』 非本意候事候、恐~謹言、 端令進入候、表初祝候、猶期後信候、恐~謹言、 合候、仍段子二端贈給候、祝着候、是茂扇子一本織物一 続申承候之通、御同前、是又本懐候、至向後者連~可申 誠依未申馴無音候之處、遙~珍札本望候、殊嶋津忠興連 ○十月二日年號 左方、 『在包紙』亦寝一味御返報 『在口裏』 1/ **袮寝一味 御返報** (尊重) 二月八日 有馬尚鍳書狀 肥前國高木城主有馬尚鍳贈簡牘、 忠朝(花押) 附于 覚悟候、何様明春者可用慶書候、佳事、恐~謹言、 『正文在家藏』 寄書、左載之、 在包紙亦寝殿 『在口裏』】 袮寝殿 御報 (尊重)

義祐(花押)

(有馬)

拾月二日

有馬

尚鑒

○十二月十二日年號、 日州都於郡城主伊東修理太夫義祐

伊東義祐書狀

雖可誠連~申通候、依遠方無沙汰候、如代~大小可申承

袮 寝 寒 (尊重) 十二月十二日

○尊重以歌鳴于世、因備所自詠之和歌於飛鳥井權中納言 雅親卿之一覧預顧問屢~也、故雅親卿自書祖父權中納

言雅縁卿之詠歌三十首、爲一軸賜于尊重、即珎重以藏

之、又模寫載別巻、今且開于後、

飛鳥井雅緣詠三十首和歌

詠三十首和歌 『正文在家藏』

権中納言雅縁

木のまもる在明の月にならへたゝ

浦藤

いふき山けさハ雪けの雲消て

早春山

霞をゝろす春のはつかせ

嶋霞

しほくまぬたこのうらわのあま人も

袖にやかゝるはるの藤なミ

人傳郭公

夏

ほとゝきすおなし宮このうちにたに 人をわきける程そしらるゝ

春の田を返すとハみぬしつのめも

田若菜

はるかすみ八重の塩ちや隔らむ

奥のこしまの浪にきえぬる

やすきわさとやわかなつむ覧

隣家梅

我かたに中垣こえてさく梅ハ

かた枝はかりのあるしとそなる

帰雁似字

帰るかりをのかすかたも玉章に かくことのはの数かとそみる

暁花

花もつれなき色やのこると

水上夏月

下くゝる水に秋をハこめなから むすふほとなきよはの月かな

夕納凉

思ふとちかけにむれゐる松かせの

たゝまくおしき夕すゝみ哉

初秋夜

あきのくるよひのまハかりみえてけり 月のかつらもはつもみちして

江萩

住よしの松より風をうつしてや

入江のおきもをとまさるらん

野女郎花

我ならて逢人もなき野へにきて 名にたちぬへきをミなへしかな

露しくれちたひもそめむ紅葉ゝを 岡紅葉

八しほの岡とたれさためけん

里時雨

夜千鳥

かきくもりなたの塩せも風たちて

あしやのさとはいましくるめり

吹返すよるのころものうらかせに

はるかに過るかりの玉つさ

夕鹿

秋の日の入逢のかねを聞もあへす

社頭月

そのかミの神地の山をいてしより

すむにかきりもみえぬ月かな

山よりいてゝ鹿そなくなる

たか方につたへんとてか宮こをハ

つまとふ千鳥夢やまつらむ

下折をきかぬ先にやはらハまし

ゆきにかたふく窓の呉竹

恋

寄雨戀

晴やらて身を思ひしる雨にたに

人のちきりのなとさはるらむ

つれなしやあはれなけきにこりもせて 寄杣戀

つらきかきりをみおのそま山

寄水戀

逢瀬なき身ハふる川のむもれ水

たのめしすゑもさてや絶南 寄墻戀

あれよたゝよしや葦垣何かせむ

まちかくとても人のとハすは

寄月草戀

たか方におもひうつりて月草の

花ならぬ身を忘はつらむ

寄海松戀

そこまてハかつかぬあまもうき方の

浪によりくるたよりやハなき

寄蝶戀

あたにのミまよふ心の花なれや われもこてふの夢の契に

名所山

いつかさてゆきてみるへきあらましも

おもひたゝれぬ富士のけふりを

そのあかつきにあハんちきりを

むすふそようき世の夢の覚て後

寄道述懐

者不可致合力候

之處實也、

於此內誰~雖加扶持候、彼仁談合不仕候而

まよふとてとふへき人も今ハなし

よし敷嶋の道にまかせむ

右一巻者、 祖父卿詠歌也、所授袮寝右兵衞尉尊重也、

(飛鳥井雅親)(花押)

永正四年町六月三日

する時者、可致恨候、仍後日之證狀如件、 建部堯重(花押)

する時者可爲同罪候

する時者、頓ニ可承候、自然被隠候て、昊方より承候 従他所當所之事疎儀仁被申候なとゝ、傳説にも被聞候

(清年譜中)

○永正四年丁卯六月三日、

受父尊重讓狀有堯重、以

之讓襲

(重就譜中)

領禰寢院及諸所之釆地、

讓狀附于左條'

○天文四年乙未五月五日、 鹿兒島假屋地及假屋附十町賜于清年、證帖左開之、 島津家十四代太守勝久公以

〇二四六 島津勝久宛行狀

『正文在家藏』

建部堯重尊置文

譲与

『正文在家藏』

前知行當知行之所領等之事、一中不殘重就仁善続仕候(韓五子)

也 於茄兒嶋爲假屋之地屋敷一ヶ所、 早任先例可被領知之狀如件 同爲假屋付拾町所宛行

天文四年五月五日

(島津)

**袮寝孫二郎殿** 

親類之間、自然雅意之子細申被致緩怠候する時者、 於一家中も可爲同前候、万一贔屓方候へん 則

可違中候、

141

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二四五号文書ト同文ナリ)

禰寢氏正統世錄系譜 巻之十二

### (重長譜中)

東禪寺、語寺主以和睦之要事、寺主忽以告之重長、重昌信到于禰寢、兩軰經十餘里海程來禰寢、先入小禰寢〇元龜四年癸酉之春、義久公使魔島寶持院及八木越後守

新編襴寢氏正統系圖

六

重長曰吾背 太守非順理、又與肝屬兼續忽相隔爲氷炭、裹得入閑所、重長即出伸一靣之會詞、而後漸及密事、長聞此言則密遂對靣俟夜闇計時宜乃招之、昌信即赴城

則重長之滅亡豈遐逺乎哉、是以無降

太守之心、昌信

上原長門守常尚決定和諧也、丁此時國老及三使・副使茲再돃新納刑部大輔忠元・伊集院右衞門兵衞尉久治・重長亦應昌信之言也、是以寶持院昌信解纜揚歸帆、於曰公之男子年數幾許乎、何早不結婚、於「太守乎由是

等裁潛紙畁重長、然而依密事不書姓名也、

新編풲寢氏世錄正統系圖 第

# 島津家國老・三使・副使等起請文

神文

『正文在家藏』

一ヶ条儀於洩申者、

當國鎮守新田八幡大菩薩 閉門正一位九社大明神 上者梵天帝釋四大天王 惣者日本國中大小神祇 別而者 魔嶋

冥罸各身上可罷蒙者也、仍起請文狀如件!

諏訪上下大明神 稲荷五社大明神

天滿大自在天神神罰

**元亀四年二月廿日** 

(本文書へ「旧記雑録後編一」 六六〇―一号文書ト同文ナリ)

○同年二月二十日、 義久公・國老及三使・副使、 (元亀四年) 裁誓

紙畁重長、然依密事、當其時不書姓名、故同月二十一

日書姓名、以見畁之、左附之、

〇二四八

島津家國老・三使・副使連署狀

『正文在家藏』

元亀四年貳月廿一日 1 忠金(花押)伊集院右衞門大夫

盛親(花押)本田民部左衞門尉

河野備前守

上原長門守 外籍(花押)外集院右衞門兵衞尉

市来民部大輔

新納刑部太輔 忠元(花押)

喜入攝津介 季久(花押)

(本文書ハ『旧記雑録後編一』六六〇―三号文書ト同文ナリ)

○和睦旣成矣、 副使等共畁誓紙於重長、各載開于後、 故 義久公裁誓紙賜重長、且國老及三使、

143

#### 〇二四九 島津義久起請文

『正文在家藏』

是又左右方可披合事、 就夫者、互於子孫、茂隔心有間數事、付自然雜説之時者、 今度肝付ニ相離、一途可被抽忠節之由、最以珍重存候、

右條~有偽者、

奉始梵天帝釋四大天王▽彎字王□△ 新田八幡大菩薩 殊者開門正一位 惣日本國中大小神祇 魔嶋諏訪上下大明神 當國鎭守

仍起請文如件、

天満大自在天神御部類眷属御罸可蒙者也、

元亀四年齊

袮寝殿 (重長)

(本文書へ「旧記雑録後編一」 六六一号文書ト同文ナリ)

二月廿六日 義久(花押)

## 〇二五〇 喜入季久外二名連署起請文

『正文在家藏』

#### 起請文

肝付ニ相離、 一途之可有御忠節之由、尤以目出度存候

之事、

自今以後互永、御相違有間敷事、 和讒之雜説之時者、自他可申披事、

右之條~令違犯者、

【午王在正文】 ▲

天満大自在天神御部類眷属各御罸可蒙者也、 田八幡大菩薩 奉始梵天帝釋四大王 殊者開門正一位 惣日本國中大小神祇 魔嶋諏訪上下大明神

當國鎭守新

元亀四年齊貳月廿六日 仍起請文如件、

伊集院右衞門大夫

平田美濃守

喜入攝津介 季久(花押)

**袮寝殿御宿所** (重長)

(本文書へ「旧記雑録後編一」六六三号文書ト同文ナリ)

## 新納忠元外四名連署起請文

『正文在家蔵』

此度兩三人致御使候、条~虚言を聊不存事、若令違

奉始梵天帝釈四大天王 惣日本國中大小神祇

新田八幡大菩薩 殊者開門正一位 魔嶋諏訪上下大明

神 天満大自在天神御部類眷属各御罸可蒙者也

仍起請文如件

元亀四年愛貳月廿六日

伊集院右衞門兵衞尉 上原長門守

家諸(花押)市来民部大輔

川野備前守

新納刑部大輔

袮寝殿 (重是)

○同年五月二十四日、 老喜入摂津介季久・川上上野介忠克入道意釣・平田美 義久公賜隅州鹿屋於重長也、

國

濃守昌宗・村田越前守經定・伊集院右衞門大夫忠金之

證書附于後、

當國鎭守

## 〇<u>五</u>五 島津家國老連署奉書

『正文在家藏』

守護領、於在所者、鹿屋之田数程別所可有御給之通申定 案内之間、御弓箭御成就之時、見合候而、無余儀可爲御 鹿屋之儀、頻依御佗、御存分之由候、然共彼境各~不知

後日之證文如件

元亀四年蔭 五月廿四日

(伊集院右エ門大夫)

(村田越前守)

(平田美濃守)

145

(喜入攝津守) (川上上野介忠克)

○大友左衞門督義鎭入道宗麟之書札見左、

根占殿(重長)

(本文書ハ「旧記雑録後編一」六七二号文書ト同文ナリ)

所領(鹿屋)拝領日記

元亀四年 齊五月廿四日鹿屋御給候、申之時 伊集院右衞門兵衞尉殿

『正文在家藏』

上原長門守殿

御使者

新納刑部大輔殿

於鹿児嶋周咻之宿

肝付郡本之御佗事候、御弓箭之押様、依御奉公可給之 重長承候、後日證文如件、

段承候ツ、

于茲矣、

大友宗麟書狀

『正文在家藏』

『日欠』

甲一刎進之候、猶戸次伯耆守可申候、恐々謹言、慇懃丁 干鯛三百喉猪荒巻百送給候、 喜悦候、 自是茂太刀一腰・

八月十八日

宗麟(花押)

**袮寝右近大夫殿** 

○天正十年壬午秋、重張裁神文、奉獻 (重張譜中)

島津家十六代太

守修理大夫義久公、同年九月十七日、 重張、左載之、 公亦賜誓書於

146

脱年號之故存

『正文在家藏』

○三五六

伊集院忠棟起請文

#### 〇二五五 島津義久書狀

『正文在家藏』

對當家倍可被抽懃之儀、今度以神載被達之、寔寄妙之至(\*\*) 候、尤属芳心、於向後努~愀易有間敷事、春日八幡可爲

御照覧、恐~謹言、

九月十七日

義久(花押)

根占七郎殿(重虎)

根占七郎殿

(本文書へ「旧記雑録後編一」一二九一号文書ト同文ナリ)

奉對 若又於有被背本意輩者、曽以不致同意順儀之方へ者可 大守様、向後可抽忠貞之事、毛頭不可有別儀候、

申組之事、

世上如何様二雖轉変候、對重虎公、向後不可有疎意、

并和讒雜説刻者、即時承文可申入事、

萬一御分國及逆乱候共、一地二申合、世上可見計之事、 并於私口事沙汰、或喧硴或到方境向条之儀出来候共,

互止强儀、糺理非可申談之事、

右條~若於偽者、

所諏防兩大明神(誌) 中六十餘州大小神祇 奉始上者梵天帝釋四大天王 天満大自在天神 殊者新田八幡開門正一位 下者堅牢地神 部類眷属等、神罸冥 惣而日本國 別而當

罸可罷蒙者也'

仍起請如件

○同年同月日、 義久公之國老伊集院右衞門大夫忠棟書 (天正十年九月十七日)

神文寄于重張、左附之、事詳書中、

天正拾年九月十七日

根占七郎殿(重虎)

伊集院右衞門大夫

○萬曆十一年 正十一年 癸未 四月二十二日、 琉球國中山王

所贈之簡牘、左附之、

## ○三五七 琉球國中山王書狀

『正文在家藏』

御札之趣令披閲、如仰不違先規可申承之事、怡悦而已、

軽薄之庭実録于別楮、委曲猶期後信、恐~不宣、 萬曆十一癸未年孟夏廿有二日

根占七郎殿 ⑪章

中山王,「首里之印」

(朱印)

○文禄元年夏、

太守兵庫頭義弘公 機新公 將薩隅日三州

○十一月十日、光宗・親貞・忠棟所謂之簡牘脱年號、(宋正十一年) 故

存于茲矣、

〇二五八 伊集院忠棟外二名連署狀

『正文在家藏』

左附之、 之兵士航朝鮮國、以故重張奉 命、使家臣野久尾出羽 各勞軍務、仍三月二十八日 公賜簡牘於重張事見書中、 野間武藏・角越前・鳥濱彈正左衞門領兵從軍于(公、

尚~肥後表之儀、弥目出罷成候由、其聞得候、

□日被仰渡候肥州輩之儀、可爲近~由、御談合相定候、『♡』 今月中ニ者必可有御立候、聊御油断有間敷候、恐~謹言、 僧者来廿日比可被成打立事専一候、自然其刻不事成候者、

十一月十日

光宗(花押) 親貞(花押)

忠棟(花押)

根占七郎殿(重虎)

門太夫入道幸侃・本田下野入道三清證帖之目件、左開

之

#### 〇二五九 島津義弘書狀

『正文在家藏』

彼四人之事、最前以来、 高麗在陣、辛労之儀、無比類候、

誠家之爲不可過之候欤、向後可被成其心得儀肝要候、恐

袮占七郎殿 (重虎)

義弘(花押)

三月廿八日(文禄三年ヵ)

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一四八五号文書ト同文ナリ)

○同年九月三日、依(文禄四年)

公降

薩州日置羣之内(ママ)

『正文在家藏』

伊集院幸侃·本田親貞連署知行目録

吉利村

惣高三千百卅七石貳斗壱升貳夕

伊集院 西俣之内

百三拾六石四斗壹舛貳合八勺

合三千貳百七拾三石六斗貳舛三合

右之分、爲返地被遣候、但五斗出米納候、以員数可遣

御兩殿之御意次第可致分別候、本目録者、追而爲御給 旨、於京都石治少様御談合相定候、若加増之儀有之者、

仍如此、

文禄四年

幸侃領之也高三千百三十七石・同國伊集院西保之内高百先是伊集院高三千百三十七石・同國伊集院西保之内高百

命、轉重張之舊領禰寢院、賜薩州日置郡吉利郷

太閤秀吉公台命、

義久公・義弘

三十六石總計高三千二百七十三石餘、國老伊集院右衞

九月三日

本田下野入道(親貞)

伊集院右衞門大夫入道(忠陳) 三清(花押)

幸侃(花押)

根占七郎殿

○太守兵庫頭義弘公賜

太閤秀吉公朱印之臨寫 巫文。 慶長五年 庚子 五月二十

七日、光岩寺明王院投其證帖、左載之、

○二六一 明王院・光宿寺連署覚書案

『正文在家藏』

覚

天正拾五年 大公様御下向之刻、諸侍衆直:御朱印御申

一雲老より、使僧被相添、六月廿八日ニ真幸へ罷出、五兩殿様御なひき次第不仕候て、不可然儀ニ候之条、北郷被成候へ共、根占家之儀ハ、代﹝之事候之間、菟角(御

へ申上候へハ、 御返事与して、儅ハ前~之儀=不相替

代右京亮殿・宮ヶ原意三老御兩人御取次を以、

武庫様

よし、即右御兩人を以被仰下候、爲其證跡、 大公樣御

御申被成候哉、神妙·被召思候、

於永こ

御忘脚有間敷

鹿屋之事、若

朱印之写御給被成候事、已上、

慶長五年 五月廿七日

光宿寺

明王院

○慶長五年庚子十一月二十六日之目安狀、載于左條、

根占重虎目安狀案

『寫正文在家藏』

目安

先年重長就忠節、御約諾之儀等之事、

西侯 野里 鷹栖勿論候、鹿屋 姶良 岸良 肝付郡本御神文證文慥頂載候、隨而一ヶ条御佗被申候者、大姶良根占家在所之事、不及申別儀隔心、御如在有間敷之通、

有ニテ候、

守護領ニ可罷成事候ハム、鹿屋之田数程別所ヲ御給リ可

郡本之事ハ、御弓箭御存分成就之時、可有御給ニテ候、

上原長門守常尚

伊集院右ェ門太夫忠金在判 平田美濃守昌宗在判 河上 新納刑太部輔忠元 喜入摂津介季久 御使御神文等于今令頂戴候、其御人衆 右人衆御約束、御意之通御存知ニテ候、最前參上之砌、 新納刑部太輔殿 上原長門守殿 伊集院右ュ門兵衞尉殿 村田越前守経定 在判 喜入攝津介季久 在判 遊候御人衆 其外山川田上等之借地之事者、御合點之分、御給之時節、 可有返上候之由候、其外前後之御使、御判并御神文等被 御使者 意釣 在判

慶長五年十一月廿六日
では北郷殿御使者
が産州御使者
・ は人衆御存知ニテ候
・ 此人衆御存知ニテ候
・ は人衆御存知ニテ候

伊右衞門兵衞尉久治

伊右衞門尉太夫忠金本田民部左衞門尉盛親

伊勢兵部少輔貞昌・三原諸右衞門重種各連名也、左附島津下野守久元・喜入攝津守忠政・町田圖書頭久幸・石余・日州諸縣郡穂萬坊内高百八拾四石余之地、國老

之

○元和六年庚申三月三日、

改賜吉利郷内高千三百五拾二

## 島津國老連署知行目録

『正文在家藏』

知行目録

薩州日置郡之内 高千三百五拾二石五斗六升

吉利村之内

○寛永四年丁卯七月十九日

太守中納言家久卿携其九男

髙百八拾四石四斗四升

日州諸縣郡庄内

穗万坊村之内

右知行今度御分國中被相改配分候、全可有領知者也、 合千五百三拾七石

三原諸右衞門尉

元和六年三月三日

伊勢兵部少輔

喜入摂津守 町田圖書頭

下野守

左

久元

夏継印』

根占七郎殿

福壽丸、光臨重張吉利之宅賜雄刀及六寸貳部一腰・馬一 匹・樽酒・青蚨・而奉供膳羞公還軫之後、重張登 故有以福壽丸可爲繼嗣之命重張隱居後、重政發死無子

奉謝、又賜此刀 尽四寸八部 一腰

○同六年己巳三月十九日不禄、 享年六十四、

法諱龍雲存

白居士、葬吉利園林寺、

○同月廿九日、 家久卿聞重張之計音、賜追悼之和歌、

惜哉、其正文散失久之、今因古文獻所載模寫、而聞之於

152

#### 〇二六四 島津家久詠草

『正文散失』

それ生死無常ハ世のならひなから、 前がといかの事になって、あまりにハかの事

なれは、和哥一首つらね、安藝霊位へ手向る物ならし、

中納言家久

思ひきや春のわかれの夕かすみ いさなハれつゝきらんものとは

三月廿九日

于此所、

『正文在家藏』

〇二六五

島津家久書状

新春之吉兆重疊不可有際限候、

同前:候、夏初者、諸大名御暇可被出之由候間、歸國之

仍其地無事二候覽、

此方

節諸慶可申加候、恐~謹言、

正月五日

家久(花押)

根占七郎殿

(本文書へ「旧記雑録後編五」八九六号文書ト同文ナリ)

(重永譜中)

八男、母鎌田播磨政重女、

○元和八年壬戌七月二十日誕生、

實

太守中納言家久卿

卿高命重永爲安藝守之後嗣、號七郎時代

○安藝守辭當家故、寬永十一年甲戌五月十四日依

家久

○寬永十四年丁丑 月日、補隅州恒吉地頭職

〇轉 城下之宅地、移中福良之地

○家久卿賀年頭、賜花押之芳札、雖然不傳年號、 故今開

○同十八年辛已九月三日、 公賦七絶、久賀・忠張・重位・正貞・重將亦詳各有佳 重永之麑府宅、仍奉供膳羞、島津豐前久賀爲御伴時 太守大隅守光久公抂高駕於

作、 重永亦詠和歌共聞譜端 重永之短冊書記重長、蓋以他筆誤 千とせへん松を時雨の染かねて

〇ニ六六 島津光久等詠草

『正文在家藏』 松間紅葉

光久

木公錯見布青菌

文繡飾山相識否 染不成乾可惜春

問風是要令迎賓

『正文在家藏』

松の葉の散うせぬかけの紅葉はに

常葉なる松にひかれて紅葉はの

色を染たるはつ時雨かな

いろもいくよの詠明るらん

忠張

久賀

千代をへぬ松の木間はきのふより むらこに見するもみちはの色

けふは色ます紅葉なりけり

正貞

かけたかく立そふ松の木のもとに

ことならは千代まて照せそなれつゝ 詠もあかぬ紅葉はの色

重將

松の木間に見ゆる紅葉は

重長

○同十九年壬午 月日 (寛永) 光久公有 命、 爲八番組頭役、

○光久公賜花押之簡牘 年號、

其書叮嚀也事見于左件、

『正文在家藏』

島津光久書狀

猶こうたかハしき儀共被承付候ハム、其方よりも、

從此方も申通中ニ、さハり無之様ニ申候分度、爲心

重位

得候、以上、

態申候、仍此中者何かと申合候、涯分被相嗜候而可然

候、

世上口かましく候間、人をにくミ候て、縦悪様ニ申候

事賴母敷存候程ニ、弥對奉公無疎意可被存候、ケ様ニ 共、我等同心申間敷候、少も心置ニ不可被存候、其方

申候とて、おごり氣無之様心得尤候、恐々謹言、 光久(花押)

二月三日

(本文書ハ「旧記雑録後編六」一八一号文書ト同文ナリ)

根占七郎殿

# 平氏禰寢家系図(東京大学史料編纂所所蔵)

#### 番 号 年 月 日

文書名及びその他の収載本

1	3 )	で著名できる名の山東ラ
禰寢氏·	禰寢氏文書 元	
	〔平氏禰寝家系圖〕	
· ·	建仁三年 七 月 三 日	関東下文斎藤・影写・正譜・県図
( 15)	七 月廿七日	北条時政書状案影写・正譜・県図
( =	建仁三年 八 月 日	大隅国司庁宣正譜・県図
	建仁三年 十 月 三 日	大隅国留守所下文
二六八	建仁三年 十 月 三 日	大隅国正八幡宮公文所下文斎藤・影写
<u>五</u>	二 月廿九日	北条義時書下正譜・県図
二六九	建永二年 三 月 卅 日	弥勒寺寺家公文所下文

Ж

ઇ

建保五年 九 月廿六日 建永二年 五 月十七日

北条義時袖加判散位藤原某奉書……………………………………正譜・県図 

二七〇

Ж

\* Ж Ж Ж

#### 平氏祢寝家系図

将軍 親丟 家政所下文東洋・正潜・県図	正應元年 九 月廿七日	* ( ====
尊良親王令旨	元弘三年 六 月十五日	二七五
大隅国司庁宣東洋・正譜	文永五年 七 月 日	<b>※</b> 二八
六.波羅御教書 ······東洋·正譜·	建長七年 三 月廿五日	* ( = <del>*</del> ;
北条朝時袖加判沙弥生阿奉書東洋・斎藤・県図	寬元元年 八 月廿九日	二七四
北条朝時袖加判右衛門尉宗康奉書東洋・斎藤・県図	仁治二年十一月(二)日	二七三
名越朝時袖加判藤原宗康奉書東洋・正譜・県図	天福二年十一月 九 日	* ( = : )
北条泰時書状	二月卅日	二七二
弥勒寺寺家公文所下文東洋・正譜	貞應三年 六月 日	<b>※</b> 一五
六波羅施行状 ······東洋·正譜·県図	貞應三年 五 月廿六日	<b>※</b> ( 1四)
北条義時書状東洋・正譜・県図	五月一日	<b>*</b> ( 1 ii)
関東下知状東洋・正譜・県図	貞應三年 四 月十四日	* ( 11)
六波羅御教書案 ····································	『貞應二年』 六 月廿八日	二七一
大隅国守護所下文東洋・正譜・県図	貞應元年 八 月	<b>*</b>
	禰寝氏文書 亨	禰寝
大隅国司庁宣····································	建保五年 十 月 日	<b>※</b> <b>八</b>

<b>*</b> ( <b>† =</b> )	* ( *i)	二七八	二七七	※ <u>五</u> 九	※ (五八)	※ 五七)	<b>※</b> 五六	※ へ 五五)	※ (五四)	※ ○ 五三)	※ ~ 五三)	<b>※</b> 五〇	※ 〜 四九)	二七六	※ (三四)	<b>*</b>
曆應四年 七 月廿三日	曆應三年 五月 廿日	十二月 九 日	十二月 六 日	延元二年 三 月十七日	建武五年 七 月 七 日	建武五年 五 月 六 日	建武四年 九 月十五日	建武四年 五 月十六日	建武四年 二 月廿八日	建武三年 四 月十七日	建武三年 三 月廿六日	建武三年 三 月 十 日	建武三年 三 月 五 日	正應二年 五 月廿八日	正應二年 五 月廿八日	正應元年 十月三日
畠山直顕孝状東洋・正譜・県図	少弐 頼尚書下東洋・斎藤・影写・正譜・県図	少弐頼尚書状斎藤・影写・県図	少弐頼尚書状	二条泰季御教書東洋・正譜・県図	畠山直顕書下東洋・正譜・県図	足利直義感状東洋・正譜・県図	足利直義御判御教書案東洋・斎藤・影写・正譜・県図	足利直義軍勢催促状 東洋・正譜・県図	足利直義感状案 ····································	足利直義感状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	足利尊氏御判御教書案東洋・斎藤・影写・正譜・県図	足利尊氏御判御教書案東洋・斎藤・影写・正譜・県図	足利尊氏御判御教書案東洋・斎藤・影写・正譜・県図	六波羅施行状······	六波羅施行状 ······東洋·正譜·県図	蒙古合戦勲功賞配分状東洋・正譜

#### 平氏袮寝家系図

正 譜	足利直冬感状束洋・正譜・県図	観應二年十二月十三日	<b>※</b> 八 こ	
正譜	足利直冬感状東洋・	観應二年 九 月廿三日	<b>※</b> (八〇)	
正譜・県図	足利直冬軍勢催促状東洋	観應二年 九 月十五日	※ (七九)	
東洋・正譜・県図	畠山直顕挙状 ······東洋·	観應二年 八 月廿一日	※ (七八)	
東洋・正譜・県図	畠山直顕感状東洋	観應二年 八 月 七 日	<b>※</b> (七六)	
・正譜・県図	畠山直顕感状東洋・正譜	観應二年 七 月十七日	※ (七四)	
正譜	畠山直顕軍勢催促状東洋・	観應二年 五 月廿三日	※ ~七三)	
・正譜・県図	畠山直顕感状東洋・	観應二年 四 月十四日	※ (七三)	
正譜・県図	足利直冬軍勢催促状東洋・	貞和六年十二月廿一日	※ ( セ:)	
正譜	足利直冬軍勢催促状東洋・正譜・県図	貞和六年十二月十三日	※ ~ 七〇)	
正譜	足利直冬軍勢催促状東洋・正譜・県図	貞和六年十一月十六日	※ 〈 六九)	
正譜	足利直冬軍勢催促状東洋・	貞和六年 九 月廿八日	<b>※</b> ~ 六八)	
東洋・正譜・県図	足利直冬軍勢催促状東洋・	貞和六年(七)月(十一)日	※ 〈 六七)	
正譜	足利直冬軍勢催促状東洋・正譜・県図	貞和六年 正月 七 日	<b>※</b> ~ 六六	
		文書	禰寢氏文書	
正譜	島津道鑑点 挙状東洋・正譜・県図	康永元年十二月十一日	※ ( 六四)	

· 県 図	今川了俊貞安堵状	康曆二年 七 月十四日	<b>*</b> (1 = 1)
· 県 図	今川満範預ケ状	康曆二年 六 月廿六日	<b>*</b> (1110)
· 県 図	今川満範書下	永和四年 三 月 六 日	(上二十)
· 県 図	今川了俊貞,書下	永和四年 三 月 五 日	* (1=3)
· 県 図	今川了俊貞書下	應安七年 五 月十五日	<b>*</b> (1111)
· 県 図	今川了俊貞書下	應安五年 正月廿五日	<b>*</b> (1:11)
· 県 図	征西将軍宮 鰒良 令旨	建徳二年 七 月廿四日	<b>*</b> (100)
· 県 図	島津氏久兵粮料所預ケ状	貞治六年 七 月 四 日	※ (九九)
· 県 図	島津氏久兵粮料所宛行状	康安二年 七 月廿一日	※ (九七)
· 県 図	島津氏久書状 ·····東洋·正譜·	二月一日	※(10年)
県図	島津氏久兵粮料所預ケ状	延文六年十二月 五 日	<b>※</b> へ 九六)
県図	畠山直顕兵粮料所預ケ状	延文四年 十 月廿二日	※ (九五)
· 県 図	畠山直顕地頭職宛行状	文和五年 四 月廿三日	※ (九三)
· 県 図	足利直冬感状	観應三年 六月五日	※ へ 八八)
· 県 図	足利直冬感状	観應三年 三 月十四日	※ へ 八七)
· 県 図	尾張義冬兵粮料所預ケ状	観應三年 二 月 一 日	<b>※</b> 八六
県図	足利直冬感状	観應三年 正月廿三日	※ へ 八五 )

#### 平氏袮寝家系図

70	<b>良津久豊行 書下</b>	<b>飕</b> 永廿一年六月廿三日	<b>%</b>
		長のコーミストコミト	
影写・正譜・県図		應永十八年十二月廿七日	* = = =
影写・正譜・県図	島津久豊茂 書下	應永十八年十二月十一日	<b>*</b> (2110)
影写	島津久豊宛書下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	應永十八年十一月十八日	※ (三〇九)
影 写	島津久豊宛 書下影写・正譜	應応永十八年十月九日	<b>※</b> (三〇八)
影写・	島津玄仲元 契状	應永十五年十月十九日	* (HOK)
正譜・県図	島津元久宛行状	應永十年十一月廿九日	※ (三()五)
筝	渋川満頼安書下 ····································	應永四年 六 月十五日	※ (三〇四)
影写・正譜	蔵人頭広橋兼宣奉口宣案影	應永三年 八 月十一日	<b>*</b> (11011)
	島津元久施行状	明徳四年 四 月廿八日	※ (二四五)
東洋・正譜		八 月十九日	* (11t)
	征西将軍宮 糗玉 今旨	元中二年 二 月 十 日	<b>※</b> (1 <b>四</b> ())
・斎藤・影写・	今川了俊貞書状*	三月三日	二七九
正譜・	今川了俊貞安堵状	永徳元年 九 月 三 日	※ (1三七)
	今川了俊貞書下	永徳元年 六 月 二 日	<b>※</b> (1三六)
	袮寝久清与党交名注文	永徳元年 六 月 一 日	<b>*</b> (1 mm)
	今川了俊貞預ヶ状	康曆二年 七 月十四日	<b>*</b> (1111)

東洋・影写・正譜・県図	島津忠治書状・	閨四月 六 日	※ (三三九)
▽本口 宣案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	右中弁藤原宣秀奉口宣案	永正元年 三 月 廿 日	※ 臼田七)
《奉口宣案	右中弁藤原宣秀奉口	文亀三年十二月十六日	※ (三三六)
	島津武久加冠状	文明十四年十一月十九日	※ (三三五)
	島津忠国安書下	享徳二年 七 月十二日	<b>(3111111)</b>
	島津忠国契状	文安三年十月三日	<b>*</b> (1 = 1)
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	島津忠国宛書下	永享九年 八 月 一 日	※ (三三七)
	島津忠国宛書下	永享九年 二 月廿八日	※ (三三六)
	島津忠国宛書下	永亨八年 八 月 三 日(ş)	※ (三三五)
		文書	禰寢氏文書
	島津忠国宛書下	永亨八年八月三日	* (1110)
	島津忠国宛書下	永享七年十二月 五 日	※ (三 九)
	島津忠国宛書下	永享七年十二月 五 日	※ 三八
	島津忠国按書下	永亨七年 八 月廿三日	<b>※</b> (三二七)
	島津久豊書下	應永廿一年六月廿五日	<b>(111111)</b>
影写・正譜・県図	島津尊久忠書下	應永廿三年 九月 九日	<b>*</b> (311E)

#### 平氏袮寝家系図

<b>※</b> □	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>	<b>*</b>
(三五五)	(三五三)	(三五)	(三五O)	(三四九)		(三四七)	(三四六)
九 月十七日	元亀四年 五 月廿四日	元亀四年 二 月廿六日	元亀四年 二 月廿六日	元亀四年 二 月廿六日	元亀四年 二 月廿一日	元亀四年 二月 廿 日	天文四年 五 月 五 日
島   達義久   書伏	島津家国老連署奉書	新納忠元外四名連署起請文	喜入季久外二名連署起請文····································	島津義久起請文	島津家国老・三使・副使等連署状正譜・県図	島津家国老・三使・副使等連署起請文神文正譜・県図	島津勝久宛行状 ······東洋·正譜·県図